平成 22 年度
中央区個別外部監査報告書

「特別区税の賦課徴収事務について」

平成 23 年 2 月
中央区個別外部監査人
宮本　和之

目　次

第１　平成 22 年度個別外部監査の概要 1

１．外部監査の種類 1
２．監査の対象とした事項 1
３．監査対象部署 1
４．監査対象期間 1
５．契約期間 1
６．外部監査の実施期間 1
７．外部監査の視点 1
８．主な監査手続 2
９．監査従事者 2
10．利害関係 2

第２　監査対象の概要 3

１．中央区の特別区税の平成 21 年度の状況 3
２．中央区の特別区税の平成 17 年度から 21 年度までの推移 5
３．中央区の賦課徴収事務の概要 10

第３　監査の指摘及び意見（総論） 13

１．特別区税の賦課徴収事務の合規性 13
２．特別区税の賦課徴収事務の経済性・効率性・有効性 13
（１）適切性を欠いていると判断される事項 13
（２）改善・検討を求める事項 14
（３）制度上の課題等 15
３．総括（組織的な対応の強化） 15

第４　監査の指摘及び意見（各論） 18

１．特別区税の賦課事務について 18
【主な監査要点】 18
（１）課税資料データの登録の正確性 19
（２）特別区民税の納税義務者の捕そく 22
（３）委託業務の管理 24
（４）特別区民税の減免制度 26
（５）特別区民税の納税通知書等の発送前引き抜き作業の管理 26
（６）特別区民税の賦課実績の管理 27
（７）軽自動車税の統制手続の明確化及び実施の記録・報告 30
（８）軽自動車税の更正等の理由に関する情報の蓄積と活用 32
（９）特別区たばこ税に関する課税事務 32
(10) 入湯税に関する課税事務 34
２．特別区税の収納事務について 36
【主な監査要点】 36
（１）収納事務の正確性 37

（２）過誤納金の処理 38
（３）還付加算金の処理 39
（４）電話応対の能率 40
（５）税関係証明書の発行システム 41
（６）納付手段の多様化への取り組み 41
（７）他の納付方法の検討状況 43
（８）納期限までに租税を完納しない納税者への対応 43
（９）督促状の送付 46
３．特別区税の滞納整理事務について 47
【主な監査要点】 47
Ⅰ．総括的検討 48
（１）特別区民税の収入未済額と不納欠損額の推移 48
（２）担当者ごとの担当金額、地区別の担当金額 48
（３）高額ヒアリング（高額滞納者対応の内部会議） 50
（４）少額案件増加への対応 52
Ⅱ．滞納整理事務ごとの検討事項 54
（１）催告の状況の管理機能の強化 54
（２）催告の見直しが必要な事案 56
（３）財産調査の見直しが必要な事案 57
（４）差押検討対象とされる時期（全体的な視点から） 62
（５）差押検討対象となる滞納税額（全体的な視点から） 64
（６）差押財産の対象範囲の拡大（全体的な視点から） 65
（７）差押財産の対象範囲の拡大（個別事案の検討結果から） 66
（８）最終催告書の送付（全体的な視点から） 67
（９）滞納額を増加させる少額分納を認めない原則の徹底 68
(10) 取立の保留を見直す必要がある事案 70
(11) 滞納処分の執行停止（全体的な視点から） 71
(12) 滞納処分の執行停止が適切でなかった可能性がある事案 72
(13) 差押解除に問題のある事案 73
(14) 時効 75
Ⅲ．情報の共有 77
（１）知識の充実維持、共有化 77
（２）他課の滞納整理との連携 78
４．その他 80
（１）軽自動車税の徴税コストⅠ（徴税費全体からの分析） 80
（２）軽自動車税の徴税コストⅡ（賦課事務の合理化） 82
（３）軽自動車税の徴税コストⅢ（収納率からの分析） 84
（４）延滞金の収納事務 84
（５）延滞金の管理方法 86

（本報告書における記載内容の注意事項）

・端数処理

報告書の数値は、原則として単位未満の端数を切り捨てて表示しているため、表中の総額と内訳の合計が一致しない場合がある。

公表されている資料等を使用している場合には、原則としてその数値をそのまま使用している。そのため、端数処理が不明確な場合もある。

・報告書の数値等の出典

報告書の数値等は、原則として中央区が公表している資料、あるいは監査対象とした組織から入手した資料を用いている。その場合には数値等の出典は明示していない。

報告書の数値等のうち、中央区以外が公表している資料あるいは監査対象とした組織から入手した資料以外の数値等を用いたもの、あるいは他の地方自治体等の数値等を表示したものについては、原則としてその出典を明示している。

・凡例

本文中で使用する法令等の略語は次のとおりである。

自治法	地方自治法
自治令	地方自治法施行令
自治規則	地方自治法施行規則

・法令等の条文については次のように表記するものとする。

項番号　Ⅰ、Ⅱ
号番号　①、②
（例）　地方自治法第 240 条第 4 項第 1 号　⇒ 自治法 240 条Ⅳ①

・「監査の指摘」と「監査の意見」の区分は次のとおりである。

「監査の指摘」	法令、条例、規則等に反していると判断される事項や社会通念上著しく適切性を欠き不当と判断される事項
「監査の意見」	「監査の指摘」以外で改善・検討を求める事項

・本報告書において用いている主な用語

用語	内容
調定額	地方公共団体が歳入を徴収しようとする場合に、地方公共団体の長がその歳入の内容を調査して収入金額を決定する行為を調定といい、その決定した額を調定額という。
収入済額	当該年度の歳入として調定された収入で、当該年度中（出納整理期間を含む。）に納入されたものをいう。
不納欠損額	すでに調定された収入で未納となっているもののうち、債権の徴収停止や債務の免除の規定等の適用により、徴収できないものとして認定されたものをいう。
収入未済額 （未収金額）	当該年度の歳入として調定された収入のうち、何らかの理由によって当該年度中に納入されなかったものをいう。
収納率	確定した納付されるべき額(調定額)のうち、実際に納付された額(収入済額)の割合をいう。 さまざまな収納業務を行う上での基礎となる数値で、収納率が高いほど、公平な負担が図られており、かつ、安定した財政運営を行うことができる状態といえる。 $\text{収納率} = \dfrac{\text{収入済額}}{\text{調定額}} \times 100\%$
普通徴収	徴税吏員が納税通知書を納税者に交付することによって地方税を徴収することをいう。 課税権者が一方的に租税債権の内容を具体的に確定させる行政処分（賦課処分）を行う方法。 ※ 徴税吏員 都道府県知事もしくはその委任を受けた都道府県職員または市町村長もしくはその委任を受けた市町村職員をいう。
特別徴収	地方税の徴収について便宜を有する者を特別徴収義務者として指定し、その者に納税義務者から地方税を徴収させ、その徴収すべき税金を納入させることをいう。
滞納	納税者が納期限までに租税を完納しないため督促状を送達したにも関わらず、租税が納付されないこと。
滞納整理	滞納となった租税債権を徴収するための事務手続の総称。 ①催告書等の発送、滞納者との面接交渉等による納税の催告 ②滞納者等の財産調査 ③差押、交付要求等の滞納処分 ④徴収猶予等、納税の猶予制度の適用等 以上の事務手続を行い、滞納している徴収金を徴収して完結させるか、あるいは滞納処分の停止を行うことによりその徴収権を消滅させるかのいずれかの解決策を講じることをいう。 ※ 滞納整理は滞納となった租税債権を徴収するための事務手続の総称で、滞納処分は滞納整理に含まれる税法上の手続。

用語	内容
督促	債務者が納期限を過ぎてもなおその債務を履行しない場合に、滞納処分または強制執行を行う前提条件として、期限を指定してその納付を求めることをいう。
催告	督促しても完納されない場合に、さらに納付を促すための請求を行うこと。文書による方法（文書催告）、電話による方法（電話催告）及び滞納者を直接訪問して催告を行う方法等がある。
財産調査	督促状を送付し、催告を実施しても納付がない場合等に、滞納者に対する差押に先立ち、差押の対象となりうる財産の有無やその価値等を調査すること。 任意の調査である質問・検査、滞納処分の一つである捜索（強制調査）等がある。
滞納処分	地方税法により行う行政上の強制執行。 債務者が納付期限までに完納せず、督促を行ってもなお完納しない場合に、地方公共団体（徴税吏員）が債務者の財産を差し押え、これを換価し、その換価代金をこれらの公法上の収入に充当する一連の強制徴収の手続をいう。 滞納処分の具体的な手続は地方税法に規定されているが、地方税法に規定されていない手続に関しては、「国税徴収法に規定する滞納処分の例による」とされており、国税徴収法の規定に従うこととなる。なお、狭義の滞納処分と広義の滞納処分に分類されることがある。 ※狭義の滞納処分：　捜索、差押、換価、換価代金等の配当 ※広義の滞納処分：　狭義の滞納処分に交付要求及び参加差押を加えたもの
差押	滞納者の特定の財産について、滞納者の意思に関わりなく、法律上または事実上の処分を禁じ、それを公売その他の方法により金銭に換価可能な状態にするために行なわれる手続。 差し押さえられた財産は、所有権に基づく使用・収益・処分に制限を受ける。
換価	差押財産を金銭に変える強制手続の総称で、次の 2 つに分けられるが、一般的には①を指して換価ということが多い。 ①財産の売却（公売） ②債権の取立
公売	差押財産の換価のために、公的な機関が法律の規定に基づいて買受の機会を一般に公開して行う売買。 地方団体の長は差押財産を換価するときは原則として公売に付さなければならず、公売は入札またはせり売り（いわゆる「オークション」）で行わなければならないとされている。 近年では、インターネットを使った公売（インターネット公売）を行う自治体が増えている。

用語	内容
換価代金等の配当	差押財産の売却代金その他の金銭を差押租税その他の債権に配分する手続の総称。
交付要求	徴収機関が自ら滞納処分を行わず、他の執行機関の強制執行に参加して、その換価代金から税を徴収する手続のこと。
参加差押	交付要求に加えて、先行の滞納処分手続が換価に至ることなく終結し、差押の解除が行われた場合に、参加差押をした時にさかのぼって差押の効力が生じ、その後滞納処分手続を続行すること。
納税の猶予制度	納税者または特別徴収義務者（以下「納税者等」という。）の個別的、具体的な事情に応じて、地方団体の徴収金の徴収を猶予することを目的とする制度。 納税者等が納付期限までに完納せず、督促を行ってもなお完納しない場合には、原則として一定の手続に従って強制徴収するのが原則であるが、納税者等が置かれている個別的、具体的事情によっては、強制徴収することが適当でない場合がある。そのような場合にとられる措置である。地方税法で規定する制度であるが、実務上は地方税法に該当しない納税猶予が行われることもある。 地方税法が規定する納税の猶予制度は次の 3 項目である。 ①徴収猶予 ②換価の猶予 ③滞納処分の執行停止 なお、地方税法上では、納税の猶予の期間中は、地方団体は原則として担保を徴収しなければならないとされている。
換価の猶予	滞納処分を受けた滞納者に対して、その財産の換価を直ちにすることにより、その事業の継続または生活の維持を困難にするおそれがあるとき等に、その換価を猶予して納税の猶予を図る制度。
滞納処分の執行停止	滞納者に滞納処分できる財産がない、滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき等に、滞納処分の執行を停止して納税の猶予を図る制度。
時効	一定の事実上の状態がある法定の期間継続した場合に、その継続してきた事実関係を尊重して、これに法律効果を与える制度。時効の完成によって権利を取得せしめる取得時効と、一定の期間権利者が権利を行使しないという事実状態が継続する場合に当該権利を消滅させる消滅時効とがある。 自治法では 236 条で金銭債権の消滅時効について規定している。236 条によると、金銭の給付を目的とする地方公共団体の権利及び地方公共団体に対する権利で金銭の給付を目的とするものは、時効に関し他の法律の定めがあるものを除き、債務不行使の状態が 5 年間継続するときは、時効により消滅する。また、この消滅時効については、時効の援用を必要とせず、その利益を放棄できないとされている。

用語	内容
時効の援用	時効の完成によって利益を受ける者が時効の完成を主張すること。民法 145 条に規定がある。時効による利益を享受するか否かをその利益を受けるべき者の意思に委ねている。
時効利益の放棄	すでに時効が完成した場合であっても、時効によって生ずる利益を受けないという意思を表示すること。相手方に対する意思表示によってなされるが、相手方の同意を必要としない。 また、その意思表示はどのような形式でもよい。裁判上でも裁判外でもよいし、明示的であると、黙示的であるとを問わない。
時効の中断	時効の基礎である事実状態が、それと相容れない事実の発生によって中断すること。時効の停止と同様に時効完成の障害であるが、時効の停止が一時的な障害であるのに対して、時効の中断は永久的な障害である。よって、時効の中断の場合はこれまで進行してきた時効期間が法的に無意味となる。 民法 147 条に規定があり、同条では、時効の中断事由として次のものをあげている。 ①請求 権利者が、時効によって利益を受ける者に対し、その権利を行使すること ②差押・仮差押・仮処分 差押は、確定判決その他の債務名義に基づいてなされる強制執行であり、仮差押・仮処分とは、権利の実行が不能もしくは著しく困難となるおそれがある場合に、強制執行を保全するための手段のこと ③承認 時効の利益を受ける当事者が、時効によって権利を失う者に対して、その権利が存在することを知っている旨を表示すること
時効の停止	時効期間の満了が近づいていながら、権利者が時効を中断することが困難な場合に、一定期間に限り時効の完成を猶予すること。時効の中断と異なり、時効期間の延長であって、すでに経過した時効期間は無効とはならない。 民法 158 条等にその定めがある。

第１　平成 22 年度個別外部監査の概要

１．外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 41 第 1 項に規定する長からの要求に係る個別外部監査

２．監査の対象とした事項

「特別区税の賦課徴収事務について」

３．監査対象部署

中央区総務部税務課

４．監査対象期間

平成 21 年度（平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日まで）
ただし、必要に応じて他の年度の執行分も含む。

５．契約期間

平成 22 年 11 月 1 日から平成 23 年 2 月 15 日

６．外部監査の実施期間

平成 22 年 11 月 1 日から平成 23 年 2 月 15 日

７．外部監査の視点

特別区税の賦課徴収事務では、課税額の正確性や課税対象の網羅性と並んで、課税の公平性が重要となる。例えば、滞納者への対応を怠り、不納欠損額を増やしてしまうと、正しく納税している区民との不公平が生じることになる。

しかしながら、公平性実現のために徴税コストを無制限に費やすことも適切ではなく、財政状況が厳しいと言われる昨今の地方公共団体においては、徴税コストの見直しも必要である。例えば、滞納整理事務についても、資力の乏しい滞納者に必要以上に徴税コストを費やしても十分な成果は期待できない。滞納整理事務は滞納者の経済状況を適切に見極め、効率的・効果的に行うことが重要である。

公平性の追求と徴税コストの見直しは、どちらかに偏って達成されるべきものではなく、徴税コストを見直しつつ公平性を追求するという VFM(Value for Money)を高

める努力が必要である。VFM とは、お金（コスト）＝税金に対する使用価値を最も高めようという考え方である。

以上より、今回の監査においては徴税コストの見直しと公平性・正確性の追求を一体で考え、2 つの目的がバランス良く達成されているか、つまり、VFM が向上しているかを重要な監査ポイントとして監査を実施した。

８．主な監査手続

（１）中央区の特別区税の賦課徴収事務の概要の把握

中央区公式ホームページや中央区総務部税務課（以下「税務課」という。）から資料を入手すると同時に、税務課から意見聴取することによって、中央区における特別区税の賦課徴収事務の概要を把握した。

（２）監査要点と監査手続の作成

特別区税の賦課徴収事務の概要を踏まえ、監査要点と監査手続を作成した。

（３）関連資料の精査と現地調査

関連する条例、諸規則、その他関連書類を入手し、その内容を精査した。また、案件を抽出し、当該案件を所管する部署からの意見聴取を行い、事務手続の合規性、効率性、有効性、経済性を検討した。

（４）報告書のとりまとめ

以上の結果を取りまとめて、監査報告書を作成した。

９．監査従事者

個別外部監査人	公認会計士	宮本　和之
監査補助者	コンサルタント	石村　英雄
	公認会計士	加藤　　聡
	公認会計士	作本　　遠
	公認会計士	山口　剛史

10. 利害関係

個別外部監査の対象である事項につき、個別外部監査人及び監査補助者は地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第２　監査対象の概要

１．中央区の特別区税の平成 21 年度の状況

（１）特別区税の平成 21 年度の決算状況

表 1 は、中央区の平成 21 年度の特別区税の決算状況を示したものである。

中央区は特別区税として、特別区民税（個人分）、軽自動車税、特別区たばこ税及び入湯税を賦課徴収している。

平成 21 年度の調定額は特別区税合計で 23,590 百万円になり、そのうち 21,785 百万円が年度内に収納されている。そのため、平成 21 年度の収納率は 92.3%であった。収納されなかった特別区税のうち 86 百万円は収納不能と認定されて不納欠損処理され、1,720 百万円が次年度以降に収納するべきものとして繰り越されている。

特別区税の中では特別区民税（個人分）の占める割合が高い。平成 21 年度の調定額は 20,897 百万円であるが、これは特別区税全体の調定額の 88.6%を占めている。次いで大きいのが特別区たばこ税で、平成 21 年度の調定額 2,634 百万円は全体の 11.2%を占めている。

表 1　平成 21 年度の特別区税の状況　（単位:千円）

税目	調定額	収入済額	不納欠損額	還付未済額	収入未済額	収納率
特別区民税（個人分）	20,897,665	19,099,657	85,841	2,106	1,714,272	91.4%
軽自動車税	56,658	49,350	801	39	6,545	87.1%
特別区たばこ税	2,634,174	2,634,100	－	－	74	100.0%
入湯税	2,090	2,090	－	－	－	100.0%
合計	23,590,588	21,785,198	86,643	2,145	1,720,891	92.3%

市町村が課すべき税目として地方税法には、市町村民税（個人分・法人分）、固定資産税、軽自動車税、市町村たばこ税、鉱産税、特別土地保有税、入湯税、事業所税、都市計画税等が定められている。これらのうち、特別区の存する区域においては、都等の特例として、市町村民税（法人分）、固定資産税、特別土地保有税、事業所税、都市計画税は都が課している。したがって、中央区は、地方税法および中央区特別区税条例に基づき、市町村が課すべき税目のうち都が課税している税目を除いた次の税目を課している。

○ 法定普通税（その収入の使途を特定せず、一般経費に充てるために課される税で、税目が法定されているもの）
特別区民税（個人分）、軽自動車税、特別区たばこ税、鉱産税

○ 目的税（特定の費用に充てるために課する税）
入湯税

（２）特別区税のうち現年課税分の平成 21 年度の決算状況

表 2 は、**表 1** のうち現年課税分の状況を示したものである。

平成 21 年度の現年課税分の調定額は 21,906 百万円であり、そのうち 21,351 百万円が収納されたため、収納率は 97.5％である。収納されなかった特別区税のうち 1 百万円は収納不能と認定されて不納欠損処理され、555 百万円が次年度以降に収納するべきものとして繰り越されている。

表 2　平成 21 年度の特別区税の状況（現年課税分）　（単位:千円）

税目	調定額	収入済額	不納欠損額	還付未済額	収入未済額	収納率
特別区民税（個人分）	19,219,836	18,666,823	1,705	2,091	553,399	97.1%
軽自動車税	50,461	48,461	7	35	2,027	96.0%
特別区たばこ税	2,634,100	2,634,100	－	－	－	100.0%
入湯税	2,090	2,090	－	－	－	100.0%
合計	21,906,488	21,351,476	1,713	2,127	555,426	97.5%

（３）滞納繰越分の状況

表 3 は、**表 1** のうち滞納繰越分の状況を示したものである。

平成 21 年度の滞納繰越分の調定額は 1,684 百万円であり、そのうち 433 百万円が収納されたため、収納率は 25.8％である。収納されなかった特別区税のうち 84 百万円は収納不能と認定されて不納欠損処理され、1,165 百万円が次年度以降に収納するべきものとして繰り越されている。

表 3　平成 21 年度の特別区税の状況（滞納繰越分）　（単位:千円）

税目	調定額	収入済額	不納欠損額	還付未済額	収入未済額	収納率
特別区民税（個人分）	1,677,828	432,833	84,136	14	1,160,873	25.8%
軽自動車税	6,197	889	794	4	4,517	14.3%
特別区たばこ税	74	－	－	－	74	0.0%
入湯税	－	－	－	－	－	－
合計	1,684,099	433,722	84,930	18	1,165,464	25.8%

特別区民税（個人分）の収納率は、現年課税分は 97.1％であるが、滞納繰越分は 25.8％となり大きく下落している。特別区民税（個人分）は課税した年度内に収納できないと、その後収納が段々と難しくなっていく状況が推測される。一方、軽自動車税の滞納繰越分の収納率は 14.3％で、特別区民税（個人分）よりも低い。軽自動車税は、特別区民税（個人分）と比較すると金額的には小さいが、滞納すると特別区民税（個人分）以上に収納が難しくなってしまうことがわかる。

２．中央区の特別区税の平成 17 年度から 21 年度までの推移

（１）調定額の推移

表 4 及び**図 1** は、中央区の特別区税の調定額の平成 17 年度から 21 年度までの推移を示したものである。

中央区の調定額合計は、平成 17 年度が 18,753 百万円、平成 21 年度が 23,590 百万円で 4,837 百万円増加している。その要因は特別区民税（個人分）の増加によるものである。

特別区民税（個人分）の調定額は、平成 17 年度が 15,675 百万円、平成 21 年度が 20,897 百万円で 5,221 百万円増加している。特に平成 18 年度に大きく増加しているが、これは定率減税の廃止及び税源移譲の影響が大きいと思われる。

一方、軽自動車税の調定額は 57 百万円前後のほぼ横ばい状態で推移している。また、特別区たばこ税の調定額は、平成 17 年度が 3,021 百万円、平成 21 年度が 2,634 百万円で 386 百万円減少している。

表 4　調定額の推移　（単位:千円）

税目	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度
特別区民税（個人分）	15,675,869	18,249,093	18,733,132	19,487,173	20,897,665
軽自動車税	56,493	57,513	57,006	57,814	56,658
特別区たばこ税	3,021,023	3,046,665	3,000,763	2,845,974	2,634,174
入湯税	150	2,056	2,231	2,205	2,090
合計	18,753,536	21,355,328	21,793,134	22,393,168	23,590,588

図 1　調定額の推移

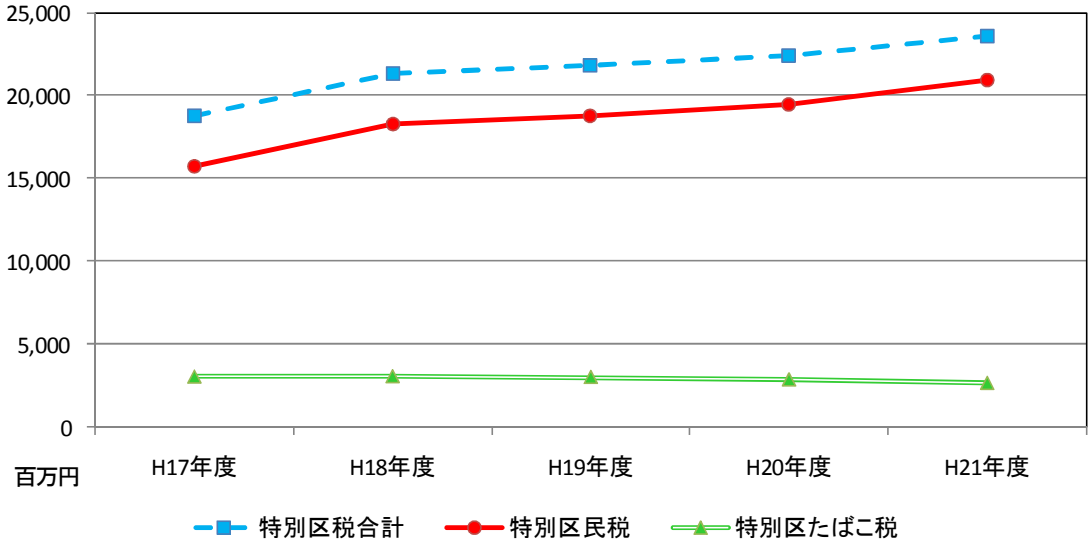

（２）収入済額の推移

表 5 及び**図 2** は、中央区の特別区税の収入済額の平成 17 年度から 21 年度までの推移を示したものである。

中央区の収入済額合計は、平成 17 年度が 17,357 百万円、平成 21 年度が 21,785 百万円で 4,427 百万円増加している。その要因は特別区民税（個人分）の増加によるものである。

特別区民税（個人分）の収入済額は、平成 17 年度 14,286 百万円、平成 21 年度 19,099 百万円で 4,812 百万円増加している。特に平成 18 年度に大きく増加しているが、これも定率減税の廃止及び税源移譲の影響が大きいと思われる。

一方、軽自動車税の収入済額は 50 百万円前後で推移している。また、特別区たばこ税の収入済額は、平成 17 年度 3,021 百万円、平成 21 年度 2,634 百万円で 386 百万円減少している。

表 5　収入済額の推移　（単位:千円）

税目	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度
特別区民税（個人分）	14,286,680	16,795,846	17,260,226	17,582,366	19,099,657
軽自動車税	50,063	51,033	50,457	50,845	49,350
特別区たばこ税	3,021,014	3,046,561	3,000,689	2,845,900	2,634,100
入湯税	150	2,056	2,231	2,205	2,090
合計	17,357,907	19,895,497	20,313,604	20,481,318	21,785,198

図 2　収入済額の推移

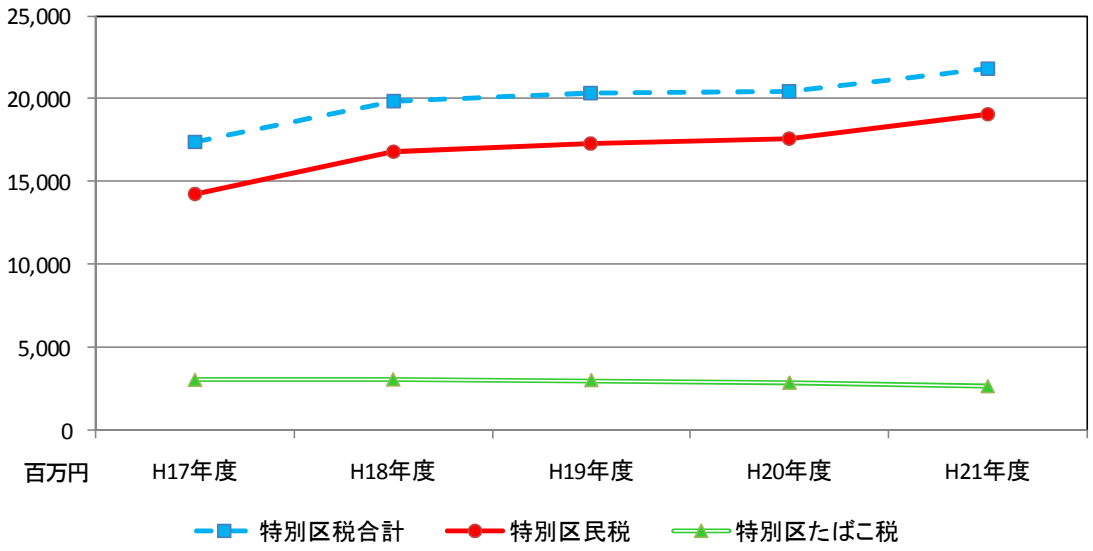

（３）不納欠損額の推移

表 6 及び**図 3** は、中央区の特別区税の不納欠損額の平成 17 年度から 21 年度までの推移を示したものである。

中央区の不納欠損額合計は、平成 17 年度が 99 百万円、平成 21 年度が 86 百万円で 13 百万円減少している。平成 20 年度の不納欠損額は 163 百万円で、不納欠損額は平成 20 年度までは増加傾向であったが、平成 21 年度に大きく減少している。

不納欠損額の大部分は特別区民税（個人分）から生じているが、一部軽自動車税からも生じている。軽自動車税の不納欠損額は 0.8 百万円前後で推移している。

表 6　不納欠損額の推移　（単位:千円）

税目	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度
特別区民税（個人分）	99,161	117,113	139,597	162,481	85,841
軽自動車税	746	718	681	759	801
特別区たばこ税	-	-	-	-	-
入湯税	-	-	-	-	-
合計	99,907	117,831	140,279	163,241	86,643

図 3　不納欠損額の推移

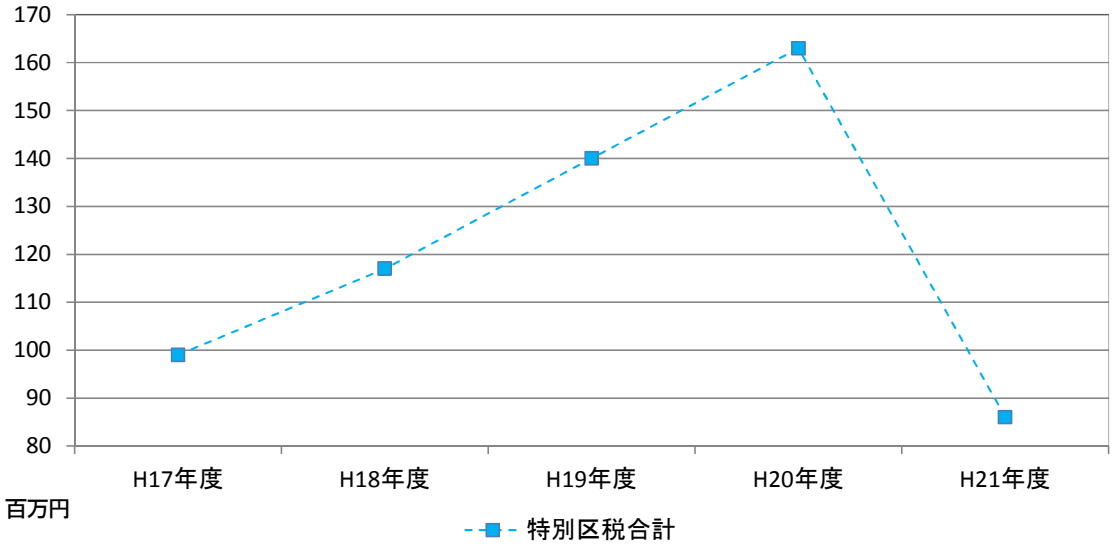

（４）収入未済額の推移

表 7 及び**図 4** は、中央区の特別区税の収入未済額の平成 17 年度から 21 年度までの推移を示したものである。

中央区の収入未済額合計は、平成 17 年度が 1,298 百万円、平成 21 年度が 1,720 百万円で 422 百万円増加している。平成 20 年度に 1,754 百万円となり大きく増加しているが、平成 21 年度は前年度よりも減少している。

収入未済額の大部分は特別区民税（個人分）から生じているが、一部軽自動車税と特別区たばこ税からも生じている。軽自動車税の平成 21 年度の収入未済額は 6 百万円で、平成 17 年度から増加傾向にある。特別区たばこ税では平成 19 年度より 74 千円の収入未済が残っている。

表 7　収入未済額の推移　（単位:千円）

税目	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度
特別区民税（個人分）	1,292,814	1,339,795	1,335,605	1,748,570	1,714,272
軽自動車税	5,712	5,783	5,886	6,245	6,545
特別区たばこ税	9	103	74	74	74
入湯税	-	-	-	-	-
合計	1,298,536	1,345,683	1,341,565	1,754,890	1,720,891

図 4　収入未済額の推移

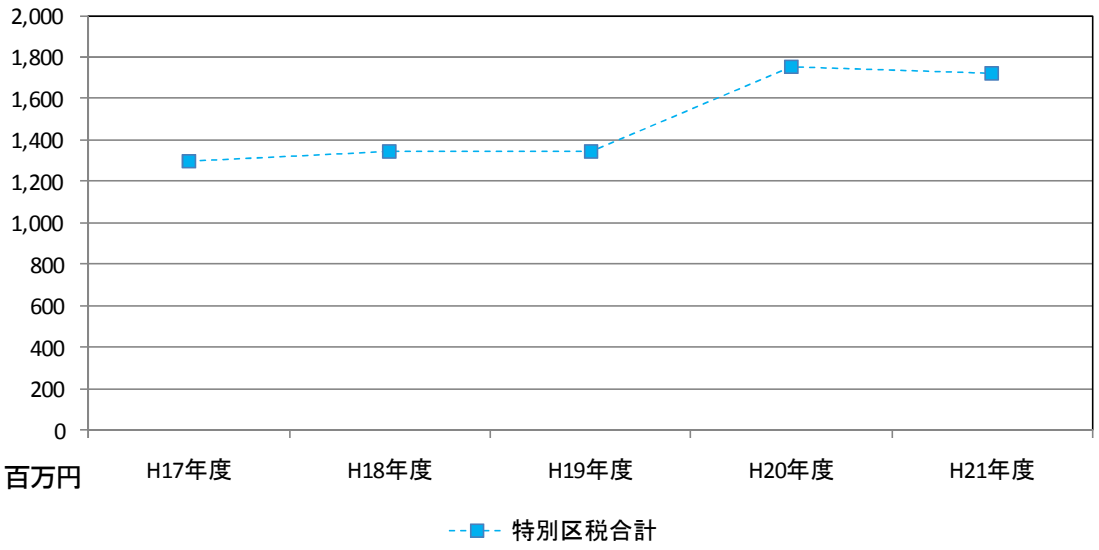

（５）収納率の推移

表 8 は、中央区の特別区民税（個人分）の収納率の平成 17 年度から 21 年度までの推移を示したものであり、**図 5** は**表 8** のうち現年課税分の収納率の推移を、**図 6** は滞納繰越分の収納率の推移を示したものである。

現年課税分及び滞納繰越分とも収納率は年度毎に上下している。平成 21 年度の収納率はいずれも前年度より上昇（改善）しているが、現年課税分は平成 18 年度の 97.4%、滞納繰越分は平成 19 年度の 28.5%が最も高く、平成 21 年度の収納率は、いずれもその水準まで達していない。

表 8　特別区民税（個人分）の収納率の推移

税目	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度
特別区民税	91.1%	92.0%	92.1%	90.2%	91.4%
現年課税分	96.8%	97.4%	97.0%	95.1%	97.1%
滞納繰越分	22.4%	21.1%	28.5%	23.2%	25.8%

図 5　特別区民税（個人分）の現年課税分の収納率の推移

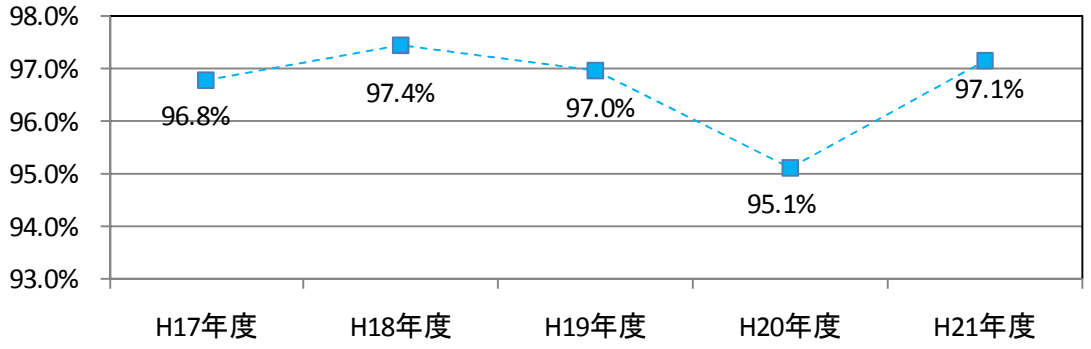

図 6　特別区民税（個人分）の滞納繰越分の収納率の推移

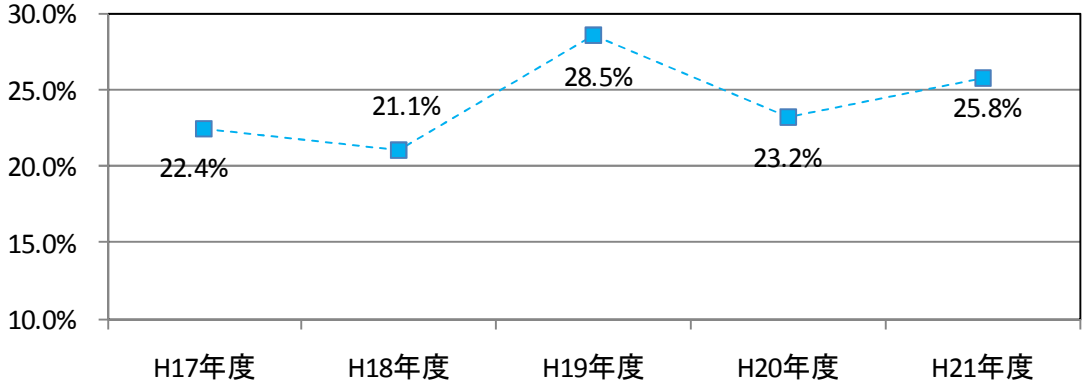

３．中央区の賦課徴収事務の概要

（１）中央区総務部税務課の所掌事務

中央区では税務課が特別区税の賦課徴収事務を所掌している。

税務課は管理係、課税係、収納係及び整理係の４つの係に分かれている。

管理係は軽自動車税、特別区たばこ税、入湯税の賦課に関する事務を分掌（分担して受け持つこと）している。課税係は特別区民税の賦課に関する事務を分掌しており、収納係は特別区税の収入管理、区税の証明に関する事務を分掌している。整理係は区税・税外収入金の滞納整理、徴収の嘱託・受託に関する事務を分掌している。

４つの係の所掌事務は次表のとおりである。また、各係の人員構成は**表 10** のとおりである。

表 9　税務課各係の所掌事務

係	所掌事務
管理係	1　税務事務の企画、調査及び連絡調整に関すること。 2　軽自動車税の賦課に関すること。 3　特別区たばこ税の賦課に関すること。 4　納税貯蓄組合に関すること。 5　課内他の係に属しないこと。
課税係	1　特別区民税の賦課に関すること。
収納係	1　特別区税（以下「区税」という。）の収入管理に関すること。 2　区税の証明に関すること。
整理係	1　区税の滞納整理に関すること。 2　税外収入金の滞納整理に関すること（他の部、課に属するものを除く。）。 3　徴収の嘱託及び受託に関すること。

表 10　税務課各係の人員構成（平成 22 年 4 月 1 日現在）

職層	課 長	係 長 主 査	一般事務	小 計	再任用 職 員	再雇用非 常勤職員	合 計
現員	1　人	6　人	44　人	51　人	2　人	2　人	55　人

職層	係 長 主 査	一般事務	小 計	再任用 職 員	再雇用非 常勤職員	合 計
管 理 係	2　人	4　人	6　人			6　人
課 税 係	2　人	18　人	20　人	1　人		21　人
収 納 係	1　人	7　人	8　人		2　人	10　人
整 理 係	1　人	15　人	16　人	1　人		17　人
合　計	6　人	44　人	50　人	2　人	2　人	54　人

（２）特別区税の滞納整理事務の流れ

特別区税の滞納整理事務の流れは次のとおりである。

図 7　特別区税の滞納整理事務の流れ

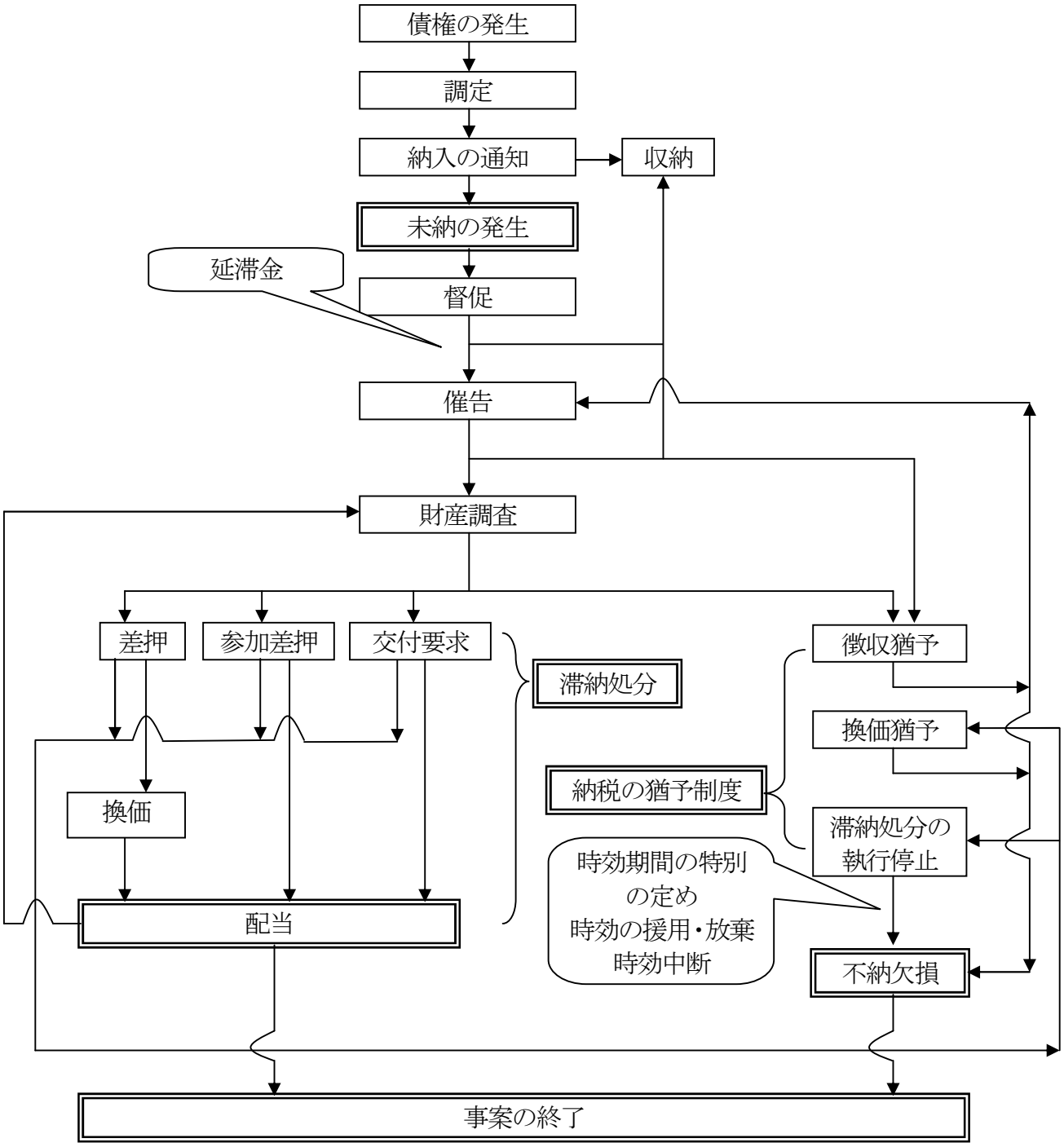

※ 強制徴収と滞納処分

１）強制徴収

一般に、公法上の金銭給付義務の不履行がある場合に、これを強制的に徴収する行政上の執行方法を強制徴収という。地方税の滞納処分が代表例であるが、地方税以外では、自治法 231 条の 3Ⅲに定める歳入について強制徴収が認められている。

同条によると、地方公共団体の歳入のうち、分担金、加入金、過料または法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入については、督促を受け、その督促で指定された納期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、当該歳入及び延滞金等について、地方税の滞納処分の例により処分することができるとされている。

地方税の滞納処分の例により処分することができるとは、地方税の滞納処分と同一の手続によって処分すべきことを意味し、滞納処分に関する限り、これら債権に対しても地方税法及び同法施行令の規定が包括的に適用される。

（行政上の）強制徴収

強制徴収

・地方税の滞納処分
・自治法 231 条の 3Ⅲに定める歳入に対する強制徴収
（分担金、加入金、過料または法律で定める使用料その他）

２）地方税の滞納処分と滞納整理

滞納が発生した場合には、督促状、催告書等の発送、滞納者との面接交渉等による納税の催告等を行うが、これらの手続を実施しても滞納が解消しなかった場合、滞納処分あるいは納税の猶予を検討することとなる。

図 8　滞納整理と滞納処分

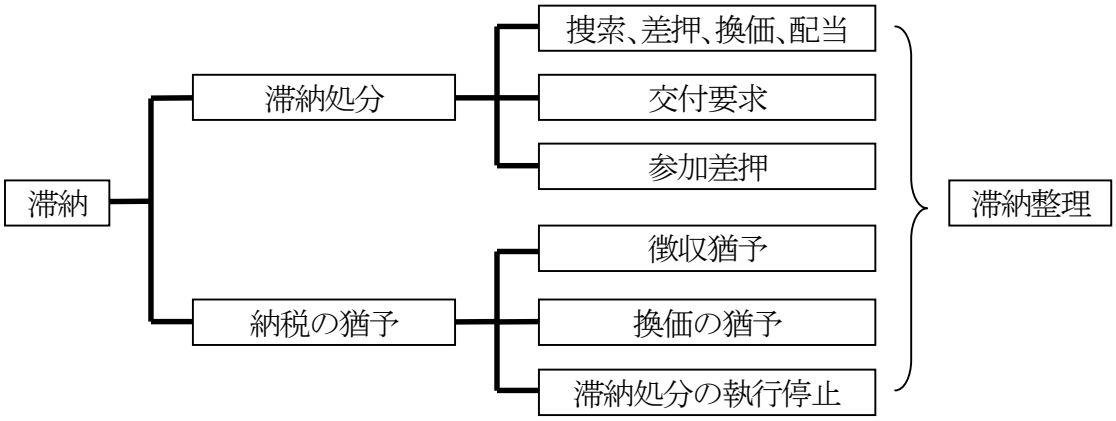

第３　監査の指摘及び意見（総論）

特別区税の賦課徴収事務では課税の公平性が重要となる。しかしながら、公平性実現のために徴税コストを無制限に費やすことも適切ではなく、徴税コストの見直しも必要である。

課税の公平性の追求と徴税コストの見直しは、どちらかに偏って達成されるべきものではなく、徴税コストを見直しつつ公平性を追求するという VFM(Value for Money)を高める努力が必要である。VFM とは、お金（コスト）＝税金に対する使用価値を最も高めようという考え方である。

今回の個別外部監査においては徴税コストの見直しと公平性・正確性の追求を一体で考え、2 つの目的がバランス良く達成されているか、つまり、VFM が向上しているかを重要な監査ポイントとして監査を実施した。

以下は、今回の個別外部監査の結果の総括である。

１．特別区税の賦課徴収事務の合規性

監査対象とした特別区税の賦課徴収事務（賦課事務・徴収事務・滞納整理事務）について、法令、条例、規則等に反していると判断される事項は見受けられなかった。

２．特別区税の賦課徴収事務の経済性・効率性・有効性

監査対象とした特別区税の賦課徴収事務について、経済性（最少のコストで実施されているか）、効率性（最大の成果やサービスが得られているか）、有効性（効果を上げているか）に関しては、適切性を欠いていると判断される事項や、VFM の観点から改善・検討を求める事項が見受けられた（指摘：2 件　意見：54 件）。

（1）適切性を欠いていると判断される事項

検税手続と滞納処分の執行停止後の状況確認については、適切性を欠いていると判断した。

① 検税手続の位置づけの不明確さ

区では、未申告者に対してはがきで通知し、再度申告を促す検税手続を平成 17 年度まで実施していたが、システム導入や年金特別徴収開始等による作業負荷増の影響により、平成 18 年度から 21 年度の 4 年間は検税手続を実施していなかった。

平成 22 年度に改めて検税手続を実施したところ、検税対象の 8.5%に当たる 455 件（課税額は 86,144 千円）が新たに課税となった。

新たに課税された 455 件、86,144 千円すべてが検税によるものとは言えず、検税手続が実施されなくても申告されたものが含まれている。ただし、検税によって申告を行ったものも相当数存在していることは確かであろう。

検税手続は地方税法等において実施が義務づけられているものではない。また、納税

は納税者の義務であり、本来は自己の責任において行うべきものである。しかしながら、すべての納税義務者が税制度を熟知しているとは限らず、納税を促すためには区が積極的に働きかけていくことも必要である。その意味では検税手続は重要であり、4 年間ではあるがそれを実施していなかったのは適切性を欠いていると判断した。

② 滞納処分の執行停止後の状況確認

滞納処分をすることができる財産がないときなど、滞納者が一定の条件を満たしている場合には、滞納処分の執行を停止することができる。

一旦執行停止になった案件については、執行の停止が 3 年間継続した場合には納付義務が消滅して不納欠損処分されることとなる。

執行停止については、執行停止後 3 年以内に当該執行停止となった事実がなくなったと認められるときは、執行の停止を取り消さなければならない。そのため、執行停止となった事実が引き続き存在しているのかについて、事後状況の確認を行う必要がある。

このことについて、区では事後状況の確認を十分に行っておらず、適切性を欠いていると判断した。

（２）改善・検討を求める事項

改善・検討を求める主な事項は次のとおりである。

① 滞納整理事務の見直し

滞納整理事務については、上述した滞納処分の執行後の状況確認のほかにも、財産調査の方法や差押の進め方などの事務手続の見直しが必要である。また、滞納整理事務を進める組織体制のあり方についても見直しが必要である。

財産調査については滞納処分につながるよう目的をもって実施する必要があり、そのためには、滞納者の職業あるいは生活の原資をどこから得ているのかなど、滞納者の現況については正確に把握しておく必要がある。

現状の差押財産は債権が中心となっているが、動産や有価証券など対象範囲を拡大する必要がある。

滞納案件については、地区ごとに担当者が決められているが、各担当者の業務量は定期的に検証していく必要がある。また、各担当者の業務をモニタリングする仕組みとして年 2 回高額ヒアリングを実施しているが、日常業務でのモニタリングのあり方を見直す必要がある。各担当者の催告の実施をバックアップする体制を強化するとともに、各担当者の催告の実施状況をモニタリングする仕組みを構築することが望まれる。

② 委託業務の管理等

限られた人員の中で経済的、効率的に賦課徴収事務を進めるためには、可能な限り業務の外注化（委託）を進めていく必要がある。中央区でも課税資料の登録や納税通知書等の印字、封入、封緘などは外部に委託している。委託すること自体には特段の問題はないが、委託業務の管理等についてはあり方を見直す必要がある。

委託にあたっては、業務の品質だけでなく、委託料の適正な積算のためにも委託業務の管理ルールを明確にする必要がある。また、業者選定時の競争性の付与、契約時における税務課の関与の仕方、委託業務の実施スケジュールなどについては見直しの余地がある。

③ 賦課事務の統制手続の見直し

現在は、行政を取り巻く諸課題をあらかじめリスクとして事前に洗い出し、評価・特定した上でその対応策を講じていくことが求められる。今回の監査では賦課事務において、リスクへの対応を見直す必要がある事案が見受けられた。

例えば、現在はエクセルシートを使用して調定額の総額を計算しているが、このエクセルシートの使用や管理に関しては明確な手続やルールがない。仮に計算過程に間違いが生じてもそれを把握することが困難な状況となっている。

事務処理のミスや不祥事件の発生などリスクには様々なものがあるが、すでに存在しているルールや体制をベースとして、リスクを管理するという観点から業務（統制手続）を見直していく必要がある。

（３）制度上の課題等

「軽自動車税」には制度上の問題、「延滞金」には長期的な課題が存在する。

① 軽自動車税の徴税コスト

軽自動車税については、税額が少額であるが相当の徴税コストを要しており、VFM の観点から見ると不効率な特別区税となっている。

このことは中央区だけに限ったことではなく制度上の問題ではあるが、区としては制度の範囲内で賦課事務の合理化に努めていく必要がある。

② 延滞金

延滞金については、決算書等での開示が十分ではなく外部からは実態が十分に把握できない。また、管理のあり方についても課題がある。

このことについても中央区だけの問題ではなく、現状において早急に事務の改善を求めるものではないが、長期的な課題として問題意識を有しておく必要はあると考える。

３．総括（組織的な対応の強化）

以上の論点のうち、**「委託業務の管理等」**と**「統制手続の見直し」**は、現在の事務に内在するリスクへの対応を求めるものである。現状の事務の流れの中からリスクを洗い出し、そのリスクの危険性等を評価・特定し、リスクの発生を最小限に抑えるために、現状の事務の流れの中での新たな対応を求めている。

それに対して、**「検税手続」**や滞納処分の執行停止後の状況確認を含む**「滞納整理事務の見直し」**は、現状の事務の流れそのものの見直しを求めるものである。

検税手続と滞納整理事務は、決められた事務手続をそのまま実施するだけでは問題

の解決に至らない場合もあり、事案に応じた弾力的な対応が求められる。

検税事務と滞納整理事務に限らず、事案に応じて弾力的に対応していく必要がある事務については、各担当者の問題意識や判断がより重視されることになる。しかしながら、各担当者の問題意識や判断を重視しすぎてしまうと、個々人によって事務の進め方が大きく異なってしまい、効率性や経済性、得るべき成果などにも違いが生じてしまう可能性がある。

弾力的な対応が求められる事務においても効率性、経済性を重視する必要があり、担当者によって成果が異なってしまう事態も避ける必要がある。そのためには、各担当者の問題意識や判断を尊重しながら、一方では組織的な対応を図っていくことを心がける必要がある。

組織的な対応を図っていくためには、あらかじめ誰もが守るべき一定のルールもしくは手順を定めておき、効率性、経済性に違いが生じないよう配慮する必要がある。担当者は、一定のルールもしくは手順に従ったうえで、事案の性質等に応じて的確な判断を行う必要がある。また、担当者により成果が異ならないよう、ノウハウを個々人だけではなく組織内に蓄積しておき、必要に応じて誰もがそのノウハウを活用できる仕組みを構築しておく必要がある。組織内にノウハウを蓄積するためには、常日頃から担当者間でコミュニケーションを図っていくことに加え、データベースの充実化など、システムの有効活用も必要となる。さらに、以上の事務を効率的・効果的に行うためには、上長によるモニタリングも適宜行っていく必要がある。

上記の考え方に従った場合、中央区においては、次の事項に留意して組織的な対応を図っていく必要があると考える。

① 目標管理

賦課徴収事務のうち滞納整理事務においては、特に組織的な対応を図っていく必要がある。この点、監査においては組織内のコミュニケーションが十分に図られているのかは明確とならなかった。

組織的な対応を図るためには、目標管理の考え方をより重視する必要がある。

目標管理には指標あるいは数値を用いることが考えられるが、賦課徴収事務は収納率等、目標管理に適した指標や数値が比較的容易に設定できる。具体的な目標を設定してその達成に努める姿勢が求められる。

② 意識の統一化

目標を達成するためには担当者の意識を統一化しておく必要がある。

例えば、差押については実施するタイミング等が担当者によって異なっている。このことが事案に応じて弾力的に対応した結果であれば適切といえるが、差押に対する担当者の意識の違いで差押の進め方が異なっているのであれば適切とはいえない。

一定のルールを定めることなどによって、組織内の意識の統一化を図る必要がある。

③ 現状把握

監査の実施にあたって、中央区の賦課徴収事務の現状を把握する目的でいくつかの統計データの提出を要請したところ、データが集計されていなかった項目が見受

けられた。
　集計されていなかったデータについては、中央区としては必要性を感じていなかったものや、データ自体はあるが集計を行っていないものなど様々なものがあると思われる。目標管理を行う場合には、まず現状を把握することが必要であり、そのためのデータ収集が重要となる。次にそのデータを分析して問題点を把握する必要がある。現状把握のためのデータ収集のあり方についても見直す必要がある。

④ 進行管理

　整理係では、100 万円以上を滞納している滞納者を抽出し、各担当者にその概要すなわち滞納している税の種類、金額、開始時期、調査状況、判明している調査結果、交渉過程、差押等処分の状況等を「滞納整理進行管理票」、「財産調査等チェックリスト」というＡ4 用紙計 2 枚程度の報告書に記入させ、内部会議で報告させている。この会議を係内では「高額ヒアリング」と呼称している。
　会議は 7 月と 12 月の年 2 回開催されており、本年度は 7 月 12 日から 7 月 23 日までの 9 日間と 12 月 13 日から、いずれも午前 9 時から 12 時、13 時から 16 時 30 分に行われている。なお、12 月実施分は 1 月に終了している。
　目標管理を強化するためには日常における進行管理も重要である。年 2 回の高額ヒアリング時に上長が状況を把握する仕組みだけでは、目標管理を強化しても十分に機能しない可能性がある。日常でのモニタリングのあり方を含め、進行管理のあり方についても見直しが必要である。

※ 監査の指摘及び意見の各論について

　監査の指摘及び意見の各論は、**「第４　監査の指摘及び意見（各論）」**（次頁）に、賦課事務、収納事務、滞納整理事務に区分して記載している。なお、「軽自動車税」と「延滞金」に関連する論点は、賦課事務、徴収事務および滞納整理事務の各事務に横断的に関連しているため**「４．その他」**（80 頁）に一括して記載している。
　地方公共団体における地方税の賦課徴収事務は、一般に賦課事務、徴収事務および滞納整理事務に大別され、この事務区分にしたがって組織を構築するケースが多々見受けられる。中央区も管理係と課税係が賦課事務を分掌し、収納係が徴収事務を、整理係が滞納整理事務を分掌しており、一般的な事務の流れに対応して税務部門を構築している。監査の指摘及び意見の各論も、この事務の流れに対応した形で記載している。

第４　監査の指摘及び意見（各論）

１．特別区税の賦課事務について

【主な監査要点】

① 特別区民税に関する課税資料の収集事務の効率性の検討

特別区民税の賦課決定は、特別区民税申告書、給与支払報告書、税務署に提出される確定申告書等の課税資料に基づいて行われる。このうち、税務署に提出される確定申告書については、税務署に出向いて情報を収集する必要があり、賦課事務において大きな負担となっていると推測される。

そこで、担当係へのヒアリング等を通して、税務署に提出される確定申告書を始めとする課税資料の収集が効率的に行われているか、見直すべき点はないかを確認し、問題点について改善策を検討した。

② 課税額の妥当性の検討

担当係へのヒアリング等により、入手した課税資料から特別区民税の賦課決定までの原則的な処理の流れを把握し、例外的な処理の有無を確認した。

例外的な処理が存在する場合には、正確性・公平性が確保されているかについて特に留意して検討した。具体的には、課税資料から複数のサンプルを抽出して、課税額の正確性を検討した。

③ 未申告者の補そく方法の効率性・正確性

特別区民税の賦課徴収事務の公平性を確保するためには、未申告者を適切に把握する必要がある。

そこで、担当係へのヒアリング等を通して、どのような方法で未申告者を捕そくしているのかを把握した。そして、その補そく方法は効率的かどうか、正確性・網羅性は確保されているか、見直すべき点はないかを確認し、問題点について改善策を検討した。

④ 補そくした未申告者への対応の適切性

未申告者を捕そくしても、その後の対応が適切に行われなければ、賦課徴収事務の公平性は確保されたことにはならない。

そこで、担当係へのヒアリング及び補そくした未申告者への対応を示すデータを入手し、その分析を通して、未申告者への対応とその効果を把握した。そして、捕そくした未申告者へ対応は適切に行われているか、見直すべき点はないかを確認し、問題点について改善策を検討した。

（１）課税資料データの登録の正確性

【概要】

市町村民税（特別区民税）と道府県民税（都民税）をあわせて一般的に住民税と称している。

住民税には個人の住民税と法人の住民税があるが、これは個人や会社などの法人は地方公共団体の一員として行政サービスを受けているという点に着目しているためである。したがって、個人は個人住民税を、会社などの法人は法人住民税を地方税として負担する仕組みとなっている。

表 11　個人の住民税

区分	説明
均等割	前年に一定以上の所得を有する場合、均等に課税される。
所得割	前年の所得金額に応じて課税される。
利子割	支払を受ける預貯金の利子等の額に応じて課税される。
配当割・株式譲渡割	上場株式等の配当及び一定の条件での株式譲渡に課税される。

※ 個人の道府県民税（都民税）の均等割と所得割は、納税者の便宜を図るため等、区が特別区民税とあわせて賦課徴収する。

※ 東京都の特別区では、法人の市町村民税は、都税とされており、徴収した一部が一定の基準で特別区に交付されている。

図 9　住民税の体系

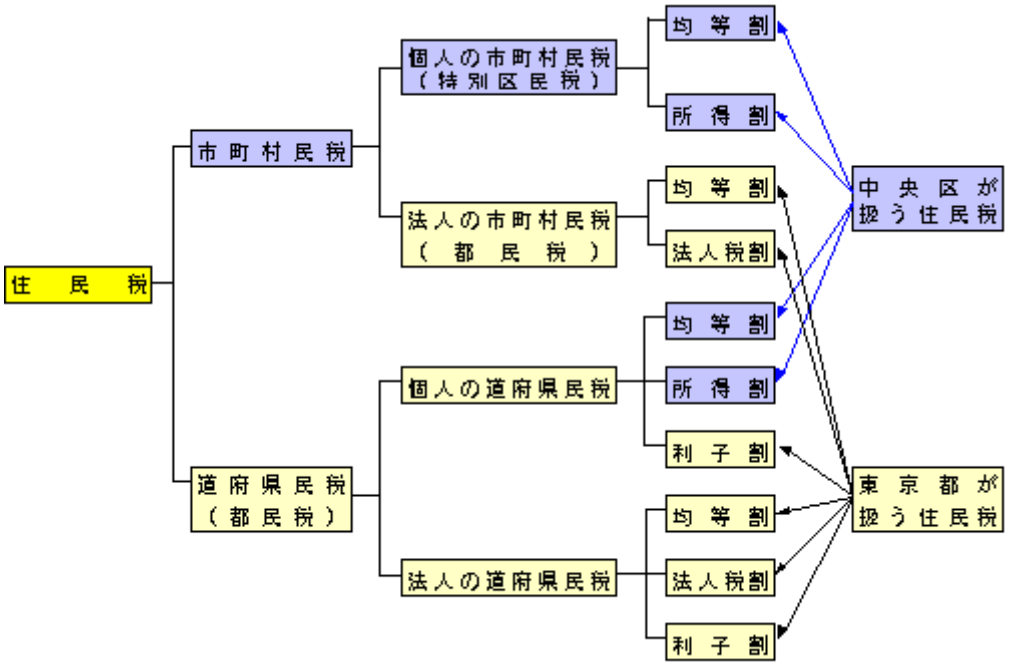

（中央区ホームページより）

特別区民税の賦課事務の流れに関して課税係担当者に質問を行った。当初賦課事務の流れの概要は次図のとおりである。

図 10　特別区民税の当初賦課事務の流れ

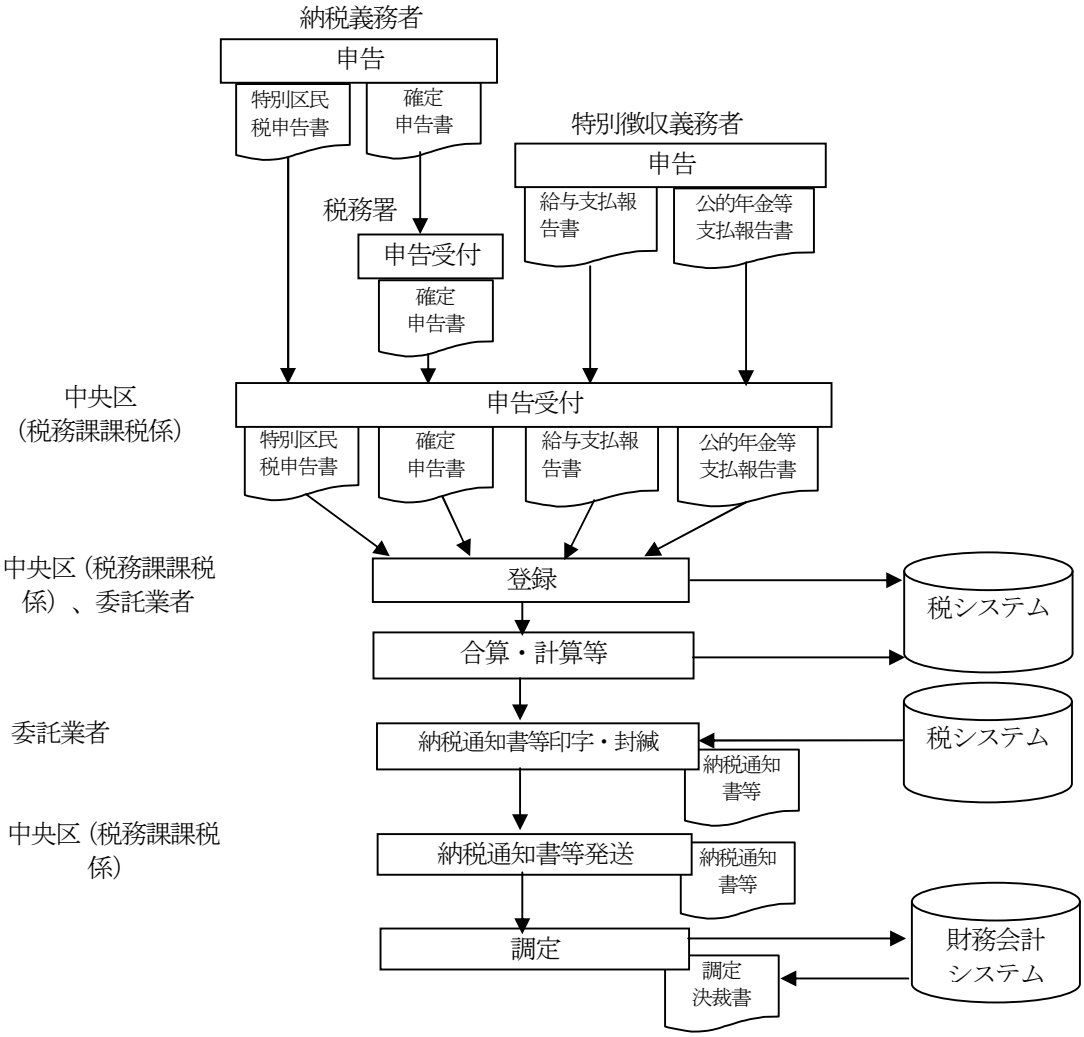

区では、毎年１月から４月にかけて区の特別区民税申告者や税務署に提出された確定申告書、特別徴収義務者から提出された給与支払申告書や公的年金等支払報告書の課税資料を受け付けてシステムに登録している。登録された賦課データに基づき、5月に特別徴収義務者へ税額通知書等を送付し、6 月に普通徴収の納税義務者に納税通知書等を発送している。

そこで、平成21年の確定申告書分離・転写結果報告書を閲覧し、区担当者による税務署での確定申告書の分離・転写作業の実施状況を確認した。また、平成21年４月から 5 月に区担当者自らがオンラインでシステム登録した課税資料データのうち、一部サンプルについて登録済データと課税資料を閲覧し、登録の正確性等を確認した。さらに、平成22年度当初賦課時において登録データのバッチ出力・内容チェックを行うメニューを閲覧し、登録データの正確性等を確保するための統制手続を確認した。

さらに、担当者への質問により、課税資料の受付からシステムへのデータ登録において賦課の正確性等を確保するために多様な確認やチェック（統制手続）が行われていることを確認した。例えば、課税資料の受付時の確認など手作業による統制手続、システム上での自動処理による合算や計算、論理・整合性チェックなど自動による統

制手続、システム上のアンマッチリストへの対応やバッチ出力・内容確認のメニューなど自動と手作業を組み合わせた統制手続について確認した。

【監査の意見】

課税資料データの登録における重要な統制手続の全体像を明確にすることが望ましい。

今回の個別外部監査においては、課税資料データの登録に関する事務において重要な誤り等は発見されなかったが、それは上述した統制手続が機能していたためではないかと推測される。

ただし、相対的に誤り等が発生しやすく、リスクが高いと考えられる事務手続に着目して担当者への質問等を行ったところ、例えば、課税資料のデータの登録について次のように気になる点が見受けられた。

（例１）オンライン入力時の確認手続

期限内に申告された通常の課税資料については、そのパンチ入力（電子データ化）を委託業者に委託して実施しているが、４月中旬以降は、区担当者が直接端末でオンライン入力を行っている。担当者によるとオンライン入力は全体の１割程度ということである。正確な作業量は不明であるが、平成 21 年度の当初賦課の調定件数 278,748 件から推測すると、2 万件程度の入力作業が 4 月中旬から 5 月にかけて発生していることになる。入力画面の操作についてはマニュアルがあり、また、システムに依存したエディットチェックや論理チェックなどは適用されていると思われるが、そのほか単純な入力ミスなどを発見するための担当者等による確認手続については必ずしも明確になっていない。

（例２）賦課システムへの eLTAX データの取り込み時の手続

給与支払報告書は、紙面で提出を受ける以外に eLTAX を利用して電子データで提出を受けている。eLTAX による申告は平成 22 年で 1,700 人分程度であるが、今後増えることが予想される。ただし、電子データで提出された給与支払報告書は、eLTAX と税システムのフォーマットが異なるため電子データを直接、税システムに取り込むことができず、一旦システム外で CSV 形式にて構成を修正する作業が発生している。間違い等が起こりやすい作業であると考えられるが、CSV データの取扱いや統制手続について明確に定められているわけではない。なお、区としても対応を検討中とのことである。

（例３）委託業者によるパンチ入力データの管理・確認

委託業者によりパンチ入力された課税資料データは、企画部情報システム課（ベンダーからの派遣職員）によって税システムに取り込まれるとともに、課税係によって内容の確認が行われる。課税係としては問題なくシステムに取り込まれたことを確認し、また、委託業者では対応しにくい点などに留意してデータの確認を行っているとのことであるが、各統制手続について、必ずしも明確に定められているとはいえない。

以上の例については、実際には統制手続を行うことになっているがそれが第三者に見える形になっていないだけの場合もあれば、他の統制手続で対応されているためその箇所での統制手続は必要ないと判断されている場合など、様々な状況のものが含まれていると考えられる。ただし、賦課事務に関する手順書やマニュアルなど、統制手続に関して記載されたものがなく、区として賦課データの正確性、網羅性等に関するリスクをどう認識し、それに対してどのような統制手続を必要と判断しているかがわかりづらいことは確かである。

したがって、まずは統制手続を明確にすることが望まれる。具体的には、現在行われている統制手続のうち、賦課データや納税通知書等に直接働きかける事務に対する統制手続、あるいは複雑で誤りやすい事務に関する統制手続、複数の担当者で共有すべき統制手続など、重要なものから順次明確にしていくことが考えられる。目的は詳細な事務マニュアルの作成ではなく、あくまで重要な統制手続の明確化であるため、既存の手順メモや部分的なマニュアル等を活用しながら、統制手続の全体像を明らかにしていくことが望ましい。

それにより、従来各担当者の行ってきた統制手続を区として実施すべき重要なものとして明確に位置づけることができ、運用面での徹底も図られると思われる。また、統制手続を担当者間で共有することで、その実施に関して組織的な対応が可能となり、担当者の経験の差や異動等の影響も最小限に抑えることができると思われる。

さらに、賦課事務に係る統制手続のデザインを全体最適の観点から見直す契機にもなる。システムによる自動統制を含めて統制の全体像を見える化することによって、重要なリスクに対する統制の漏れや、逆に統制手続の重複などを発見できる可能性があり、効果や作業負荷等を踏まえた統制手続の改廃や追加の機会となる。税制改正や今年度検討されている eTAX とのデータ連携など、賦課事務を取り巻く状況の変化に伴う新たな統制手続の検討の際にも、文書化された統制手続が検討のベースとして役立つものと期待される。

（２）特別区民税の納税義務者の捕そく

【概要】

住民税は、1 月 1 日現在の住所地で、前年の 1 月 1 日から 12 月 31 日までの 1 年間の所得に対して課税される。国税である所得税は現年の所得に対して課税されるが、地方税である住民税は前年の所得に対して課税される。

また、中央区に住所がなくても、仕事をするための事務所（事業所）が中央区にある場合や、他人に貸すためでなく本人や家族が住むために住所地以外の場所に設けた家屋敷に対して均等割が課税される。

表 12　納税義務者

納税義務者	均等割	所得割
区内に住所のある者	課税される	課税される
区内に住所はないが、事務所事業所または家屋敷がある者	課税される	課税されない

区では、特別徴収義務者からの申告対象者や確定申告をする者以外の区民（18 歳（単身者 16 歳）～65 歳）に対しては、毎年 2 月に申告書を送付して申告を促している。また、前年転入者に対しては毎年 7 月に区から申告書を送付している。

平成 22 年度には申告の網羅性を確保するために、さらに検税手続を実施している。これは 7 月時点（前年転入者は 8 月時点）での未申告者に対してはがきで通知し、再度申告を促すものである。以前から検税は行われていたが、平成 18 年度から 21 年度の 4 年間はシステム導入や年金特別徴収開始等による作業負荷増の影響により実施されていなかった手続である。

そこで検税事務実施マニュアルと平成 22 年度の検税集計表を閲覧し、未申告者の捕そく状況を確認したところ、その結果は次のとおりであった。

7 月抽出分の検税対象は 3,468 件であり、通知文を発送後、11 月末時点で 1,215 件については対象者からの回答等により処理済となっている。そのうち新たに課税されたものは 323 件、63,139 千円である。また、前年転入者の 8 月抽出分については 1,863 件の発送に対して 11 月末時点の処理済は 523 件で、新たな課税は 132 件、23,004 千円となっている。合計すると検税対象 5,331 件に対して 11 月末時点では処理済 1,738 件（32.6%）である。また、検税対象の 8.5%に当たる 455 件が新たに課税となり課税額は 86,144 千円である。

表 13　平成 22 年度検税調査結果（平成 22 年 11 月末現在）　（単位:件、千円）

	7 月実施	8 月実施	合計	構成比
検税対象	3,468	1,863	5,331	100.0%
11 月末現在処理済計	1,215	523	1,738	32.6%
・うち申告書を徴し課税となる者	323	132	455	8.5%
同　課税額(千円)	63,139	23,004	86,144	－
・うち申告書を徴し非課税となる者	336	174	510	9.6%
・うち申告書を徴さずに非課税と判断された者	334	152	486	9.1%
・うち区内に住民票はあるが実際に居住しておらず居所がわかっている者	146	39	185	3.5%
・うち区内に住民票はあるが調査時時点で行方不明の者	76	26	102	1.9%

【監査の指摘】

検税手続が４年間停止されており、賦課事務における検税手続の位置づけが不明確であった。

新たに課税された 455 件、86,144 千円すべてが検税によるものとは言えず、検税手続が実施されなくても申告されたものが含まれている。ただし、検税によって申告を喚起し、未申告者を捕そくする一定の効果が認められることは確かであろう。

現時点では、平成 18 年度当時の検税停止の判断根拠や平成 17 年度以前の検税データが残っていないため、停止の妥当性は検証しづらい。ただし、システム導入や年金特別徴収開始等の作業負荷増という事情は理解できるものの、賦課の網羅性や公平性を確保する重要な手続となりうるものであるにも関わらず、検税手続が停止されたり、再開されたりする状況から判断すると、賦課事務における検税手続の位置づけが不明確であったといえる。

検税手続の位置づけを明確にする必要があり、そのためには平成22年度の検税結果を十分分析することが重要である。また、検税事務実施マニュアルでは、通知文に対して回答がない区民に対して電話調査や臨戸調査の対応をすることとなっている。検税手続が重要なものとして位置づけられ、今後継続する場合、マニュアル自体も平成22年度の結果を踏まえて対象者の抽出条件や電話調査・臨戸調査の方法、未解決対象者のフォローアップなどについて見直し、その運用を徹底する必要がある。

表 14　平成22年度検税対象者抽出条件

・平成２年４月１日以前生まれ、単身世帯は平成５年４月１日以前生まれ
・ただし、次の者を除く
1. 事務所・事業所等課税対象者、住民登録外者
2. 被扶養者
3. 死亡者（1月2日以降死亡した者については、課税権はあるが対象外）
4. 国外転出（住民登録者）、出国（外国人）している者
5. 職権消除された者
6. 地方税法第294条第3項通知を受理した者
7. 生活保護法による被生活扶助者
8. 老年者（昭和20年1月2日以前生まれ）に該当する者のうち、前年度申告書等の提出がない者
9. 前年度検税結果が所在不明の者（平成23年度以降適用）

（３）委託業務の管理

【概要】

賦課事務は税務課の課税係の担当であるが、課税資料の登録（パンチ入力による電子データ化）と納税通知書等の印字、封入、封緘については委託業者に委託して実施している。

平成21年度当初賦課のパンチ入力及び納税通知書印字・封入・封緘業務に関して、委託業者との間で締結された委託契約書及び業務依頼時の送付書、業務終了時の納品書を閲覧し、委託業務に対する区の管理状況を確認した。その結果、担当者への質問により、委託業務の管理についても一定の統制手続が行われていることを確認した。

【監査の意見】

① 委託業務の管理

業務の品質だけでなく、委託料の適正な積算のためにも、委託業務の管理ルールを明確にする必要がある。

委託契約書や仕様書はあるが、前述**１．（１）**のように委託者として委託業務の正確性等を確認する具体的な手続が明確になっているとはいえない。例えば、区から委託業者へ業務を依頼する送付書とその明細、また、委託業者から業務成果を区が受け取る場合の納品書とその明細を閲覧したが、パンチ入力の場合、次表のように送付書と納品書の件数に差が出ている。差があること自体よりも、差の理由等が納品書等に明記されていないことや、送付書・納品書ともに明細の件数の内訳と合

計が一致していないケースがあることなどから考えると、委託業務の数量や品質をどの程度厳密に管理できているか疑問が生じる状況である。

委託業務の管理の問題は、業務の品質だけでなく委託料の支払金額の積算（単価契約）に直接影響するため、区としての管理ルールを明確にしておく必要がある。

表 15　平成 21 年度パンチ入力磁気ディスク作成委託業務の件数　（単位：件）

課税資料	送付書 a	納品書 b	差 c=b-a	比率 c/a×100
給与支払報告書	103,487	103,809	322	0.31%
公的年金等支払報告書	7,092	7,094	2	0.03%
特別区民税申告書	4,449	4,450	1	0.02%
確定申告書Ａ	8,662	8,658	△4	△0.05%
確定申告書Ｂ等	26,838	27,086	248	0.92%
合計	150,528	151,097	569	0.38%

② 委託の適切な活用について

業者選定時の競争性の付与、契約時における税務課の関与の仕方の見直し、委託業務の実施スケジュールなどについて見直しの余地がある。

課税資料のパンチ入力や納税通知書等の印字・封入・封緘の委託業務については、一括して同一の業者に委託している。契約期間は毎年４月から翌年３月までの１年間であるが、業務の専門性やタイトなスケジュールを踏まえて３年間は同一の業者と契約することとされている。３年ごとに入札を実施しているが結果的に同一業者に委託している状況が長期間続いている。契約は総務部経理課の担当であるが、税務課も委託の適切な活用の観点から次の点について検討を行う余地がある。

第一に、業者選定時の競争性の付与である。３年ごとの入札によっても同一の業者との委託契約が続いている状況は、安定した業務の実施などの利点がある反面、効率性や品質の向上に向けた業者のインセンティブが薄れるなど区にとって不利になる可能性もあり、業者選定時の競争性を高める工夫が求められる。委託業者の交替により、複数の業者が区の委託業務を経験することは、委託業務の履行の確保の面からも区にとってメリットがあると考える。

例えば、現在はパンチ入力業務と納税通知書の印字等業務を一括して発注する形となっているが、双方の業務は専門性などの関連性は低い。別々の業務として発注することも可能であり、多様な業者の入札参加を促すことにつながるのではないかと考えられる。

第二に、委託契約時における税務課の関与の仕方である。例えば、入札後２年目、３年目の契約時には、随意契約の理由の妥当性や、契約単価が入札時から変更される場合の妥当性等の判断に関して、業務を直接委託する部門として税務課がより積極的に関与することが必要であると考える。委託契約における税務課の関与の仕方を見直すことが望ましい。

第三に、委託業務の実施予定スケジュールの見直しである。当初賦課の委託業務は、毎年１月から６月の期間でパンチ入力と納税通知書の印字等業務がそれぞれ複数回に分けて実施されている。一方、契約期間は４月から翌年３月までであるため、契約上は前年度契約の後半と当年度契約の前半を使って当初賦課の一連の業務が実

施されていることになる。その影響からか、当初賦課のパンチ入力は３月末までに終了させ、４月から６月は納税通知書等の印字等業務の実施を行うように仕様書で定められている。しかしながら実際のパンチ入力は３月で終了せずに４月にも業務が委託されており、仕様書と実態が合っていない。

４月のパンチ入力の委託は、区担当者によるオンライン入力を減らし、作業負担やコストを軽減するねらいもあると思われるが、その面からも仕様書の業務実施スケジュールの設定を見直すことが望ましい。さらに、一連の賦課事務の期間と契約期間が整合するように複数年契約の締結についても検討の余地があると考える。

（４）特別区民税の減免制度

【概要】

減免制度とは、納税の猶予等によってもなお納税が困難であると認められる者に、申請によりその事情に応じて税負担の軽減・免除を行うものである。

納税者が次のような状況になったときは、原則として減免制度が適用される。また、減免の対象となる税金は納期限が過ぎていないものに限られるため、すでに納期限が過ぎている税金は減免の対象とならない。

表 16　減免の対象

	項目
1	生活保護法による扶助を受けた場合
2	その年の収入がなくなったことなどにより、生活が著しく困難になった場合
3	災害（火災・風水害）にあった場合

【監査の結果】

平成21年度の減免申請書を閲覧して減免の根拠を確認し、一部サンプルについてシステム登録データを閲覧して登録の正確性等を確認した。

以上より、減免に関する事務処理の一部を検討した結果、事務処理は適正に行われており、特に指摘すべき事項は見られなかった。

（５）特別区民税の納税通知書等の発送前引き抜き作業の管理

【概要】

委託業者から納品された印字・封入・封緘済の納税通知書や税額通知書等について、区では発送前に賦課対象外であることが判明した場合や修正申告があった場合などに納税通知書を引き抜く作業、あるいは新たな納税通知書と差し替える作業を行っている。

そこで平成 21 年度当初賦課について、納税通知書等の発送前引き抜きに関する資料を閲覧し、区担当者による手作業の状況を確認した。その結果、担当者への質問により、納税通知書等の発送前引き抜き作業についても一定の統制手続が行われていることを確認した。

【監査の意見】

納税通知書等の発送前引き抜き作業についても統制手続を明確にすることが望ましい。

納税通知書等の発送前引き抜き作業は、具体的には対象リストをシステムから出力して担当者が引き抜いているということであるが、作業の手順や留意点等を記載したものはなく、また、使用したリストやその正確な件数が残されていないため、実際にどのような作業が行われたのか、リストどおり引き抜かれた（差し替えられた）ことをどう確認したのかなどが第三者にとってわからない状況である。

前述の**１．（１）**と同様に、納税通知書等の発送前引き抜き作業についても統制手続を明確にすることが望ましい。

（６）特別区民税の賦課実績の管理

【概要】

平成 21 年度は 333,467 件、19,219,836 千円の特別区民税（現年課税分）が調定されており、その内容は次表のとおりである。

特別徴収（退職所得除く）の調定額が全体の 6 割（59.5%）を占め、普通徴収の調定額は 4 割弱（38.4%）である。また、賦課のタイミングとしては当初賦課で全体の 8 割以上（調定額全体の 86.4%）となっている。

そこで、平成 21 年度の調定決裁書及びその根拠資料を閲覧し、当初賦課及び年度途中の随時調定や更正の状況を確認した。また、平成 22 年 11 月の調定異動者一覧のうち、一部サンプルについてシステム登録データと課税資料を閲覧し、登録の正確性等を確認した。

表 17　平成 21 年度特別区民税（現年課税分）調定件数、調定額　（単位:件、千円）

		普通徴収	特別徴収	退職所得（特別徴収）	過年度分（普通徴収）	計	構成比
振替分	件数	－	30,888	－	－	30,888	9.3%
	調定額	－	1,749,613	－	－	1,749,613	9.1%
当初賦課	件数	109,220	169,528	－	－	278,748	83.6%
	調定額	6,998,961	9,613,021	－	－	16,611,982	86.4%
随時賦課	件数	15,976	20,092	752	1,588	38,408	11.5%
	調定額	669,556	554,757	213,263	194,030	1,631,607	8.5%
更正	件数	△ 4,655	△ 9,905	－	△ 17	△ 14,577	△4.4%
	調定額	△ 293,938	△ 473,604	－	△ 5,824	△ 773,366	△4.0%
計	件数	120,541	210,603	752	1,571	333,467	100.0%

		普通徴収	特別徴収	退職所得 (特別徴収)	過年度分 (普通徴収)	計	構成比
	構成比	36.1%	63.2%	0.2%	0.5%	100.0%	－
	調定額	7,374,579	11,443,787	213,263	188,206	19,219,836	100.0%
	構成比	38.4%	59.5%	1.1%	1.0%	100.0%	－

（注）1.　特別徴収の振替分は特別徴収義務者に前年度の税額通知書で通知した特別区民税のうち、本年度４月、５月徴収分である。一方、特別徴収の当初賦課からは翌年度４月、５月徴収分は除かれている。
2.　退職所得と過年度分の賦課には当初賦課の概念がないため、便宜的に随時賦課や更正の欄に記載している。

【監査の意見】

① 調定額の計算の管理（課税係担当）

調定額を計算するエクセルシートの使用や管理に関して、手続やルールを明確にすることが望ましい。

賦課データをもとに毎月、財務会計システムにデータを登録し、特別区民税の調定額の決裁を行っている。ただし、税システムと財務会計システムの間で直接データ連携が行われるのではなく、賦課データを一旦手元のエクセルシートの所定欄に入力して調定額を計算している。賦課と調定の期間や区分の違いを補正する複雑な計算シートとなっており、また、賦課データと納税通知書の発送データなど、データ間の整合がとれずにエラーが出ることも多く、手作業で原因を解明していくことが求められている。

例えば、平成21年９月分の計算では、区民税と都民税を合わせて401千円の差額が出てエラーとなっている。さらに現在の税システムは導入から年数が経っていないこともあり、システム上の問題で原因が判明しない差額も少額であるが残る状況である（平成21年度は12.5千円）。エクセルシートに関するマニュアル等はなく、調定額を確定するための作業の複雑さや税制改正等に伴うシートの更新を含めて考えると、担当者以外の者が本エクセルシートを使いこなすことは容易ではない。また、調定額の正確性等を確保するためには、エクセルシート自体のアクセス管理や変更管理にも留意する必要がある。

調定額に直結し、複雑な処理が要求されるため、本エクセルシートの使用や管理に関する手続やルールを明確にすることが望ましい。

② 統制手続の実施の記録、報告

重要な統制手続がねらいどおり実施されたことを記録し、報告していくことが有用である。

１．（１）、（３）、（５）、（６）①で賦課事務に係る重要な統制手続の明確化について提案したが、区として実施すべき統制手続が明確になると、次に実際にそれらの統制手続がねらいどおり実施されたことを記録し、報告していくことが有用である。

現状では必要な統制手続が実施されたことを確認できる帳票や証跡を残し、課長や係長等の上長に報告する仕組みにはなっていない。例えば、賦課事務手続の結果としての調定額が決裁される際に、内訳などの根拠となる帳票は添付されているが、それだけで正確性や網羅性等が確保された賦課データであるとの心証を得ることは

難しい。今回の監査においても統制手続の実施に関する帳票が十分保管されていないため、賦課データの正確性等については一部サンプルを抽出して根拠資料との照合や計算の再実施等によって一定の心証を得る方法を採っている。

必要な統制手続が問題なく行われたことを記録し、上長に報告することによって、上長は統制手続の実施状況を確認でき、賦課データの正確性等に関して心証を得やすくなる。賦課に関して何か問題が生じた際にも、統制手続の実施状況について区民や第三者に説明しやすくなる。

具体的には、統制手続で使用したすべての帳票を残す必要はなく、その重要性やボリューム等に応じてルールを決め、一定期間は保存しておくことが望ましい。また、統制手続の実施を記録、報告する帳票も担当者の負担にならない程度の簡易なものとすることが考えられる。例えば、明確化された統制手続をチェックリスト化するなど、必要な統制手続が実施されたことが最低限記録される形であればよいと考える。

③ 統制手続の継続的な改善の前提となる情報・データの整理

統制手続の継続的な改善のために、調定額の更正事例の整理・分析・活用や事務手続のボリュームに関するデータの整理を行っていくことが望ましい。

統制手続の明確化とその実施の記録、報告の仕組みが構築された後は手続の継続的な改善プロセスの整備がポイントとなる。特に賦課手続においては頻繁な税制改正や申告の電子化など状況の変化が激しいため、常に統制手続を最新状態にアップデートすることが重要である。

そのためには、まず改善の契機あるいは根拠となる情報やデータを収集、整理、活用することが必要になる。区では従来から税制改正への対応や他自治体での課税誤り等の事例に対する注意喚起、税務署や他区との情報交換などが行われているが、もう少し拡充する余地があると考える。

第一に、区民や特別徴収義務者などからの指摘による調定額の更正事例の整理、分析、活用である。課内の他の係とも連携して更正等の情報を整理し、分析する中から統制手続の改善のヒントを見つけることが考えられる。そのためには情報を整理、分析、活用する仕組みが必要であるとともに、担当者一人ひとりの区民等の指摘や更正に対する意識や感度の高さも必要となる。課内の勉強会の開催や外部の研修、情報交換の場への参加などをより積極的に進めていくことも一案である。一方で、区民の特別区民税に対する理解を深め、区民自らによるチェックを促す工夫も求められる。例えば、納税通知書の説明を充実させ、区民が各自で税額の内容確認や再計算を容易にできるような記載に変更することなどが考えられる。

第二に、事務手続のボリュームに関するデータの整理である。統制手続の改善を検討する際には、その対象となる事務量の把握が不可欠である。例えば、課税資料別申告方法別にいつ何件受け付けられ、委託業者にパンチ入力をいつ何件委託し、何件データとして納品されたか、当初賦課としては何通の納税通知書が発送されたかなどである。現状でもデータ自体はそれぞれ把握されているが、必ずしも整合性がとれた形で全体として整理されているとは言えず、統制手続との関連づけもされていない状況である。前述の統制手続の明確化とセットで、関連する事務量の把握、

整理を行っていくことが望ましい。

（７）軽自動車税の統制手続の明確化及び実施の記録・報告

【概要】

軽自動車税は、原動機付自転車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車、軽自動車（以下「軽自動車税等」という。）を所有することにかかる税金である。

表 18　軽自動車税の概要

項目	説明	
納税義務者	毎年４月１日現在、中央区内に定置場（使用の本拠地）がある軽自動車等を所有している者に課せられる。	
税率・税額	次表参照	
賦課徴収の方法	○普通徴収により行われる。 ○5 月中旬に区から送付される納税通知書により 5 月 31 日までに納める。	
手続場所（届出先）（※1）	原動機付自転車 小型特殊自動車	中央区役所総務部税務課管理係
	二輪の小型自動車 軽二輪車	東京運輸支局登録課 （東京都品川区東大井一丁目 12 番 17 号）
	軽三輪四輪以上の 軽自動車	軽自動車検査協会東京主管事務所 （東京都港区港南三丁目 3 番 7 号）
減免	災害その他の理由で生活が困難になった場合、生活保護法による扶助を受けている場合、その他特別の理由がある場合等に該当する場合、納期限（5 月 31 日）の 7 日前までに申請すれば減免が受けられる。	

（※1）車種によって手続を行う場所が異なる。

表 19　軽自動車税の種別と税額

種別				税額
原動機付自転車	50cc以下または0.6キロワット以下のもの			1,000 円
	50ccを超え 90cc 以下または 0.6 キロワットを超え 0.8 キロワット以下のもの			1,200 円
	90ccを超え 125cc以下または 0.8 キロワットを超えるもの			1,600 円
	ミニカー・三輪以上で 20ccを超えるものまたは 0.25 キロワットを超えるもの			2,500 円
小型特殊自動車	農耕業作業用（トラクターやコンバインなど）			1,600 円
	その他（フォークリフトやターレットなど）			4,700 円
二輪の小型自動車	250ccを超えるもの			4,000 円
軽自動車	二輪	125ccを超え 250cc以下のもの		2,400 円
	三輪	660cc以下のもの		3,100 円
	四輪以上	乗用	自家用 660cc以下のもの	7,200 円
			営業用 660cc以下のもの	5,500 円
		貨物用	自家用 660cc以下のもの	4,000 円
			営業用 660cc以下のもの	3,000 円
	もっぱら雪上を走行するもの（スノーモービルなど）			2,400 円

軽自動車税について、システムへのデータ登録に関する手順書を閲覧するとともに賦課事務の流れに関して管理係担当者に質問を行った。

軽自動車税については、区で直接受け付けた申告書と、東京運輸支局や軽自動車検査協会を通じて入手した申告書をもとに税システムに申告データを登録する。当初賦課は毎年４月１日現在の登録データに基づき５月に納税通知書を発送することで実施する。担当は税務課管理係であり、納税通知書の印字、封入、封緘の業務は委託業者に委託している。

そこで、平成22年４月処理分の異動車両一覧表のうち一部サンプルについて税システムの登録済データ画面と申告書を閲覧し、システム入力の正確性等を確認した。そして平成21年５月～12月、及び平成22年３月～４月処理分の異動車両一覧表（データ登録後のシステム出力帳票）を閲覧し、システム登録に係る手作業による統制の証跡を確認した。

また、平成21年度当初賦課に関して、委託業者への送付書と委託業者からの納品書を閲覧し、委託業務に対する区の管理状況を確認した。さらに、平成21年度当初賦課について印字・封緘済の納税通知書の引き抜きリストを閲覧し、納税通知書発送までに行われる手作業の状況を確認した。

図 11　軽自動車税の賦課事務の流れ

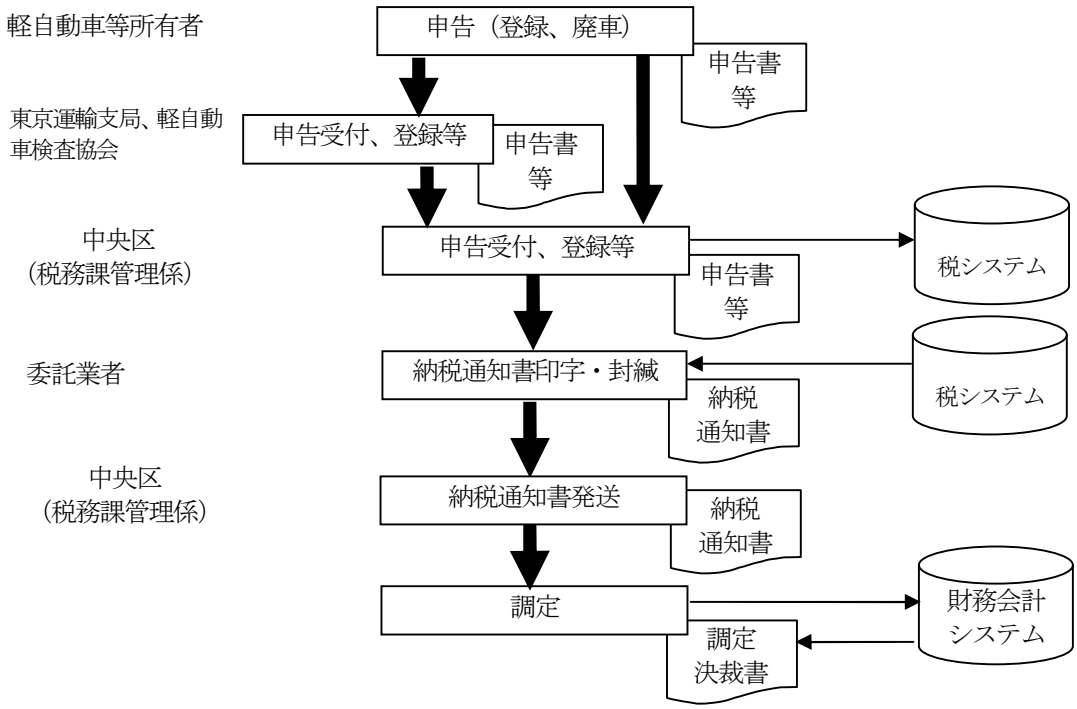

【監査の意見】

賦課事務の統制手続のうち重要なものは、マニュアル等の形で明確にすることが望ましい。また、実際に統制手続が行われたことを記録し、上長に報告する方法について検討する余地がある。

原動機付自転車などは区役所で直接申告を受け付けて税システムに登録する必要

があり、システム登録のための担当者用マニュアルが作成されている。
　ただし、システム登録後、翌日にシステムから出力された異動車両一覧表と申告書の照合や、納税通知書等への印字・封入・封緘に係る委託業務の管理、さらに納税通知書の送付前の引き抜き等に係る統制手続については、特にマニュアル等の形で文書化されているわけではない。統制手続のうち、特に重要と思われるものについてはマニュアル等の形で明確にしておくことが望ましい。
　また、監査時に異動車両一覧表を閲覧し、システム登録の正確性を確認するために申告書と照合された証跡を確認したが、必ずしも証跡がすべて認められる状況ではなく、統制手続の運用がどの程度徹底されているのか判断できなかった。また、委託業務の送付書や納品書の件数の管理、あるいは納税通知書の引き抜きの件数の管理についても記録が残されていない、あるいは記録の整合性がとれていないため、どの程度厳密に管理されているのか検証できない状況である。実際に統制手続が行われたことについて、チェックリスト等の形で記録し、上長に報告する方法を検討する余地がある。それによって必要な統制手続の実施も徹底されるものと期待され、区民等への説明責任を果たすことにもつながると考えられる。

（８）軽自動車税の更正等の理由に関する情報の蓄積と活用

【概要】

　軽自動車税は、当初賦課以外に年度途中でも新規の賦課や賦課の取消し、更正が行われている。その原因は申告者側の申告の遅れや誤り、あるいは東京運輸支局や軽自動車検査協会からの申告書回送の遅れ、区の賦課事務上の問題などいくつかのパターンがあると思われる。
　そこで平成 21 年度の調定決裁書を閲覧し、当初賦課及び年度途中の調定や更正の状況を確認した。

【監査の意見】

　年度途中の新規賦課や取消し、更正に関する情報の整理、分析、活用を図ることが望ましい。
　年度途中の賦課や賦課の取消し、更正の原因について、現状では特にこれらの情報を蓄積し分析する仕組みとはなっていないが、区の賦課事務の改善や申告者への周知徹底などを検討する場合に活用できる有用な情報が含まれていると考えられる。また、他団体に起因する問題についても具体的な事例を蓄積し、他区とも連携しながら当該団体に問題解決に向けて働きかけていくことが考えられる。
　年度途中の新規賦課や取消、更正に関する情報、あるいは納税義務者からの問い合わせ、他の自治体の情報などを含めて、整理、分析し、活用することが望ましい。

（９）特別区たばこ税に関する課税事務

【概要】

　特別区たばこ税はたばこの消費に対してかかる税金で、たばこの製造業者等が申

告納付するが、実質的には、たばこの購入者が税を負担している。たばこ製造業者等が中央区内の小売店に販売したたばこの本数により計算されるため、区内の売り上げが多くなれば中央区の収入が増えることになる。

特別区たばこ税の概要及び課税事務の流れは次図のとおりである。毎月、たばこ製造者等からの申告を受けている。

なお、平成22年10月に税制改正が行われたが、その際の手持ち品課税の申告は小売店の義務である。区は10月1日に15箇所の小売店に対して在庫等の現地確認を実施している。

表 20　特別区たばこ税の概要

項目	説明
納税義務者	製造たばこの製造者（日本たばこ産業株式会社）、特定販売業者（輸入業者）及び卸売販売業者。
課税標準	卸売販売業者等が製造たばこを小売販売業者に売り渡す場合に、製造たばこの当該売渡し等に係る製造たばこの本数を基礎として卸売販売業者等に課される。
賦課徴収の方法	○申告納付の方法による ○納税義務者が、毎月の売渡し分を翌月末日までに申告して納税する

図 12　特別区たばこ税の課税事務の流れ

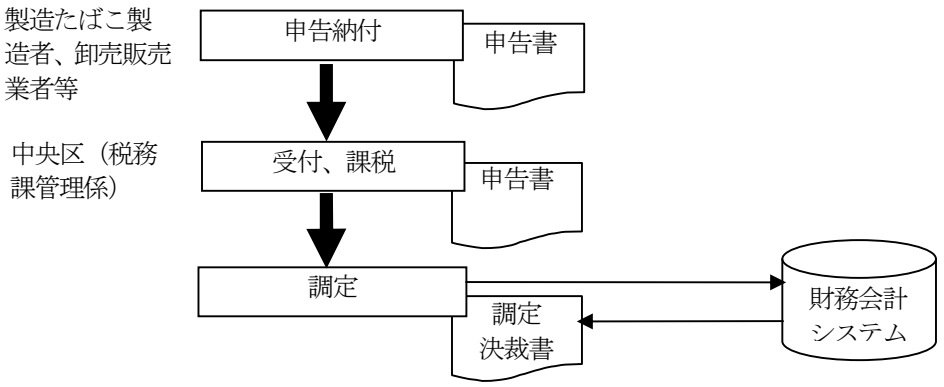

平成21年度の実績をみると、11から13のたばこ製造業者等から申告があり、合計799,464千本の対象に対して2,634,100千円の課税が行われている。

表 21　平成21年度特別区たばこ税課税対象数量、調定額

調定月	申告件数(業者数)	売渡数(千本)	返還控除数(千本)	控除率	課税対象数(千本)	調定額(千円)	指数（4月＝100）
4月	12	70,126	278	0.39%	69,847	230,134	100
5月	11	72,314	805	1.11%	71,508	235,608	102
6月	12	65,477	227	0.34%	65,250	214,989	93
7月	12	72,478	315	0.43%	72,162	237,785	103
8月	12	73,734	283	0.38%	73,451	241,999	105
9月	11	64,864	650	1.00%	64,214	211,574	92

10 月	12	65,625	263	0.40%	65,362	215,347	94
11 月	12	71,063	270	0.37%	70,792	233,249	101
12 月	12	61,206	222	0.36%	60,983	200,928	87
1 月	12	70,707	293	0.41%	70,413	231,992	101
2 月	12	57,024	782	1.37%	56,242	185,318	81
3 月	13	59,525	289	0.48%	59,235	195,172	85
計	－	804,149	4,684	0.58%	799,464	2,634,100	－

【監査の結果】

特別区たばこ税については、平成 21 年度各月の申告書を閲覧して課税の根拠を確認した。また、平成 21 年度の調定決裁書を閲覧して申告書等との整合性を確認した。さらに、平成 22 年 10 月の税制改正に係るたばこ税の手持品課税実態確認票・復命書とそれに関連する申告書を閲覧して税制改正時の事務手続の状況を確認した。

以上の監査手続を実施した結果、特に指摘すべき事項は見られなかった。

(10) 入湯税に関する課税事務

【概要】

入湯税は、鉱泉浴場の所在する市区町村が課税する税で、その使途が特定されている目的税である。

鉱泉浴場が所在する市区町村の、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設等の整備に必要な費用などに充てるために、鉱泉浴場に入湯した入湯客から徴収する。

中央区においての入湯税の税率は入湯客１人１日について 150 円である。現在、中央区内では１箇所の鉱泉浴場から毎月、申告納入を受けている。

入湯税の課税事務の流れは次図のとおりである。

図 13　入湯税の課税事務の流れ

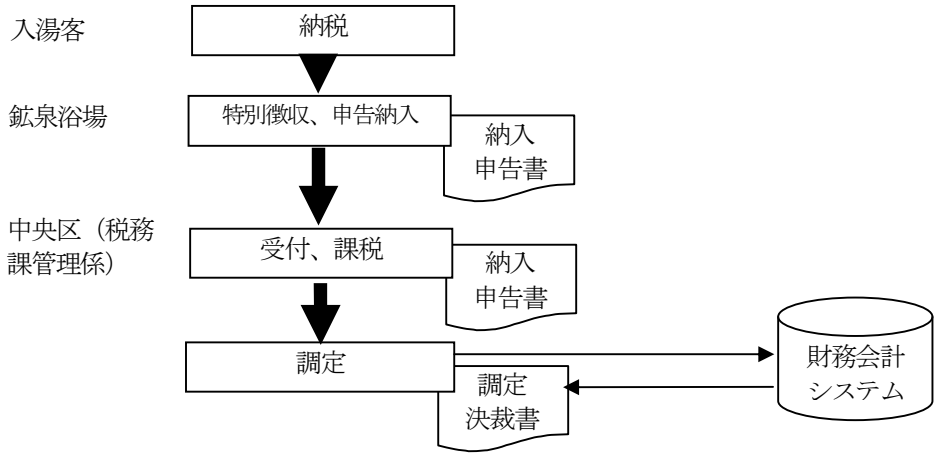

【監査の結果】

入湯税については、平成21年度各月の納入申告書を閲覧し、課税の根拠を確認した。また、平成21年度の入湯税に係る調定決裁書を閲覧し、納入申告書との整合性等を確認した。

以上の監査手続を実施した結果、特に指摘すべき事項は見られなかった。

２．特別区税の収納事務について

【主な監査要点】

① 収納事務の正確性及び効率性

収納事務は、現金等の収受及び納付データのシステムへの入力と債権の消込、さらにはこれらの結果の検証という一連の流れで行われるものである。通常、自治体では現金等の収受については会計担当課で行われ、納付データの入力等については情報システム担当課によって行われる。したがって、税務課においてはこれらの結果の検証作業やそのデータをもとにして様々な資料を作成するという事務を行う。

今回の個別外部監査では、この税務課における事務を行う際に必要と考えられる統制手続が構築されているか、また、その統制手続によるチェックが実際に機能しているかを検討した。

また、収納事務及びその担当係が行う周辺業務は効率的に行われているか、改善の余地はないかもあわせて検討した。

② 納付手段の多様化への取り組み

納税者の生活スタイルの多様化に応じて、自治体も納税方法の多様化を図っていく必要があるが、納税方法の多様化はVFMの観点から徴税コストとの兼ね合いで検討する必要がある。

最近では口座振替だけではなく、コンビニエンスストアやクレジットカードでの納付を認めている自治体もある。中央区でも普通徴収の住民税を納める方法として口座振替を行っており、住民税の普通徴収分と軽自動車税はコンビニエンスストアでの納付も可能となっている。

現状においては、コンビニエンスストアやクレジットカードでの納付よりも口座振替の方が徴税コストは安いとされている。したがって、まずは口座振替の浸透を徹底する必要があり、中央区の口座振替の現状を分析した。そして、その結果を踏まえ、クレジットカードでの納付等、新たな納付手段の是非について検討した。

③ 納期限までに租税を完納しない納税者への対応

収納率を向上させるための一つの方法として、新たな滞納の発生を防ぐ仕組みを構築することが考えられる。

納期限までに租税を完納しない納税者が新たに発生した場合、地方公共団体には迅速な対応が求められる。例えば、督促状を発送した場合でも、発送して終わりとするのではなく、その後の状況についても十分留意する必要がある。督促状を発送しても速やかに完納されない場合には、間を置かず電話での納付催告を実施するなど、きめ細かい対応が求められる。

そこで、担当係へのヒアリング等を通して、新たな滞納の発生を防ぐ仕組みが構築されているか、そしてその仕組みが機能しているかを検討した。

（１）収納事務の正確性

【概要】

特別区税の収納事務とは、納税通知書や納付書が発付されたのち、納税義務者が実際に税金を納付する段階から始まり、当該納税記録の収集を行うこととそのデータの照合処理を行うことを指す。収納事務の担当係である収納係では、このような一般的な納付後の処理に係る事務以外にも、納期限前の納付促進をどうやって効果的に行うか、収納率向上策の検討も含め、収納に係る事項全般をその業務の範囲に含めている。

また、納期限までに完納されない場合の対応として、延滞金の徴収及び督促状の発付などの事務も行われ、さらに納付後に発生した過誤納金の処理についても収納係が行う。特別区税の納期は次表のとおりである。

区における特別区税の収納方法は、指定金融機関等による窓口納付による収納（特別徴収、普通徴収）、口座振替による収納、コンビニエンスストア納付による収納の 3 種類である。なお、コンビニエンスストア納付による収納は平成 21 年 4 月から行われている。

表 22　中央区における特別区税の納期

税目		納期
特別区民税・都民税	普通徴収	6 月、8 月、10 月、翌年 1 月
	特別徴収	6 月～翌年 5 月の翌月の 10 日まで
軽自動車税		5 月 11 日～31 日
特別区たばこ税		3 月～翌年 2 月の翌月の末日まで
入湯税		3 月～翌年 2 月の翌月の末日まで

徴収事務における業務フローをヒアリングした結果は次のとおりである。

税務課収納係では、会計室から毎日回付されてくる「納入済通知書件数表」にて「収入金日計集計表」を作成している。この「収入金日計集計表」により、収入金の現年度課税分・過年度課税分の別や税目の別を把握している。一方、指定金融機関及び収納代行をしているコンビニエンスストアからの入金情報は、磁気データにより企画部情報システム課で区の税システムに読み込まれる。収納係では、この税システム上のデータと「収入金日計集計表」の一致を確認している。また、収納係は「収入金日計集計表」をもとにして月報を作成し、管理係作成の集計データとの一致を確認している。

【監査の結果】

以上の収納係における確認作業についてヒアリングを行い、関連帳票を閲覧し、一部の業務について実地にて事務処理を視察した結果、特に指摘すべき事項は見られなかった。

（２）過誤納金の処理

【概要】

地方税法第 17 条により、過誤納金は遅滞なく還付されなければならない。また、過誤納金が発生した時点で未納（納期限を経過した）の税金がある場合には、地方税法第 17 条の 2 により当該未納の税金に対して過誤納金を充当しなければならない。なお、過誤納金は過納金と誤納金に分けられる。過納金は、納付時に課税額を超過することなく納められていたが賦課の取消しなどにより結果的に超過納付となってしまったものである。一方、誤納金は、納めるべき税額がないのに納付されたため当初から超過納付になっているものである。

区における平成 19 年度から平成 21 年度の還付済額は次表のとおりである。また、還付通知を行っても請求がないため支払われていない還付未済額は**表 24** に示すとおりである。

表 23　年度別還付済額　（単位:円）

			H19 年度	H20 年度	H21 年度
本税	特別区民税・都民税				
		現年課税分	53,538,792	46,026,000	52,364,610
		滞納繰越分	1,609,500	2,710,700	1,715,400
		計	55,148,292	48,736,700	54,080,010
	軽自動車税				
		現年課税分	134,500	80,800	110,500
		滞納繰越分	1,000	7,000	15,600
		計	135,500	87,800	126,100
延滞金	特別区民税・都民税				
		現年課税分	20,300	8,100	45,700
		滞納繰越分	40,700	181,100	37,600
		計	61,000	189,200	83,300
	軽自動車税				
		現年課税分	0	0	0
		滞納繰越分	1,500	200	0
		計	1,500	200	0

表 24　年度別還付未済額　（単位:円）

			H19 年度	H20 年度	H21 年度
本税	特別区民税・都民税				
		現年課税分	3,627,911	10,162,800	3,468,700
		滞納繰越分	95,600	211,674	23,500
		計	3,723,511	10,374,474	3,492,200
	軽自動車税				
		現年課税分	15,700	31,600	35,300
		滞納繰越分	2,200	5,400	4,000
		計	17,900	37,000	39,300

			H19 年度	H20 年度	H21 年度
延滞金	特別区民税・都民税				
		現年課税分	7,800	32,700	6,100
		滞納繰越分	11,300	8,900	57,200
		計	19,100	41,600	63,300
	軽自動車税				
		現年課税分	0	0	0
		滞納繰越分	500	0	0
		計	500	0	0

【監査の結果】

過誤納金の還付手続については、発生のつどその内容について税務課長の決裁を取っており、また現金等の支払手続を行う所管部署である会計室の審査も受けている。さらに、該当する納税者への通知も過誤納金還付通知書により滞りなく行われている。

以上より、過誤納金の処理の一部を検討した結果、特に指摘すべき事項は見られなかった。

（３）還付加算金の処理

【概要】

還付金については地方税法第 17 条の 4 に基づき還付加算金が付される。

平成 19 年度から平成 21 年度の還付加算金額は次表のとおりである。

表 25　年度別還付加算金額　（単位:円）

			H19 年度	H20 年度	H21 年度
本税	特別区民税・都民税				
		現年課税分	365,300	48,900	29,900
		滞納繰越分	0	0	0
		計	365,300	48,900	29,900

【監査の結果】

還付加算金が付される条件に該当するケースは少ないため実績金額は少ない。還付加算金は延滞金同様にシステム上で常に計算されており、決裁を受けたのち還付通知書とは別に通知を送付している。

以上より、還付加算金に係る処理を検討した結果、特に指摘すべき事項は見られなかった。

（４）電話応対の能率

【概要】

税務課には様々な内容の問い合わせが日々寄せられている。特に納税通知書発送後、あるいは督促状や催告書発送後の数日間は問い合わせが集中する。中央区では、基本的にこれらの対応はまず収納係で受け、収納係で内容を把握して担当係に伝え電話を転送する方法を取っている。次表はそれぞれの書類に記載された問い合わせ先である。

表 26　納付書等に記載されている問い合わせ先

税目	書類名	問い合わせ先
特別区民税等（普通徴収分）	納付書	収納係
特別区民税等（特別徴収分）	納入書	税額内容について：課税係 納入方法について：収納係
軽自動車税	納付書	収納係
特別区民税等（普通徴収分）	督促状（兼）納付書	収納係
軽自動車税	督促状（兼）納付書	収納係
特別区民税等（普通徴収分）	納税催告書（兼）納付書	整理係
特別区民税等（特別徴収分）	納税催告書（兼）納入書	整理係
軽自動車税	納税催告書（兼）納付書	整理係

※納税通知書には、問い合わせ先に各担当係名が記載されている。

【監査の意見】

納税者の利便性及び税務課の事務効率化の観点から、問い合わせの内容に応じた窓口を納税者自らが選定できるような方法を検討することが望ましい。

電話で問い合わせをする側から見ると一番困るのはたらい回しにされることであるが、これは応対する側から見ると業務の不効率が生じていることになり、お互いに不利益を被るものである。したがって、電話での応対はできる限り問い合わせ先とそれに的確に応えられる担当者が直接結ばれることが理想的である。最近では、機械応対で問い合わせをする側がその内容に応じて対応者を選べる事例も普通に見られ、中央区においても機械応対の導入を検討することが望ましい。

中央区のように、ある係の者に問い合わせの交通整理をさせて担当者につなぐという方法も場合によっては効率的かもしれないが、問い合わせをする側がある程度内容に応じて適当な担当者を選べた方が区の業務としても効率的と思われる。

また、上表に示した書類に記載された問い合わせ先を見ると、「特別区民税等（特別徴収分）の納入書」や「納税催告書（兼）納付書」などは適当な担当者のところに直接つながるようになっているが、それ以外のものは収納係が窓口になっている。納税者の利便性及び税務課の事務効率化の観点から、「特別区民税等（特別徴収分）の納入書」のように具体的な問い合わせ先を複数記載しておくことも一つの方法である。

（５）税関係証明書の発行システム

【概要】

収納係は納税証明書等の税関係証明書の発行事務を行っている。申請は窓口で受け付ける場合と郵送で受け付ける場合がある。

窓口での申請は原則本人（中央区内で同世帯に住民登録している親族を含む。）が行うが、代理人でも委任状があれば申請できる。また、郵送での申請は本人の直接申請に限り認めている。

東京 23 区における他の区の申請方法を確認すると、中央区のように窓口での申請と郵送による申請の 2 種類だけという区が多いが、中には自動交付機による税関係の証明書発行を行っている区もあり、東京 23 区以外でも自動交付機による証明書発行を行っている自治体がある。

【監査の意見】

税務課の事務効率化の観点から自動交付機による税関係の証明書発行業務の導入を検討することが望ましい。

自動交付機による税関係の証明書発行業務を導入するに際しての大きな問題点は克服されているとも考えられる。単純に他の自治体で行っているため導入すべきということにはならないが、窓口における証明書発行業務の負担を考えて、事務の効率化に資するかどうかを検討し、資すると判断できるならば導入を検討することが望ましい。

ただし、中央区の場合は、証明書交付に係わる事務手数料の減免対象用途が幅広く、有料交付を基本とする自動交付機での証明書発行では、福祉的申請への添付書類としての証明書申請者に対する事務手数料減免の施策から離れてしまうことや、窓口で申請者と対面して必要な証明を的確に交付する立場からも逸脱する可能性があり、自動交付機導入の判断の前提として、これらの課題との整合性を考慮することが求められる。

（６）納付手段の多様化への取り組み

【概要】

平成 22 年度現在で区が実施している特別区民税等の納付方法は、窓口納付（特別徴収、普通徴収）、口座振替、コンビニエンスストア納付（平成 21 年度から実施）の 3 種類である。また、軽自動車税については窓口納付とコンビニエンスストアの 2 種類である。

表 27　平成 21 年度納付方法別収納状況　（単位:件、百万円）

		窓口納付		口座振替		コンビニ納付		合計	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
特別区民税都民税	特別徴収	195,569 (100%)	19,068 (100%)	—	—	—	—	195,569 (100%)	19,068 (100%)
	普通徴収	62,518 (48.4 %)	6,079 (49.0 %)	32,561 (25.3 %)	5,165 (41.7 %)	34,196 (26.6 %)	1,154 (9.3 %)	129,275 (100%)	12,398 (100%)
	計	258,087	25,148	32,561	5,165	34,196	1,154	324,844	31,466
軽自動車税		8,474 (67.8%)	27 (73.0%)	— —	— —	4,024 (32.2%)	10 (27.0%)	12,498 (100%)	37 (100%)
合計		266,561	25,174	32,561	5,165	38,220	1,164	337,342	31,503

※ 表中の数値は現年課税分と滞納繰越分を合計している。
※ 特別区民税都民税の特別徴収分は口座振替･コンビニ納付対象外である。
※ 軽自動車税は口座振替対象外である。

次表は、コンビニエンスストア納付が導入された後の納付窓口の状況である。

中央区の地理的な特徴として、特に月島地域における金融機関の数が少ないことが挙げられる。同地域には平成21年3月まで納付窓口は金融機関9ヵ所しかなく、コンビニエンスストア納付が導入され 36 ヵ所に増加した。このように月島地域においては、コンビニエンスストアが納付機会を保障する上で重要な窓口となっており、コンビニエンスストア納付は単なる納税者の利便性向上策だけではなく、より実質的な意義があるといえる。

表 28　コンビニエンスストア納付導入後の納付窓口の状況　（単位:件）

金融機関	京橋	日本橋	月島	計
銀行	29	40	2	71（ 20%）
信用金庫等	13	10	0	23（ 7%）
郵便局	21	22	7	50（ 14%）
コンビニエンスストア	84	96	27	207（ 59%）
計	147	168	36	351（100%）

【監査の意見】

口座振替を利用する納税者の割合は年々増加しており、当面は現状の口座振替励行策を着実に実施していく必要がある。しかしながら、将来的には現状の口座振替励行策を見直さざるを得ない可能性もあり、その判断材料として、あらかじめ口座振替利用率の目標値を設定することが望ましい。

コンビニエンスストアの廃業移転等の可能性は常に考えられるものであるから、コンビニエンスストアの空白地域の発生には十分に注意しておく必要がある。

また、住民税の普通徴収においては、徴税コストをトータルで考えた場合、口座振替が最も有利である。さらに口座振替は納付窓口の地理的偏在なども関係ないため、中央区のような特徴のある自治体においては励行されることが特に望ましい。次表において、中央区における口座振替の利用状況を示した。これによると、口座振替を利用する納税者の割合は年々増加している。したがって、当面は現状の口座

振替励行策を着実に実施していく必要がある。

なお、将来的には口座振替を利用する納税者の割合が高止まりすることも予想される。その場合には現状の口座振替励行策を見直さざるを得ない可能性もあるが、そのためにはあらかじめ口座振替利用率の目標値（あるいは上限値）を見積もっておくことが望ましい。目標値を設定しておくことによって実際の利用率が極大かどうかの見極めに役立ち、現状の口座振替励行策を継続するかどうかの判断材料にも有用である。

表 29　年度別口座振替利用状況　（単位:件、百万円）

区分			H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度
口座振替利用者の状況	納税義務者数		25,859	28,049	29,034	29,671	27,110
	利用者数		8,597	9,904	11,039	12,742	13,810
	利用率		33.25%	35.31%	38.02%	42.94%	50.94%
口座振替の状況	振替依頼分	件数	22,489	26,264	29,370	31,841	31,712
		金額	3,261	3,663	4,591	4,812	5,409
	振替済分	件数	21,539	25,220	28,049	30,848	30,224
		金額	3,075	3,519	4,370	4,665	5,224
	振替率	件数	95.78%	96.02%	95.50%	96.88%	95.31%
		金額	94.29%	96.07%	95.18%	96.95%	96.57%

（７）他の納付方法の検討状況

【概要】

窓口納付（特別徴収、普通徴収）、口座振替、コンビニエンスストア納付以外の新たな納付方法の検討状況についてヒアリングを実施し、関係する資料を確認した。

区においては、現行の 3 種類の納付方法以外の納付方法についても検討している。現在検討しているのは、マルチペイメント収納（ペイジー）とモバイルレジである。

【監査の結果】

新たな納付方法を検討する際には、「収納率向上に寄与すると予想できるか」、「導入による追加的な徴税コストは許容できるか」という点を考慮する必要がある。納税者の利便性向上のみでなく、どのような実質的メリットがあるかという側面から議論すべきである。現在、導入を検討している納付方法についての資料を閲覧したところ、このような観点から詳細かつ慎重に検討がなされており、特に指摘すべき事項は見られなかった。

（８）納期限までに租税を完納しない納税者への対応

【概要】

督促状は、納期限後 20 日（中央区では、条例により納期限後 1 月）以内に発付するとされている。収納係は納期限までに完納しない納税者に対して督促状を発付

してその履行を請求している。

そこで納期限までに完納しない納税者に対する対応および督促状の発付に係る業務フローについてヒアリングを実施した。その結果は次のとおりである。

区における収納関係の業務フローでは、督促状の発送業務までを収納係が行い、それを受けて滞納者への対応は整理係が行っている。上述したとおり督促状は納期限後 20 日以内（中央区では、条例により納期限後１月）に発送されているが、発送された後は授命を経て全ての滞納者への対応が整理係の業務となる。

【監査の意見】

収納率の維持・向上のためには、滞納初期の納税者への対応が必要である。したがって、1 期及び 2 期の滞納初期の納税者を選び出し集中的に対応するなど、「滞納初心者」への対応を工夫する必要がある。

近年増加しつつある滞納者の問題に対して、収納事務の最も下流に位置する整理係の対応だけで十分といえるか疑問である。

それまでほとんど滞納したことがない納税者が滞納した場合、または納税と滞納を繰り返す者の場合、その納税者は納税の意思を一定程度持っていると考えられる。したがって、これらの納税者はいわゆる「悪質な滞納者」ではなく、納税することの意義も論理的に考えることができる場合が多い。しかしながらこのような納税者であっても時間が経過しその間に区側が具体的な措置を講じないと、やがて滞納への不安感は失せ、また滞納額も増加することから資力的に納税が困難になっていくものと考えられる。このいわば「滞納初心者」への対応は、のちのちの滞納整理事務を軽減し、さらには収納率の維持向上にもつながると考えられる。そのため、このような納税者に対しては１期及び２期の滞納初期時点で電話による納付依頼を積極的に行い、「悪質な滞納者」になることを未然に防止する必要がある。

表 30 は最近５年間の税目別督促状の発付状況を示したもので、**表 31** は平成 21 年度における特別区民税・都民税（普通徴収）の期別の督促状の発付状況を示したものである。

表 30 によると、最近５年間で督促状の発付状況は 1.5 倍に増加しており明らかに増加傾向である。平成 21 年度の内訳を見ると、住民税等（普通徴収）の各期における督促状発付数は概ね 8,000 件である。このうち１期及び２期の滞納初期の納税者を選び出し、それでも多いようならば２期滞納している者（1 期だけの者は単に失念しているだけで、通常の督促状で支払に応じる場合が多い。）のみを集中的に対応するなど、「滞納初心者」への対応を工夫する必要がある。

表 30　税目別の督促状発布状況　（単位:件、百万円）

				H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
特別区民税・都民税	特別徴収	調定（A）	件数	164,061	175,645	184,127	189,474	210,059
			金額	10,629	12,502	15,950	17,695	19,033
		督促状発付（B）	件数	4,932	5,461	6,219	6,880	6,972
			金額	119	161	241	290	289
		自主納付（A－B）	件数	159,129	170,184	177,908	182,594	203,087
			金額	10,510	12,341	15,709	17,405	18,743
		発付率（B/A）	件数	3%	3.1%	3.4%	3.6%	3.3%
			金額	1.1%	1.3%	1.5%	1.6%	1.5%
特別区民税・都民税	普通徴収	調定（A）	件数	94,445	109,144	116,838	121,424	123,537
			金額	8,486	9,811	12,122	12,073	12,482
		督促状発付（B）	件数	20,771	24,556	27,635	30,462	31,904
			金額	1,241	1,391	1,860	2,504	1,969
		自主納付（A－B）	件数	73,674	84,588	89,203	90,962	91,633
			金額	7,245	8,420	10,262	9,569	10,513
		発付率（B/A）	件数	22.0%	22.5%	23.7%	25.1%	25.8%
			金額	14.6%	14.2%	15.3%	20.7%	15.8%
軽自動車税		調定（A）	件数	17,903	18,080	17,627	17,357	16,577
			金額	51	52	51	52	48
		督促状発付（B）	件数	2,962	2,986	2,740	2,700	2,385
			金額	7	7	6	6	5
		自主納付（A－B）	件数	14,941	15,094	14,887	14,657	14,192
			金額	44	45	45	46	43
		発付率（B/A）	件数	16.5%	16.5%	15.5%	15.6%	14.4%
			金額	14.4%	13.4%	12%	11.7%	10.6%
たばこ税		調定（A）	件数	166	515	148	144	143
			金額	3,021	3,047	3,001	2,846	2,634
		督促状発付（B）	件数	0	6	0	0	0
			金額	0	0	0	0	0
		自主納付（A－B）	件数	166	509	148	144	143
			金額	3,021	3,046	3,001	2,846	2,634
		発付率（B/A）	件数	0%	1.2%	0%	0%	0%
			金額	0%	0%	0%	0%	0%
合計		調定（A）	件数	276,575	303,384	318,740	328,399	350,316
			金額	22,187	25,411	31,125	32,666	34,197
		督促状発付（B）	件数	28,665	33,009	36,594	40,042	41,261
			金額	1,367	1,559	2,107	2,800	2,263
		自主納付（A－B）	件数	247,910	270,375	282,146	288,357	309,055
			金額	20,820	23,853	29,018	29,866	31,934
		発付率（B/A）	件数	10.4%	10.9%	11.5%	12.2%	11.8%
			金額	6.2%	6.1%	6.8%	8.6%	6.6%

※平成 18 年度のたばこ税は、税率改正に伴う手持品課税（たばこを販売している小売業者の棚卸資産に対する課税）が行われたため、通年より納税義務者数が多くなっている。

表 31　特別区民税・都民税（普通徴収）の督促状発布状況（平成 21 年度）の内訳

（単位:件、千円）

第１期		第２期		第３期		第４期		合計	
件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
7,505	416,704	7,988	490,340	8,130	492,781	8,281	569,171	31,904	1,968,996

（９）督促状の送付

【概要】

収納係は、納期限までに完納しない納税者に対して督促状を発付してその履行を請求している。

督促状は納期限後 20 日（中央区では、条例により納期限後 1 月）以内に発付する。ただし、20 日（1 月）を経過後に発した督促状も有効である。

また、督促は文書（督促状）によるものとし口頭による督促は無効である。督促状は一般には郵便による送達で行われるが、交付送達等で行うこともできる。なお督促状の効果として次の点が挙げられる。

① その期限の税債権の時効が中断される、

② 滞納処分の前提要件であり、督促状発付から 10 日を経過すれば滞納処分が可能となる。

【監査の結果】

督促状の発送事務は、以下の手順で行われている。まず、納期限後 20 日時点で納付が確認されていない納税義務者全員分の督促状兼納付書を打ち出す。そして、この督促状兼納付書と送付用の封筒等を一括で業者に引き渡し、封入封緘が行われる。封入封緘が行われた督促状は区に納品され、これを区において検収したのち郵送する。ただし、区では督促状兼納付書を該当者に発送する直前まで納付済者を確認し、納付済者宛の督促状は引き抜く作業を行っている。

これらの事務においては、該当者全員分の督促状兼納付書を打ち出す作業がシステムに依拠して行われ、また、督促状は網羅的に発付されており、特に指摘すべき事項は見られなかった。

３．特別区税の滞納整理事務について

【主な監査要点】

① 滞納者の経済状況等の的確な把握

VFM の観点から、滞納者に対する事務は効率的、効果的に行う必要がある。そのためには、滞納者の経済状況あるいは納税意識を見極めることがポイントとなる。払う意思はあるのに資力が乏しいから払うことができないのか、払う資力は有しているが払う意思がないから払わないのか、この見極めが重要である。

滞納者の経済状況あるいは納税意識を見極めるためには、文書や電話による催告だけではなく、区役所への来訪要請や臨戸を行うなどして滞納者本人と直接接触する機会を持つことや、財産調査などを効果的・効率的に実施する必要がある。

そこで、滞納期間及び滞納額について一定の基準を定め、基準に合致する滞納事案について、これまでの滞納整理事務を記録したデータ、あるいは担当者へのヒアリングを通じて滞納整理事務の概要を把握した。そして、滞納整理事務は適時・適切に行われているか、滞納者の経済状況は的確に把握されているかを検討し、問題点については具体的な改善策を検討した。

② 払う意思のない滞納者への滞納処分の実施の有無

払う資力は有しているのに払う意思がない悪質な滞納者に対しては、地方公共団体は強い態度で臨む必要がある。そのためには滞納処分の強化が必要であり、このことが公平性の確保にもつながる。

そこで、**「① 滞納者の経済状況等の的確な把握」**で抽出した滞納事案のうち、特に問題のある事案について、滞納処分が適時・適切に行われているかを確認し、問題点については具体的な改善策を検討した。

③　効率的・効果的な滞納整理事務を可能とする組織体制の構築

滞納処分の実施を含め、滞納整理事務を効率的・効果的に行うためには、それを可能とする組織体制を構築する必要がある。例えば、職員１人が担当する滞納事案が多すぎると十分に目が行き届かず、解決が困難な事案は後回しにされがちで、さらに解決が難しくなってしまう可能性が考えられる。

そこで、担当係へのヒアリング等を通して、滞納整理事務を行っている現在の組織体制の状況を把握し、組織体制が適切か、見直すべき点はないかを確認し、問題点については具体的な改善策を検討した。

Ⅰ．総括的検討

（１）特別区民税の収入未済額と不納欠損額の推移

【概要】

特別区民税の収入未済額は、平成14年度の約16億円から不納欠損処分等により減少し、平成19年度までは11億円から13億円で推移していたが、平成20年度に17億円台と一段増となった。この要因として平成7年度以降続く住民の逓増に伴う税収規模拡大による比例的な増加に加えて、住民税フラット化の影響が大きかったものと区では分析している。

特別区民税の不納欠損額は、平成14年度と15年度は4億円ほどであったが、滞納整理事務の見直し等の対策の効果もあり、その後は1億円台で推移し、直近年度では85百万円となっており改善がみられる。

表 32　特別区民税の収入未済額と不納欠損額の推移　（単位:千円）

年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
収入未済額	1,596,499	1,240,914	1,191,314	1,292,814	1,339,795	1,335,605	1,748,570	1,714,272
不納欠損額	452,393	397,498	125,513	99,161	117,113	139,597	162,481	85,841

「住民税フラット化」
三位一体改革（国と地方公共団体に関する行財政システムに関する（1）国庫補助負担金の廃止・縮減、（2）税財源の移譲、（3）地方交付税の一体的な見直し）の一環として、所得税から個人住民税への3兆円規模の税源移譲が実施された。これに伴い、個人住民税の税率は、平成18年度まで5%・10%・13%の3段階であったが、平成19年度から一律10%に変更され、その内訳は特別区の場合、特別区民税6%、都民税4%とされた。この個人住民税率が一律10%に変更されたことを、一般に「住民税フラット化」と呼称している。

【監査の意見】

収入未済額の増加に対応した組織体制の整備と運用が必要である。

特別区民税の不納欠損額は近年低く抑えられているが、収入未済額が平成20年度より増加していることから、平成25年度以降に時効を迎える租税債権が多く存在していると考えられる。

このままでは平成25年度以降に時効を迎える案件が多数存在してしまう可能性があるため、収入未済額の早期収納、差押等の滞納処分の充実に向けての組織体制の整備と運用が必要である。

（２）担当者ごとの担当金額、地区別の担当金額

【概要】

整理係では区内を3つの地区に分けて地区ごとに職員を割り振り、ある地区で発生した滞納案件を当該地区職員に担当させることで業務を割り振っている。このため、担当件数や担当金額は地区ごとに異なり、また同じ地区内であっても担当者に

よって異なることが考えられる。

整理係の地区ごとの担当金額、件数、職員数を平成20年3月末から平成22年9月末について確認したところ、次表のとおりであった。

各地区の１人あたりの状況を見ていくと、京橋地区、日本橋地区は各年度で概ね同様の推移となっているが、月島地区は職員が多く配属されていることもあり、１人あたり担当金額、件数は概ね少ない傾向にある。また、区内全域での特定の案件を担当する「管外」は、年度によって担当金額にバラツキがあることと、他地区に比べて高額案件が多いこともあり、担当件数は少なくなっている。

なお、担当者は異動により入れ替わるため、必ずしもある担当者が継続して同一地区を担当するわけではない。また、担当者の経験年数、習熟度、整理業務以外の他の業務の兼務等の理由から、担当金額や件数を調整している場合もある。

表 33　地区ごとの担当金額、件数、職員数　（単位:百万円、件、人）

	H20/3 (A)			H21/3			H22/3			H22/9 (B)			(B/A)		
	金額	件数	人	金額	件数	人	金額	件数	人	金額	件数	人	金額	件数	人
京橋	368	1,920	3	374	2,020	3	404	2,165	3	357	2,304	3	97%	120%	100%
1人あたり	123	640	—	125	673	—	135	722	—	119	768	—	97%	120%	—
日本橋	335	1,859	3	397	1,971	3	445	2,116	3	397	2,188	3	119%	118%	100%
1人あたり	112	620	—	132	657	—	148	705	—	132	729	—	119%	118%	—
月島	526	2,238	4	557	2,584	5	548	2,582	5	496	2,652	5	94%	118%	125%
1人あたり	132	560	—	111	517	—	110	516	—	99	530	—	75%	95%	—
管外	552	3,237	7	1,339	3,496	6	1,109	3,874	8	1,070	3,891	8	194%	120%	114%
1人あたり	79	462	—	223	583	—	139	484	—	134	486	—	170%	105%	—
合計	1,783	9,254	17	2,669	10,071	17	2,507	10,737	19	2,320	11,035	19	130%	119%	112%

【監査の意見】

各担当者の業務量を定期的に検証する管理方法を構築する必要がある。

滞納整理事務の有効性、効率性を保つことや、納税者間の公平性を保ちながら事務を行うためには、担当者ごとの事務がある程度均質であることが必要となるが、その前提として、各担当者の経験年数等に応じて件数、担当金額を割り当てていくことに留意する必要がある。

今回の調査では、京橋地区、日本橋地区については各担当者の担当金額、件数は概ね均質であったが、月島地区、管外については年度によって担当金額や件数にバラツキがみられる。このようにバラツキが生じていることについては、各担当者の経験年数等に応じた適性や、他業務の兼務状況に応じた結果であるのかどうかを定期的に検証する必要があり、そのための管理方法を構築する必要がある。

また、管外の担当金額が近年増加しているが、担当金額の増加に応じた人員の配置が行われているか否かを定期的に検証する必要もある。

（３）高額ヒアリング（高額滞納者対応の内部会議）

【概要】

整理係では、100 万円以上を滞納している滞納者を抽出し、各担当者にその概要すなわち滞納している税の種類、金額、開始時期、調査状況、判明している調査結果、交渉過程、差押等処分の状況等を「滞納整理進行管理票」、「財産調査等チェックリスト」というＡ4 用紙計２枚程度の報告書に記入させ、内部会議で報告させている。この会議を係内では「高額ヒアリング」と呼称している。

会議は７月と 12 月の年２回開催されており、本年度は７月 12 日から７月 23 日までと 12 月 13 日から、いずれも午前９時から 12 時、13 時から 16 時 30 分に行われている。12 月実施分は１月に終了しており、年間合計で 18 日以上に及んでいる。

会議出席者は、課長、係長、班長、特別整理グループリーダー、担当者の５名によって行われる。担当者と各班長は各案件で交代していくものの、その他３名は基本的には会議に同席している。

会議で使用される滞納整理進行管理票は７月の高額ヒアリングの前に作成し、12 月時点にも同じ案件が残っていれば再度その滞納整理進行管理票を利用する。ただし、同じ案件が翌年度まで残っている場合は、担当替えや転入職員が新たに担当することもあるため滞納整理進行管理票を作り直している。

本年度７月の高額ヒアリングでは、272 件（1,109 百万円（都民税含む））が報告対象とされ、それぞれ滞納整理進行管理票の作成と各案件の報告が行われている。担当者別に報告案件を確認したところ、最も多い担当者は 26 件（１担当者）、次に多い担当者が 24 件（１担当者）、一方、最も少ない担当者は２件（２担当者）、次に少ない担当者は７件（２担当者）の事案を報告していた。

本年度 12 月の高額ヒアリングでは、294 件（1,176 百万円（都民税含む））が報告対象とされている。担当者別に報告案件を確認したところ、最も多い担当者は 29 件（１担当者）、次に多い担当者が 24 件（１担当者）、一方、最も少ない担当者は２件（１担当者）、次に少ない担当者は３件（１担当者）の事案を報告していた。

本年度７月に報告対象となった案件のうち 12 月に再び報告対象となっているものを確認したところ、272 件中 209 件（77%）が再報告となっていた。担当者ごとにも確認したところ、概ね 75%程度の再報告率であったが、担当案件数の少ない担当者は高額の滞納者を担当していることが多く、分割納付の履行監視中であるといった経過を監視していることが多いため、同一案件がそのまま再報告の対象となっていることが多い。

表 34　高額ヒアリング　担当者別の報告案件数の状況　（単位：件）

担当者	７月 報告案件数(a)	12 月 報告案件数(b)	(b/a)	12 月分のうち ７月からの継続(c)	(c/a)
A	26	29	112%	18	69%
B	24	21	88%	19	79%
C	23	18	78%	14	61%
D	22	21	95%	16	73%
E	21	24	114%	16	76%
F	7	11	157%	7	100%

担当者	7月 報告案件数(a)	12月 報告案件数(b)	(b/a)	12月分のうち 7月からの継続(c)	(c/a)
G	7	9	129%	7	100%
H	2	3	150%	2	100%
I	2	2	100%	2	100%
その他	138	156	113%	108	78%
合計	272	294	108%	209	77%

【監査の意見】

① 高額ヒアリングの必要性

高額滞納者の案件は滞納整理事務にとって重要であり、最優先で取り組むべき課題であることは理解できるが、組織の責任者全員が全ての高額滞納案件の状況を把握する必要性があるのかについては、効率性の観点から疑問がある。

高額ヒアリングは年間合計で18日以上に及んでおり、組織の責任者全員が同席することのコストは大きい。他に優先して取り組むべき課題はないのか、現在の滞納案件の状況を踏まえ今後も同様の手法を継続することで構わないのかを再考する必要がある。

組織の責任者は個々の案件を管理することも重要であるが、滞納整理事務の有効性、効率性、公平性を保っていくためには、各担当者がどのような業務を行っているのか、その業務の優位性、均質性に着目して管理を行うことが重要である。

② 作成する報告書の見直し

高額ヒアリングの都度、各担当者は滞納整理進行管理票を作り直しているが、業務の効率性の観点からは滞納整理進行管理票の必要性を見直すことが望ましい。

滞納整理進行管理票は7月の会議の前に手書きで作成し、12月時点でも同じ案件が残っていればそれを再度利用しているが、翌年度は担当替えや転入職員が新たに担当する場合があるため、全ての案件で滞納整理進行管理票を作り直している。

滞納整理進行管理票を毎年度作り直すメリットとしては、担当案件の概要を取りまとめることで当該案件の理解と習熟を図れること、担当者が交替した場合の引き継ぎが十分に行われることなどが考えられる。しかしながら、担当案件の状況把握は各担当者の本来業務であり、高額案件についてあらためて手書きで報告書を作り直すまでもなく理解と習熟を図っている必要がある。

業務の効率性の観点から、滞納整理進行管理票については、システムからの出力情報で代替することが可能かどうかなど作成の必要性を検討することが望ましい。

③ 滞納整理進行管理票の適切な作成

滞納整理進行管理票を作成する場合においては、記載内容を見直す必要がある。

現状においては、高額ヒアリングにあたって各担当者は滞納整理進行管理票を作成する必要がある。そこで滞納整理進行管理表を確認したところ、記載すべき事項があるのにほとんど白紙の状態で提出している事案、納付状況や所得金額が空欄である事案、実際には納付があるのにも関わらず「なし」と記載されている事案など、事実と異なる内容が記載されている事案が多く見受けられた。

滞納整理進行管理票については作成の必要性を検討することが望ましいが、当面は作成を義務づけていくのであれば、記載内容の正確性については十分留意していく必要がある。

④ 再報告の必要性

前回の高額ヒアリングで報告対象となった案件が次回の高額ヒアリングでも報告対象となるケースが多々見受けられるが、このような案件の取扱いも見直しが必要である。

7 月の高額ヒアリングで報告対象となった案件（272 件）のうち 12 月に再報告となった案件を確認したところ、全体では 209 件（77%）が再報告の対象となっていた。また、担当者ごとにも確認したところ、概ね 75%程度の再報告率であった。

再報告の対象となった案件については、すべてを高額ヒアリングで議論の対象とするのではなく、案件の状況に応じて検討に値する案件に限定して議論を行う必要がある。そのことによって会議を有効的かつ効率的に実施することが可能になると考える。

（４）少額案件増加への対応

【概要】

滞納額について一定金額で区切って集計を行った資料を依頼したところ、平成 22 年 1 月末時点の資料の提供を受け、次表を作成した。

なお、経年推移を把握するため、平成 17 年度末から平成 21 年度末分についても資料を依頼したものの、当該年度末での集計は行っていないとのことであった。

また、整理係は滞納者との納税折衝の状況をコンピュータシステムに記録しており、この記録結果は「滞納者別の交渉経過」（以下「交渉経過」という。）として確認することが可能となっている。そこで滞納金額等を勘案して 40 名の滞納者をを抽出してその交渉経過を閲覧した。40 名の中には滞納金額が 100 万円未満のいわゆる少額案件も含まれている。

表 35　滞納額別の滞納額集計表　（単位:千円、人）

所得区分	50 万円未満		50～100 万円未満		100 万円以上		合計	
	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数
200 万円未満	490,087	5,335	131,013	191	338,288	78	959,388	5,604
200～700 万円	328,100	2,349	131,796	197	129,738	57	589,634	2,603
700 万円以上	42,676	440	78,056	109	541,632	103	662,364	652
合計	860,862	8,124	340,864	497	1,009,659	238	2,211,386	8,859
比率	38.9%	91.7%	15.4%	5.6%	45.6%	2.7%	100%	100%

※ 平成 22 年 1 月末時点 普通徴収分のみ。都民税含む

【監査の意見】

課税の公平性の観点から、徴収コストを下回るほどの軽微な滞納でない限りは、滞納額100万円未満の少額案件についても適切に滞納整理を実施する必要がある。

抽出した交渉経過を閲覧したところ、個々の事案ごとに滞納整理の方法にバラツキが見られた。確かに滞納整理を行う担当者や滞納金額、滞納者が保有している財産の状況により滞納整理の方法が異なることが考えられるが、今回抽出した案件についてはどのような要因でバラツキが生じているのかが十分に把握できなかった。

少なくとも滞納本税額が100万円になると、年2回の高額ヒアリングの対象となることから滞納整理が積極的に行われ、滞納額が100万円を下回ると積極的な滞納整理を行わなくなる傾向があるのではないかと思われる。

しかしながら、上表のとおり100万円以上の滞納者は全体の2.7%にすぎない。整理係は17名であるから238名となると担当者1人が担当する高額滞納者は平均14名となる。各担当者は14名の滞納者のみに滞納整理を積極的に実施するのではなく、他の97.3%の滞納者にも適切に滞納整理を行う必要がある。

少額案件が増加傾向にあることは決裁文書等への記載等から区でも認識していることが確認できる。また、上表においても50万円未満の少額案件の金額は38.9%となっており、軽視し得ない状況となっている。

少額案件については、滞納整理事務のコストと徴収税額との比較という効率性の観点が特に求められるところである。区では現在、高額案件については高額ヒアリングを実施するなど注力しているところであるが、高額、中位、少額それぞれの滞納整理事務が有効的、効率的に行われるよう、前述した現状行っている高額案件のモニタリング方法を見直すことで生じる可能性がある業務資源を、中位や少額の案件に充当していく必要がある。

また、過年度は上表に記載した滞納額別の集計は行っていなかったとのことであるが、滞納整理事務を効率的、効果的に実施するためには、業務内容の現状を過去と比較することによって滞納の傾向を分析し、その結果を踏まえ今後の業務の方針を立案する必要がある。傾向を分析するためにはある程度の業務分析資料が必要であり、そのような資料を収集できるよう、情報収集体制を整備していくことが望ましい。

Ⅱ．滞納整理事務ごとの検討事項

（１）催告の状況の管理機能の強化

【概要】

納期限までに納付がなされていない特別区税については、納期限後 20 日以内に書面（督促状）により督促をしなければならない。

督促には差押その他の滞納処分の前提としての効果がある。地方税法では、滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して 10 日を経過した日までにその督促に係る徴収金を完納しないときは、滞納者の財産を差し押えなければならないと規定されている。

督促は１回限り行うものであり、その後になされる納付の請求は履行の催告としての効果が発生する。

催告とは、督促してもなお完納されない場合にさらに納付を促すための請求をいう。催告の規定は地方税法あるいは自治法にはなく民法 153 条に規定があり、地方公共団体が行う催告も民法 153 条の催告に該当するものである。

催告の方法は、文書によるもの、電話によるもの、あるいは現地に臨場して行うものなどがある。

図 14　督促状の発送

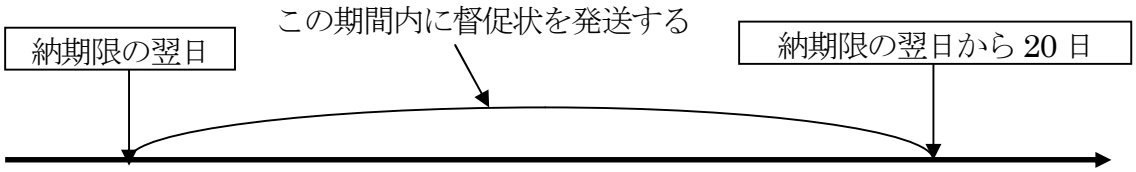

そこで、滞納者移動リストを入手して滞納事案に関する整理係担当者の決定方法をヒアリングした。そして、 夜間電話催告の結果及びその効果を確認するため、電話催告を実施した案件を抽出して電話催告後１か月以内の納付状況を検討した。

また、滞納金額等を勘案して 40 名の滞納者を抽出してその交渉経過を閲覧した。さらに、100 万円以上の高額滞納者の滞納整理事務の状況について、滞納整理進行管理票の作成要領及び高額ヒアリングのファイルを閲覧し、滞納整理進行管理票 238 件を閲覧した。

【監査の意見】

各担当者の催告の実施をバックアップする体制を強化するとともに、各担当者の催告の実施状況をモニタリングする仕組みを構築することが望まれる。

徴税吏員である担当者は滞納者に対し、毅然とした態度で臨むことが義務づけられているが、交渉経過の中には、来庁した滞納者への対応に苦慮していると感じられる事例が見受けられる。

次図は現在の整理係の体制である。現在の整理係の体制では、班員（担当者）は班長に対し相談や面談の同席等を求めることができることになっている。

図 15　整理係の体制

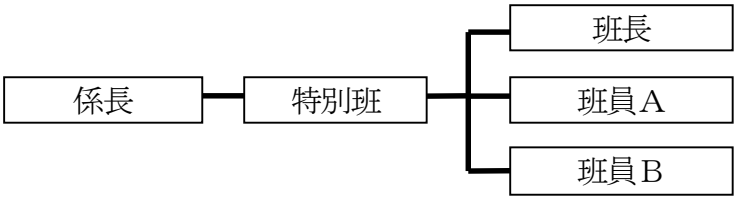

- 班員は班長に対し、滞納整理事務に関していつでも何でも自由に相談することができる。
- 班長は、自らあるいは班員の相談について特別班や係長に相談することができる。
- 滞納者が来庁した際、班員は班長等に面談の同席を依頼することができる。
- 係長、班長及び班員は全ての滞納者の交渉履歴等をデータベースを通じて催告や滞納処分の状況をみることをができる。

次表は、平成 22 年 3 月末現在における、ある地区の各班長及び班員の分担（担当金額、担当件数）を示したものである。

班長や班員の分担は地区別に決定されており、その業務量は滞納者の事情により異なるが、少なくとも下記データを見る限り、班長は班員と同量の滞納案件を担当していることがわかる。

区分	金額	件数
班長	156 百万円	779 件
班員A	121 百万円	612 件
班員B	126 百万円	774 件
合計	404 百万円	2,165 件

以上より、班員にとっては自分と同量の業務量を抱える班長に対して、いつでも気兼ねなく自由に相談や面談の同席を求めることは現実的ではないと思われる。そのため、結果として特別班や係長に相談がなされずに、特別班や係長は必要な情報を把握しにくくなっている可能性がある。

各班員が毅然とした態度を維持しながら適切に滞納整理事務を行うためには、そのことを担保するバックアップ体制を強化する必要がある。

班員は徴税吏員として各々の判断で行動し、認められた権利を行使することができるが、区は各班員の相談にのるだけで、行動を管理しなくてもよいということではない。また、班長は滞納整理の経験が豊かな者が任命されており、班員が困難に遭遇する前に起こりうる問題を察知し、事前に適切な指示を出すことも可能と思われる。

滞納整理事務をより円滑に進めるためには現在の班体制を強化する必要がある。そのためには、班長が班員の催告の状況を日常的にモニタリングして適時に指示を出す仕組みを構築することが望ましい。

（２）催告の見直しが必要な事案

【概要】

滞納金額等を勘案して 40 名の滞納者を抽出してその交渉経過を閲覧した。また、100 万円以上の高額滞納者の滞納整理事務の状況について、滞納整理進行管理票の作成要領及び「高額ヒアリング」のファイルを閲覧し、滞納整理進行管理票 238 件を閲覧した。

その結果、催告の進め方の見直しが必要な事案が見受けられた。以下はその概要である。

【監査の意見】

① 債務整理に係る受任通知受領前に催告を中止している事案

自己破産による催告の停止にあたっては、滞納者の自己申告によるのではなく、受任通知の受領など区による直接確認が必要である。

債務整理に関する受任通知を受領していないにも関わらず催告を停止している事案があった。当該事案については滞納者の現況を速やかに把握する必要がある。

整理係は滞納者に対する催告書等の発送、滞納者との面接交渉等による納税の催告を行う。滞納者の状況によっては催告を停止することもあるが、催告を停止する原因の一つとして、滞納者の自己破産に向けた債務整理の開始がある。

債務整理を行うにあたっては、債務者は弁護士または司法書士に債務整理を依頼し、依頼を受けた弁護士または司法書士は、債務整理を開始するための代理人に就任した旨を記載した受任通知を作成してこれを債権者に通知する。通常、債権者は当該受任通知を受領することにより債務者が債務整理を開始したことを把握する。このことは滞納者に対して租税債権を有する区も同様で、区は受任通知の受領により滞納者が債務整理を開始したことを把握して催告を停止する。

しかしながら、区が受任通知を受領していないにも関わらず催告を停止している事案があった。

当該事案については、滞納者がこれから自己破産する予定である旨の自己申告をもって催告を停止していた。区はその後も当該滞納者に関する受任通知を受け取っていないことから、現時点まで当該滞納者は自己破産をしていないと考えられる。当該事案については現在も催告を停止しているが、滞納本税額が 100 万円未満であるため高額ヒアリングの対象にはならず、このままでは時効により租税債権が消滅する可能性がある。速やかに滞納者の現況を把握し、滞納整理事務を再開する必要性を検討する必要がある。

自己破産を予定している旨を自己申告して納税義務を免れようとする滞納者は多く、自己申告のみで催告を中止してしまうことは公平かつ円滑に滞納整理事務を進めるうえで問題がある。破産による催告の中止はあくまでも受任通知の受領など区による直接確認が必要である。

② 臨戸の際の対応方法

オートロック式の集合住宅の臨戸の対応方法については、税務課の中で可能な限り情報交換を行い、ノウハウの共有化を図る必要がある。

区では、納税交渉や滞納者の状況を把握するために以前より臨戸を実施している。監査で抽出した交渉経過等を閲覧すると、現在はオートロック式の集合住宅が増え、応答がない場合や、家族あるいは同居人がインターンホン越しに「本人は寝ている」「本人に代わります。」と言われドアを開けてもらえず、臨戸を実施しても郵便受けに留守紙を投函するに留まっている事案が見受けられる。しかしながら、一方では、そのような場合であっても集合住宅の管理人に質問を行って滞納者の状況を把握し、あるいは低層階に居住する者について外観から居住実態を把握している事案も見受けられる。

臨戸により滞納者と面接を実施して納税交渉を行うことは困難となっている状況は理解できるが、税務課として可能な限り情報交換を行い、ノウハウの共有化を図る必要がある。

③ 滞納者の名寄せが必要であった事案

法人が住民税の特別徴収分等を滞納している場合は、当該法人の代表が個人として住民税等を滞納していないかどうかを確認し、相互参照を徹底するなど名寄せ管理を行い、滞納整理事務の効率化を図る必要がある。

法人が住民税の特別徴収分を滞納し、当該法人の代表が同時に自らの住民税等を滞納している場合について、区としては法人としての滞納分（住民税の特別徴収分）の納税を優先した結果、法人代表の自らの住民税等が滞納したままとなっている事案があった。

住民税の特別徴収分等を滞納している法人の代表と、自らの住民税等を滞納している個人が同一人物であるならば、区が納税交渉をする相手も同一人物ということになる。このような場合には滞納者の名寄せを行い、滞納している租税債権を一括して管理することにより滞納整理事務の効率化を図る必要がある。

名寄せを行うことは事務の効率化のみならず、徴収金をより古い滞納から充当することによって、区にとっては時効の成立を防ぎ、滞納者にとっては延滞金の発生を抑制することができるなど、双方にメリットがあると考える。

（３）財産調査の見直しが必要な事案

【概要】

特別区税については、督促状を送付しても納付がない場合等に徴税吏員は滞納者の財産についての調査を行うことが認められている。この調査を財産調査という。

財産調査の目的は、滞納者の納税資力の判定や滞納処分執行のための財産の有無、その財産についての権利関係、換価価値、換価の難易度を調査することにあり、その方法としては任意の調査である質問、検査と強制調査である捜索などがある。

区は財産調査の基準や手引書等（以下「財産調査の基準等」という。）を作成しており、徴税吏員である各担当者はこれらを活用して財産調査を実施している。

そこで、財産調査の基準等を確認してその理解に努め、それを踏まえて交渉経過記録（40 件）及び平成 22 年 7 月に実施された高額ヒアリングの滞納整理進行管理票を閲覧し、財産調査が適正かつ効率的に行われているかどうかを検討した。

表 36　財産調査の種類

項目	内容
質問・検査	滞納処分のため滞納者の財産を調査する必要があるときは、必要と認められる範囲内において、次に掲げる者に対して質問または検査をすることができる。 次に記載した者に対する質問は口頭または照会文書等の書面で行う。 検査は次表に記載した者の財産に関する帳簿類の提示を求めて行う。 ・　滞納者自身 ・　滞納者の財産を有するか、有すると認められる相当の理由がある第三者 ・　滞納者に対し債権若しくは債務があり、または滞納者から財産を取得したと認められる相当の理由がある者 ・　滞納者が出資している法人
官公署または政府関係機関への協力要請	地方税法 20 条の 11 によると、徴税吏員は、地方税法に特別の定めがあるものを除くほか、地方税に関する調査について必要があるときは、官公署または政府関係機関に、当該調査に関し参考となるべき簿書及び資料の閲覧または提供その他の協力を求めることができる。
捜索	徴税吏員は滞納処分のため必要があるときは、滞納者の物または住居その他の場所につき捜索することができる。この捜索は徴税吏員が滞納処分上必要と認めればいつでも行うことができると解されている。 捜索する場所について、滞納者自身の住居・事務所等のほか、滞納者の財産を所持する第三者または滞納者の財産を所持すると認められる親族等の関係者がこれを引き渡さないときに限り、第三者の住居その他の場所を捜索することができる。

【監査の意見】

① 財産調査の目的が不明確であった事案

財産調査は目的をもって、滞納処分につながるよう実施する必要がある。

財産調査は、滞納者の納税資力の判定や滞納処分執行を目的として実施するものである。しかしながら、財産調査をすること自体が目的化し、滞納処分につながっていない事案が存在していた。

特定の滞納者に対し、平成 19 年 10 月、平成 20 年 4 月と 6 月、平成 21 年 7 月に生命保険会社に対して財産調査を実施しており、最初に実施した平成 19 年 10 月の調査で滞納額を超える解約返戻金の存在が判明している。しかしながら、当該滞納者に対してはその後差押を行わず、かつ十分な納税交渉ができていない。

財産調査は滞納処分を効果的に行うための手段であるのだから、保険資産だけでなく預金債権など他の財産が存在する可能性を考慮して実施する必要がある。また、保険資産の中にはこれを担保として借入を行うことが可能なものがあるため、保険資産を発見した場合は、担保に供されないよう速やかに差し押さえる必要がある。滞納者による自主納付がなされず、他に十分な財産が発見されないのであれば、その保険資産を換価し、滞納処分を終了させる必要がある。財産調査は滞納処分につながるよう実施する必要がある。

② 所在調査のあり方

滞納者の職業あるいは滞納者が生活の原資をどこから得ているかについて、正確に把握しておく必要がある。

滞納者の所在調査には職業別初動調査及び所得別初動調査があり、これら調査で得られた情報をもとにして区では財産調査等を行っている。滞納者の職業や勤務先等の所在調査は、滞納者がどのように収入を得て生活をしているのかを調査するという目的があり、納税資力の有無の判定などその後行うべき全ての調査の原点となるべきものである。

しかしながら、高額ヒアリングや差押等検討会議、執行停止等の記録によると、滞納者の職業が「不明」あるいは「不詳」と記されており、滞納者の職業を正確に把握できていないと思われる事案が見受けられる。例えば平成22年7月の高額滞納者のヒアリングによる滞納整理進行管理票では滞納者238人のうち29人、平成21年11月に執行停止となった滞納者105人のうち48人が、所在が判明しているにも関わらず職業を把握していなかった。

滞納者が無職なのか、年金生活者なのか、生活の原資をどこから得ているのか、あるいはそれらが本当に把握できていないのかなどは交渉経過等で明らかにしておく必要がある。特に滞納者と連絡が取れている場合は、当該滞納者の生活の原資がどこにあるのか、誰の支援で生活しているかなどは正確に把握しておく必要がある。

③ 財産調査に関わる初動調査の開始時期に問題のあった事案

納税額の納付時期に関する滞納者の主張を受け入れ、財産調査や差押等を行わない場合は、滞納者の主張の真偽を十分に確かめる必要がある。

滞納税額の納付時期に目途が立っているという滞納者の主張を受け入れ、4年間で1回しか財産調査を実施しておらず、その後区が積極的に財産調査を開始した時点では差押可能な財産が残されていなかった事案があった。

当該事案については、滞納者は、自らが経営する会社が1か月以内に証券取引所等に上場し、それによって株式を売却して税金を納付する旨の主張を4年間繰り返し行っていた。納付時期の目途は滞納者の自己申告によるものであり、区はその真偽を十分に確かめることなく滞納から4年間、1回しか財産調査を行っていなかった。

しかしながら、証券取引所への上場は手続に時間を要するものであるから、上場を目前に控えているのであれば証券取引所や引受証券会社との契約が終了しているはずであり、その点を区が契約書の持参を求めるなどにより確認していれば、当該滞納者が真実の主張をしているかどうか、納付の実現可能性を把握できたと考えられる。

滞納者が納付時期の目途が立っていると主張している場合はその真偽を確かめ、納付の実現可能性が法的に担保されていない場合は財産調査を行う必要がある。

④ 外国人駐在員に対する所在調査のあり方

外国人駐在員の滞納が散見されるが、滞納者が外国人駐在員の場合の初動調査の進め方を見直す必要がある。

外国人駐在員の日本国内における駐在期間は1年または3年と定められており、駐在期間が経過した後には退職し速やかに出国することが義務づけられている。

当該駐在員に関わる特別区民税・都民税は、退職により特別徴収から普通徴収に切り替えられることになり、区では前年度の所得をもとに普通徴収の納付書を当該駐在員に送付する。納付書送付後も納付がない場合には督促状を送付し、督促状送付後も納付がない場合には数回にわたり催告書を送付し、それでも納付がない場合に当該駐在員の所在調査を実施している。しかしながら、多くの場合その時点では当該駐在員は駐在期間が経過して出国している。このため、外国人駐在員による滞納整理は滞納の事実を把握してから速やかに初動調査を実施する必要がある。

また、外国人駐在員の諸税金については、駐在員契約により雇用主等（給与支払者）が負担することとなっているケースもある。そのため、給与支払者に事実関係を確認しておく必要もある。

⑤ 外国人駐在員等に対する財産調査のあり方

滞納者が外国人駐在員の場合の財産調査の進め方についても、当該外国人の出身国や駐在員の特性に応じて、さらなる工夫が必要である。

区では、退職した元駐在員に関して日本人滞納者と同様に保険会社か国内金融機関に対して財産調査を実施している。しかしながら、外国人駐在員契約の中には通常、健康保険、入院保険や死亡保険等の保険契約が含まれているケースも見受けられ、また、国内の個人向保険商品は長期契約を前提としていることから、駐在期間が１年または３年と短い外国人駐在員が国内の保険商品を購入することは考えにくい。また、外国語表示がなされていない現金自動預払機を設置する金融機関で口座を開設することは少なく、むしろ出身国と日本等の複数の国で取引が可能な金融機関を利用する傾向があると思われる。したがって、効率的、効果的に滞納整理事務を進めるためには、財産調査の実施先の選別についてもさらなる工夫が必要である。

⑥ 不動産所得のある滞納者に対する財産調査の進め方

不動産賃貸収入がある滞納者に対しては、家賃の入金口座の調査を行うと同時に家賃債権の差押を検討する必要がある。

区が作成している財産調査の基準等では、滞納者が所有する不動産の状況を確認するとしている。また、当該不動産が賃貸物件であれば賃貸状況の調査を行い、差押の協力を得られるかを確認するとしている。不動産賃貸物件には入居者がいることから、差押・公売を実施することが適切でないため、現状では当該不動産の賃貸収入による自主納付を促している。

区は財産調査の基準等を作成して財産調査に活用しているが、不動産所得者に対する財産調査項目には家賃の入金口座や家賃債権の調査は例示列挙されていない。しかしながら、財産調査の基準等に示されている財産調査項目は共通的な基準を示したもので、実際に調査するべき項目は事案ごとに異なるのが通常であり、そのことは財産調査の基準等にも明示されている。財産調査に関しては臨機応変な対応が求められ、不動産所得者に対しては家賃の入金口座や家賃債権の調査を行う必要がある。なお、家賃債権の差押は職権に基づいて行うものであるから、事前に賃借人に協力が得られるかどうかの確認は不要である。

⑦ 配当所得や株式譲渡所得のある滞納者に対する財産調査の進め方

配当所得や株式譲渡所得がある滞納者に対する財産調査の方法も見直しが必要である。

財産調査の基準等では、配当所得のある者に対しては配当支払者への調査を実施することが例示されている。しかしながら、現状においては配当所得や株式譲渡所得がある滞納者に対し、当該財産調査は行われていなかった。

配当支払者が非上場会社であり、かつ定款により株式の譲渡制限が付されている場合は、株式買取請求権[1]により換価による滞納処分の可能性があり、財産調査は有効である。

配当支払者が上場株式の発行会社である場合は、配当支払者は証券取引所の規定により自ら株主名簿を管理しておらず、配当支払者から区が必要とする状況を入手することは不可能[2]である。しかしながら、平成21年１月から施行された「社債、株式等の振替に関する法律」により株式等は電子化され[3]、証券会社等を通じて保管機関である㈱証券保管振替機構で一括管理されている。したがって、区は㈱証券保管振替機構等を通じて滞納者の証券会社等を特定し、証券口座等の財産調査を行うことが可能と思われ、今後はそのような対応を図ることが望まれる。

また、現在の財産調査の基準等では、仮に配当所得や株式譲渡所得に関連する財産調査を行っていたとしても、調査結果の活用方法が明らかにされていないため、滞納処分に十分に生かすことができなかった可能性が高いとも考えられる。このことについては配当所得や株式譲渡所得がある滞納者への対応もあわせて検討する必要がある。

⑧ 遠隔地在住の滞納者に対する財産調査の進め方

遠隔地在住の滞納者に対する財産調査にあたっては、当該地域の金融機関の事情を考慮して、調査先を選別して効率的な調査を行う必要がある。

遠隔地在住の滞納者のうち、連絡が取れない者や納付がない者については相応の滞納整理を行う等、徴税コストと効果を比較して柔軟な対応を行うこととなっている。しかしながら、担当者によっては連絡が取れず納付がない者に対して管内の滞納者と同様の財産調査をしている事案があった。

地域によっては管内とは異なり使用可能な金融機関等が限られているため、管内とは異なる調査先への財産調査が必要となる場合がある。また、遠隔地在住の滞納者に対する職員の臨戸は必ずしも効率的ではないことや、財産の差押により滞納者

1　定款において株式譲渡には会社の取締役会等の承認を要する旨が定められている会社の株式をいう。譲渡制限を付された株式の譲渡を希望する者の譲渡希望が承認されない場合、譲渡希望者は、会社または会社の指定する者に買取を請求することができる。

2　上場会社の株主名簿は年２回の基準日ごとに作成されるため、その間の株主の異動を確認する手段がなく、また直近の基準日で株主であっても株式を売却する可能性があることから、知りたい時に株主であるかを把握することができない。

3　株券の電子化とは、「社債、株式等の振替に関する法律」により、上場会社の株式等に係る株券をすべて廃止し、株券の存在を前提として行われてきた株主権の管理を、証券保管振替機構及び証券会社等の金融機関に開設された口座において電子的に行うことをいう。

から連絡を受ける可能性もあることから、遠隔地の滞納者に対する財産調査の調査先の選別は重要である。

遠隔地在住の滞納者については適切な調査先を選別して十分な財産調査を行い、財産を発見した場合は速やかに差押を実施し、換価による滞納処分を行うことが望ましい。

⑨ 財産調査を行う旨の事前の通知と滞納処分

財産調査にあたっては、滞納者に財産を動かす時間的猶予を与えることがないよう、財産調査を行う旨を事前に伝えることなく行う必要がある。

区では滞納者とのトラブルを未然に防止する観点から、財産調査を行う旨を滞納者に事前に伝えるケースがある。

区に納税相談のため来庁した滞納者が、相談後同日付で銀行の ATM から多額の預金を引き出していたことが後日判明した事案があった。当該事案について、納税相談の際に区が財産調査を行う旨を伝えていたかどうかの記録は残っていないが、納税相談後の滞納者の行動から見ると財産調査を実施することを示唆する状況があったのではないかと推測される。

当該事案に限定されないが、財産調査を行う旨を伝えることは滞納者に財産を動かす時間的猶予を与えることになる。財産調査は滞納者に伝えることなく行う必要がある。

（４）差押検討対象となる時期（全体的な視点から）

【概要】

納税者が納期限までに租税等を納付せず、督促してもなお租税等を納付しない場合にとられる地方団体の強制徴収手続の総称を滞納処分という。

滞納処分には広義の滞納処分と狭義の滞納処分がある。広義の滞納処分は国税徴収法第 5 章に規定するすべての処分をいい、狭義の滞納処分は広義の滞納処分のうち租税債権者が自ら強制換価手続を行う場合をいう。交付要求（参加差押）は租税債権者が自ら行う強制換価手続ではないため、狭義の滞納処分には含まれない。

図 16　滞納処分

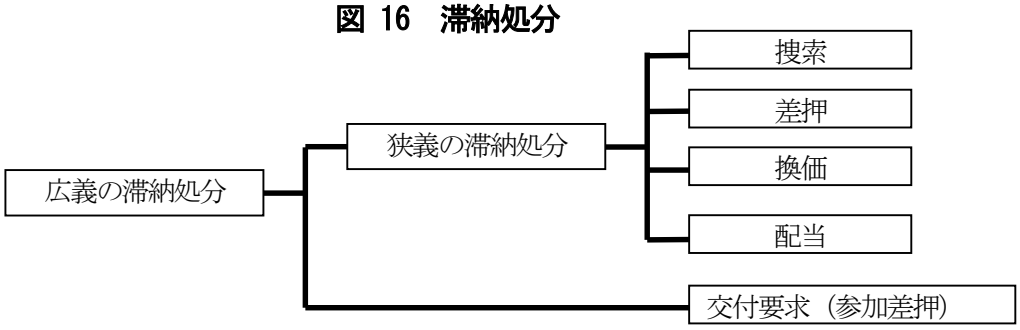

差押については、差押が可能となった時点で徴税吏員は滞納者の財産を差し押えなければならないとされている（地方税法第 331 条第 1 項）。

地方税法第 331 条第１項
　市町村民税に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、市町村の徴税吏員は、当該市町村民税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押えなければならない。
1. 滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して 10 日を経過した日までにその督促に係る市町村民税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。
2. 滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までに市町村民税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

　差押を実施する際に区では、事前に「差押等検討会議」と題された係内会議を実施している。差押等検討会議の出席者は税務課長、整理係長、担当者で、会議の議事内容については議事録が作成されており後日整理係職員に回覧されている。そこで、差押等検討会議議事録の平成 21 年度上期検討分について、差押検討対象とされていた滞納者の滞納時期を確認した。
　個々の滞納者の滞納税額のうち最も古い納付期限に着目して、長期間にわたり差押検討対象とならなかった事案を 10 件（**表 37** 参照）、短期間で差押検討対象となった事案を 10 件（**表 38** 参照）抽出した。なお表の「滞納月数」とは差押等検討会議が開催された時点でどれだけの月数が滞納月数として経過しているのかを示している。

表 37　長期間にわたり差押検討対象とならなかった事案

	差押等検討会議の開催回	滞納税額(本税のみ。都民税含む:円)	滞納税額のうち最も古い納付期限	滞納月数	摘要
1	29	143,300	H8.10.31	165	
2	4	975,600	H14.1.31	98	
3	21	1,824,200	H14.1.31	101	以前差押実績あり
4	16	1,952,320	H14.7.1	95	以前差押実績あり
5	19	139,400	H15.9.1	81	
6	12	131,700	H16.2.2	76	
7	26	326,800	H16.2.2	77	
8	13	850,900	H16.6.30	71	
9	46	183,700	H16.6.30	74	
10	13	413,900	H16.11.1	67	

表 38　短期間で差押検討対象となった事案

	差押等検討会議の開催回	滞納税額(本税のみ。都民税含む:円)	滞納税額のうち最も古い納付期限	滞納月数	摘要
1	1	822,000	H20.10.31	17	
2	1	338,000	H20.10.31	17	
3	24	3,175,200	H20.10.31	20	H21/1 出国
4	29	2,335,000	H20.10.31	21	
5	33	103,337	H20.10.31	21	以前差押実績あり
6	36	316,600	H20.10.31	21	
7	47	967,000	H21.1.5	20	
8	20	975,200	H21.2.2	16	
9	24	2,672,000	H21.2.2	17	H20/11 出国
10	44	558,500	H21.2.2	19	H20/12 出国

【監査の意見】

納税者間の公平性の観点から、差押の実施にあたって徴税吏員の主観や、区の事務処理の進捗状況の影響を受けることは避ける必要がある。

短期間で差押検討対象となった事案（表 38 参照）には出国外国人の事案等、差押検討対象となった理由が付されているものもあるが、当該事案を除くその他の事案については、なぜ短期間で差押検討対象となったのかの理由が差押等検討会議議事録では不明確であった。

一方、長期間にわたり差押検討対象とならなかった事案（表 37 参照）については、一部過去に差押実績のある事案も含まれているが、当該事案を除くその他の事案については、なぜ長期間にわたり差押検討対象とならなかったのかの理由が差押等検討会議議事録では不明確であった。

差押は徴税吏員の職権により実施可能であり、また地方税法上は行わなければならないと規定されているが、実際には差押実施時期は財産調査の進ちょく状況や滞納者の事後納付状況、財産状況等により影響を受け、事案により様々であるのが実情である。しかしながら、差押等検討会議議事録を閲覧した結果では、差押の実施にあたっては徴税吏員の主観や区の事務処理の進ちょく状況の影響も多分にあるのではないかと推測される。

納税者間の公平性の観点を踏まえると、差押の実施にあたっては徴税吏員の主観や区の事務処理の進捗状況の影響を受けることは避けるべきである。そのためには滞納額と滞納時期に応じて、早期に財産調査と差押可能財産の選定を終了させて差押が実施可能な状況をつくり、必要な場合には速やかに差押処分を行うことができる体制を構築する必要がある。

滞納額と滞納時期に応じた財産調査と差押可能財産の選定の進捗管理、差押実施状況の把握、差押を実施しない、あるいは実施できない場合の理由の把握等を組織として行う必要がある。

（５）差押検討対象となる滞納税額（全体的な視点から）

【概要】

差押等検討会議議事録の平成21年度上期検討分について、差押案件として検討されている滞納者の滞納税額を確認した。

調査の結果、滞納税額の平均は831 千円、最大額は29 百万円、最小額は22 千円であった。また、滞納税額の少ないものを抽出したところ、以下のような状況であった。

表 39　差押等検討会議で検討された案件のうち滞納税額が少ない案件

	差押等検討会議の開催回	滞納税額(本税のみ。都民税含む:円)	滞納税額のうち最も古い納付期限	摘要
1	41	22,300	H20.6.30	
2	36	31,700	H17.5.31	
3	46	31,800	H20.6.30	H20/1 出国
4	46	54,000	H17.10.31	
5	30	62,700	H19.1.31	

	差押等検討会議の開催回	滞納税額(本税のみ。都民税含む:円)	滞納税額のうち最も古い納付期限	摘要
6	19	70,800	H19.8.31	
7	19	84,000	H19.10.31	
8	27	97,900	H17.6.30	以前差押実績あり
9	10	99,000	H19.1.31	
10	33	103,337	H20.10.31	以前差押実績あり

【監査の意見】

差押等検討会議のあり方を見直す必要がある。

差押等検討会議で検討対象とされたものの中には少額の案件がある。検討会議を実施することのコストと差し押さえることとなる財産額を比較すると、少額の案件まで含めた全ての差押案件を検討会議での検討対象としている現状には疑問が残る。

納税者間の公平性の観点から見ると、差押対象財産の適切性や差押を実施すべき案件か否かを管理することについて一定の必要性は認められる。しかしながら、今回の個別外部監査で抽出した案件については、全て銀行預金が差押対象財産として検討されていた。銀行預金は差押財産としては一般的であり、差押対象財産の適切性を検討する必要性は低いと考えられる。

また、差押を実施すべき案件か否かを管理することについては、差押検討対象となった案件のみに焦点を絞って管理するよりも、むしろ差押の実施までに至っていない滞納案件の管理を重視する必要がある。

例えば差押に関する一定の基準を設けることで他の差押未実施案件もあわせて管理を行い、差押等検討会議では会議での検討に値する特定の案件に限定して議論を行うことで、滞納案件全体の公平性、整合性を考慮することも一つの方法である。

事務の効率性、他の事務との優先度の観点から、全ての差押案件を対象として検討会議を実施することについては検討が必要である。

（６）差押財産の対象範囲の拡大（全体的な視点から）

【概要】

差押等検討会議議事録の平成 21 年度上期検討分について差押対象財産として検討されているものの財産の種類を確認した。その結果、銀行預金が大半を占めており（133 件）、その他生命保険（20 件）、敷金（1 件）、不動産（3 件）であった（**表 40** 参照）。

一般に、差押対象となりうる財産には、区が検討対象とした財産のほかにも、動産、有価証券、自動車・建設機・航空機・船舶等、特許権等の無体財産権などがあり、債権についても銀行預金、生命保険解約返戻金、敷金のほかに代金の支払請求権、給与報酬等の支払請求権、消費貸借の返還請求権などがある。

また、平成 17 年度から平成 21 年度の差押状況は**表 41** のとおりであるが、やはり債権、不動産が中心となっている。

表 40　差押対象となった財産の種類　（件）

債権			不動産（参加差押）	合計
銀行預金	生命保険解約返戻金	不動産賃借用差入敷金		
133	20	1	3	157

※　複数の財産を差し押さえた案件があるため差押等検討会議検討案件合計とは整合しない

表 41　平成 17 年度から平成 21 年度の差押状況　（千円、人）

	H17 年度		H18 年度		H19 年度		H20 年度		H21 年度	
	税額	人	税額	人	税額	人	税額	人	税額	人
債権	80,990	94	163,989	242	211,291	307	610,738	332	241,092	242
不動産	1,198	1	10,953	3	3,533	3	101,025	9	321,482	8
動産	－	－	2,127	1	－	－	－	－	－	－
参加差押	4,785	1	9,472	7	9,150	4	322,841	4	41,859	9
交付要求	24,544	50	20,676	71	42,327	85	65,974	102	45,285	90
合計	111,519	146	207,219	324	266,303	399	1,100,579	447	649,720	349

【監査の意見】

差押財産の範囲を拡大する必要がある。

差押財産は現状では銀行預金や生命保険解約返戻金といった債権が中心となっており、有価証券、自動車・建設機・航空機・船舶等、特許権等の無体財産権を対象とした差押は今回の調査では確認できなかった。

滞納している特別区税の徴収を促進するためには、換価までを含めた実効性、効率性を考慮しながら、差押財産の範囲を広げるよう意識づける必要がある。

（７）差押財産の対象範囲の拡大（個別事案の検討結果から）

【概要】

差し押さえることができる財産の要件は次表のとおりである。

区においては財産の所在、財産の帰属、財産の金銭的価値および財産の換価性を踏まえて差押財産の対象範囲を検討する必要がある。

表 42　差し押さえることができる財産の要件

内容	
財産の所在	地方税法、国税徴収法等の法律の施行地域内にあること
財産の帰属	差押をする時に滞納者に帰属していること
財産の金銭的価値	金銭的価値を有すること
財産の換価性	譲渡または取立ができること

そこで、今回の個別外部監査で抽出した 40 件の滞納事案の交渉経過記録および平成 22 年 7 月に実施された高額ヒアリングの滞納整理進行管理票を閲覧し、具体的にどのような財産を差押の対象範囲とするべきかを検討した。

【監査の意見】

区は有価証券や不動産所得のある者に対する家賃債権や、有配当型の保険商品の差押を積極的に実施する必要がある。また、平成22年度より給与債権の差押を開始しているが、今後も勤務先への給与照会は積極的に行うことが望ましい。

区では平成23年度から動産の差押を予定しているが、この他にも有価証券や不動産所得のある者に対する家賃債権の差押も積極的に実施する必要がある。

また、滞納者が加入している生命保険については、区は解約による換価のみを実施している。しかしながら生命保険には解約前に配当のある有配当の保険と、保険事故の発生、もしくは保険契約解約まで配当がない無配当の保険がある。このため、滞納者の加入している生命保険が有配当型の保険であれば、配当金を差し押さえて納付に充当することにより、生命保険を解約しなくても滞納処分を実施することが可能である。したがって、保険商品が有配当型である場合は保険会社に確認する必要がある。

さらに、区では「給与の調査は、取引金融機関の特定と共に、給与そのものの差押を念頭に置いて調査する。ただし、この調査によって従業員の滞納の事実が勤務先に知られてしまうため、調査を行うか否かは慎重に検討する。」と考え、平成21年度までは給与債権の差押を実施していなかった。

しかしながら給与所得者の特別区民税・都民税は給与支払者である特別徴収義務者による特別徴収が原則である。したがって給与所得者が勤務先において個別に普通徴収に切り替えたうえで滞納している場合はこのような配慮をすることは適切ではない。給与債権は弁済期限が毎月到来し、特に高所得者に対する給与債権は高い確率で取り立てが可能であるから、今後は勤務先への給与照会は積極的に行うことが望ましい。

（８）最終催告書の送付（全体的な視点から）

【概要】

区では差押実施可能案件に差押を実施する際に、納税滞納者に対する差押の事前予告として、「最終催告書」を送付している。この他にも「差押予告書」「差押警告書」という文書を送付することがあるが、いずれも最終催告書と同様の意義、効果をもつ文書であるため、本報告書ではそれらを最終催告書と総称する。

差押実施可能案件について差押を実施する際には、滞納者への事前予告等は法的には求められておらず、この最終催告書の送付は区の裁量で行われているものである。その目的は差押の実施を事前予告することで滞納者とのトラブルを未然に防止するとともに、区としては自主納付を促す効果も期待している。

差押等検討会議議事録の平成21年度上期検討分について最終催告書の送付状況を確認したところ、送付が行われていない案件が、全検討案件156件中50件となっていた（表 43参照）。

送付が行われていない理由として、所在不明案件（3件）、出国外国人案件（6件）、以前差押を実施した実績がある案件（21件）など、事前予告や自主納付を促す効果が期待できないと考えられる案件も含まれているが、その他の20件は上述した理由以外の理由で送付が行われていなかった（表 44参照）。

表 43　平成 21 年度上期差押実施検討案件に関する最終催告書の送付状況

送付あり	送付なし	合計
106 件	50 件	156 件

表 44　最終催告書が送付されなかった案件の理由別内訳

所在不明	出国外国人	以前差押実績あり	その他	合計
3 件	6 件	21 件	20 件	50 件

【監査の意見】

最終催告書の送付のルールを明確化しておく必要がある。

差押等検討会議議事録の平成 21 年度上期検討分について最終催告書の送付対象とならなかった 50 件のうち（**表 44** 参照）、送付が行われていない理由が「その他」に分類される案件 20 件については、時効期限が近いことを理由に挙げているものがあったが、当該案件についてはもっと早い段階で差押等の検討をすべきであったと考えられる。また送付をしない理由の記載のない案件も存在していた。

最終催告書の送付は法的に義務づけられたものではなく区の裁量で行われており、差押を実施することに対する事前予告という目的に加えて、自主納付を促す効果を期待したものである。したがって、事前予告を行う必要がないと考えられる案件や、自主納付を促す効果が期待できない案件に対してまで送付する必要はない。しかしながら送付の必要性の判断を徴税吏員の主観に委ねて、それで特段の問題が生じていないのであれば、最終催告書の送付そのものの必要性自体に疑問が生じる。

例えば送付しない理由が不明確である案件が存在し、かつそのことによって特段の問題が生じていないのであれば、反対に最終催告書を送付している案件の中には、送付する必然性のない案件が含まれている可能性が考えられる。仮にそうであるならば送付事務の必要性そのものに疑念を生じさせることになり、むしろ他の業務に業務資源を割くべきではないかと考えられる。

実際には、最終催告書を受けとってから自主納付に応じた事案もあることから、最終催告書には一定の効果があると評価することもできる。しかしながら現状においては送付の基準が不明確となっている。今後も最終催告書の送付を行うのであればこのことについては改善が必要である。例えば、送付に関するルールを定め、送付を行わない案件についてはその理由を明らかにしておくことも一つの方法である。

最終催告書については、必要と認める場合に限って送付を行うように業務を見直す必要がある。

（９）滞納額を増加させる少額分納を認めない原則の徹底

【概要】

納税者または特別徴収義務者（以下「納税者等」という。）の個別的、具体的な事情に応じて、地方団体の徴収金の徴収を猶予することを目的とする納税の猶予制度が地方税法第 1 章第 8 節に定められている。

納税の猶予制度は次図のとおり、税法上の納税の猶予と税法上の納税の猶予ではない納税の猶予に大別される。また、税法上の納税の猶予は徴収猶予、換価の猶予及び滞納処分の執行停止に区分される。

図 17　納税の猶予制度

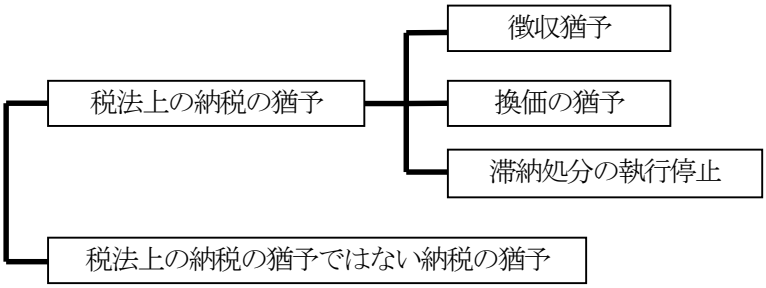

納税の猶予制度の一つに徴収の猶予がある。

徴収猶予とは納税者等の納税資力の減少等を要件とするもので、納税者等が一時に納付納入することができないと認められる金額のうち、徴収猶予の事由と因果関係を有する範囲の金額の徴収を猶予するものである。猶予の期間は原則として１年以内で、やむを得ない理由があると認めるときは最長２年まで延長することが可能である。また、適宜分割して納付納入する期限を定めることも可能である。

税法上の納税の猶予では徴収猶予期間は最長２年とされているが、２年を超えて徴収の猶予を認めるなど税法の規定に従っていない納税の猶予のことを「税法上の納税の猶予ではない納税の猶予」という。租税債権全額を２年以内に回収することが事実上不可能な少額分納は「税法上の納税の猶予ではない納税の猶予」に該当する。

そこで、交渉経過記録（40 件）及び平成 22 年７月に実施された高額ヒアリングの滞納整理進行管理票を閲覧し、徴収猶予の事務手続が適正かつ効率的に行われているかどうかを検討した。

【監査の意見】

少額分納を認めることは望ましくなく、納付額の増額を要請する必要がある。

滞納した税金は、全額一括納付が原則である。納税交渉では、滞納者の事由によりやむをえず分納になる場合でも、納期限から１か月以上が経過した滞納税金については14.6%の延滞金が課されることから、結果として滞納額が増加する少額分納を認めることは望ましくない。

例えば、100 万円の滞納に対する年間の延滞金は 146 千円であるから、月額１万円（年間 12 万円）等の少額分納はかえって滞納者を窮地に追い込むことになる。このことから、区が各担当者に配布している滞納整理に関する手引書においても、少額分納を認めない方針が記されている。

しかしながら、実際には 300 万円以上の滞納のある滞納者に対し、月１万円や２万円の少額分納を認めている事案が見受けられた。300 万円の滞納の場合、年間 438 千円の延滞金が生じるため、年間 12 万円を納付しても、延滞額は増加するのみである。少額分納は認めない原則を徹底する必要がある。

また、給与所得が継続的に800万円超で扶養家族が見あたらないといった納税資力が減少しているとは判断しがたい滞納者や、滞納を解消するのに十分な財産を保有していることが判明している滞納者に対して少額分納を認めている事案があった。滞納整理事務の効率化の観点から、高所得者や十分な財産を有しているに対してこのような納税の猶予は認めるべきではない。

(10) 取立の保留を見直す必要がある事案

【概要】

納税の猶予制度の一つに換価の猶予がある。また区では、制度によらず、差し押さえた財産を換価せず、取立を保留することがあるとのことである。

換価の猶予とは、その財産の換価を直ちにすることにより、その事業の継続またはその生活の維持を困難にするおそれがあるときに、 徴収金のうち、財産の換価によりその事業の継続または生活の維持を困難にすることなく徴収することができる金額以外の金額の換価を猶予するものである。また、その財産の換価を猶予することが、直ちにその換価をすることに比して、滞納に係る地方団体の徴収金及び最近において納付し、又は納入すべきこととなる他の地方団体の徴収金の徴収上有利であるときに、徴収金のうち直ちに換価をしないことが徴収上有利であると認められる金額の換価を猶予するものである。換価の猶予の期間は原則として１年以内で、やむを得ない理由があると認めるときは、最長２年まで延長することが可能となっている。

そこで、交渉経過記録（40件）及び平成22年７月に実施された高額ヒアリングの滞納整理進行管理票を閲覧し、換価の猶予に関する事務手続が適正かつ効率的に行われているかどうか及び取立の保留が合理的な理由に基づくものであるかを検討した。

【監査の意見】

取立を保留する場合は、その合理性を十分に検討する必要がある。また、取立の保留は制度として確立されていないため、その適用には慎重である必要があり、差押財産を換価しない場合は可能な限り換価の猶予によることが望ましい。

区では換価の猶予を行っておらず、差し押さえた財産を換価していない事案は全て取立を保留している事案であった。これらの事案の中に取立を保留していることの妥当性に疑問が残る事案があった。取立の保留は制度として確立していないことから、その適用要件を見直す必要がある。

当該事案については、財産調査により既に判明している保険資産の解約返戻金について、滞納者が自ら解約して本税を納付することで合意したが、滞納者はその後当該保険を解約せず自己破産を準備中とのことであった。

しかしながら、区が滞納者の保険を解約しても、被保険者の事業の継続またはその生活の維持を困難にすることはなく、取立を保留することは妥当でない。さらに、滞納者は、保険契約の解約の意思とその解約返戻金を納税に充当することを表明しているのだから、取立を保留する必要性もない。区が自ら差し押さえて換価し、滞納額を超える返戻金を滞納者に配当すれば滞納処分は終了する事案であった。

当該者が自己破産した場合、租税債権であっても区は債権者の１人として滞納額の一部しか回収することできないため区は損失を被ることになる。保険資産は区が解約しても換価価値は同じであるから取立を留保する必要性はなく、滞納処分を確実に執行するために区が自ら解約を行う必要がある。

(11) 滞納処分の執行停止（全体的な視点から）

【概要】

滞納処分を行う際に、①滞納処分をすることができる財産がないとき、②滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき、③その所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるときのいずれかの事実があると認められるときには、滞納処分の執行が停止され、執行の停止が３年間継続した場合には納付義務が消滅する（地方税法第 15 条の 7）。

滞納処分の執行が停止された場合には、停止後３年以内に当該執行停止となった事実がなくなったと認められるときは執行の停止を取り消さなければならない（地方税法第 15 条の 8）。

区では滞納処分の執行停止とする事実があると認められる案件について、当該案件の執行停止に関する検討調書を作成し、内部決裁を経たのちに執行停止処分としている。検討調書の作成と内部決裁については確認した範囲では特段の問題点は検出されなかった。過年度の執行停止金額は次表（**表 45** 参照）のとおりである。

一旦執行停止となった案件については、他の滞納案件と一緒には管理されているものの、滞納案件全体に対処する事務の有効性、効率性の観点から執行停止状態であることのみが確認されている。

そこで、執行停止となった事実がなくなったと認められ執行の停止が取り消された事案について平成 21 年度分の事例の提出を求めたところ、平成 21 年度分については取消し事例がなく、また過年度の取消し事例件数を確認したところ下記（**表 46** 参照）の状況であった。

表 45　執行停止となった金額（都民税含む）　（単位：千円）

年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度
執行停止額	249,614	232,098	214,941	142,552	256,245

表 46　執行停止取消し件数　（単位：件）

年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度
特別区民税	4	3	16	12	0
軽自動車税	5	4	9	0	0

【監査の指摘】

執行停止後の事後状況の確認が十分に行えるよう体制を整備する必要がある。

地方税法は、執行停止後３年以内に当該執行停止となった事実がなくなったと認められるときは執行の停止を取り消さなければならないと定めている。この規定に

対応するためには、滞納処分の執行を停止した後の状況を確認する体制を十分に整備しておく必要がある。

一旦執行停止になった案件については、執行の停止が３年間継続した場合には納付義務が消滅し当該滞納税額は不納欠損処分されることとなるため、区税収入確保の観点からも体制の整備が必要となる。

このため、滞納処分の執行停止後の状況確認は重要な事務であるが、実際には翌年度以降の所得申告の有無の定期的確認など、事後の状況確認は行われておらず、滞納者からの申請による滞納処分の執行停止の取消しと納付等が年に数件生じている程度であった。

現状の事務は、地方税法への対応、区税収入の確保、納税者間の公平性の観点から十分であるとは言い難く、執行停止後の状況確認が十分に行われるような体制を整備する必要がある。

地方税法第 15 条の 7（滞納処分の停止の要件等）

地方団体の長は、滞納者につき次の各号の一に該当する事実があると認めるときは、滞納処分の執行を停止することができる。

1. 滞納処分をすることができる財産がないとき。
2. 滞納処分をすることによつてその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。
3. その所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるとき。

（第２項、第３項　略）

4　第1項の規定により滞納処分の執行を停止した地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務は、その執行の停止が3年間継続したときは、消滅する。

5　第1項第1号の規定により滞納処分の執行を停止した場合において、その地方団体の徴収金が限定承認に係るものであるときその他その地方団体の徴収金を徴収することができないことが明らかであるときは、地方団体の長は、前項の規定にかかわらず、その地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務を直ちに消滅させることができる。

地方税法第 15 条の 8（滞納処分の停止の取消）

地方団体の長は、前条第1項各号の規定により滞納処分の執行を停止した後3年以内に、その停止に係る滞納者につき同項各号に該当する事実がないと認めるときは、その執行の停止を取り消さなければならない。

（12）滞納処分の執行停止が適切でなかった可能性がある事案

【概要】

交渉経過記録（40 件）及び平成 22 年 7 月に実施された高額ヒアリングの滞納整理進行管理票を閲覧し、滞納処分の執行停止の事務手続が適正かつ効率的に行われているかどうかを検討した。

【監査の意見】

① 効果的な財産調査対象の選択の必要性

財産調査にあたっては、まずは滞納者の生活実態を把握し、滞納者の状況に応じて最も効果的と思われる相手先に対して調査を行う必要がある。

平成21年度に執行停止された滞納事案については、滞納者の所在及び滞納処分をすることができる財産が不明としている事案が多く見受けられた。

滞納処分の執行停止の要件等を踏まえると、これらの事案の多くは必要最低限の調査が機械的に実施されており、当初より執行停止に向けた財産調査が行われているのではないかと推察せざるを得ない状況であった。

例えば、銀行に対する調査については、本店への照会によって全国支店の保有口座の有無が確認できるにも関わらず、同一銀行の区内の複数の支店に対して財産照会を実施している事案や、区内の在住期間は短いため区内に銀行口座を保有しているとは考えにくい者に対して、区内の支店に対してのみ財産照会を実施している事案などがあげられる。

転入転出などが多い区では、滞納者が転入後に区内の支店で改めて銀行口座を開設するとは考えにくい。本店照会が可能な金融機関については本店照会を、それ以外の金融機関については、区内か否かに関わらず滞納者が口座を開設している可能性の高い金融機関に対して財産調査を行う必要がある。

② 財産の発見に対する柔軟な思考の必要性

財産調査の結果は財産の発見につながる重要な情報であるから、あらゆる可能性を排除せず、柔軟な思考をもって差押可能財産の発見に努める必要がある。

国外に出国した外国人が保有していた国内の金融機関口座について、現在も公共料金の引き落としがなされている事案があった。区は、他人が当該口座は使用している可能性が高いとして差押をせず、当該外国人に対する滞納税金を執行停止にしていた。しかしながら、当該公共料金の契約先には外国人の間でも有名な国内有数の観光地が存在すること、引き落とされている金額が安定的に安価であること、日本は外国人による不動産の取得を禁止していないことなどから、滞納者が当該地域に不動産やリゾート施設等を保有しており、当該口座は滞納者本人または国内の管理人により管理されている可能性も考えられる。

外国人の保有する金融機関の口座について、本人が出国しているにも関わらず入出金取引があることは、必ずしも当該口座が他人に使用されていることを意味しない。区としては通常の手続に従って滞納整理事務を行う必要がある。

なお、他人名義の預金口座を使用することは、預金口座等の不正利用防止法により禁止されていることにも留意する必要がある。

(13) 差押解除に問題のある事案

【概要】

差押による処分禁止の効力を将来に向かって失わせる行政行為を差押の解除という。国税徴収法及び地方税法の規定によると、差押を解除しなければならない場合と差押を解除することができる場合とがある。

表 47　差押を解除しなければならない場合の例

内容
・ 納付、充当、更正の取消し、その他の理由により差押にかかる租税の全額が消滅したとき ・ 差押財産の価額がその差押にかかる滞納処分費及び差押にかかる租税に先立つ他の国税、地方税その他の債権の合計額を超える見込みがなくなったとき ・ 滞納処分の執行を停止したとき

表 48　差押を解除することができる場合の例

内容
・ 差押にかかる租税の一部の納付、充当、更正の一部の取消し、差押財産の値上がりその他の理由により、その価額が差押にかかる租税及びこれに先立つ他の国税、地方税その他の債権の合計額を著しく超過すると認められるに至ったとき ・ 滞納者が他に差押えることができる適当な財産を提供した場合において、その財産を差押えたとき ・ 納税の猶予をした場合で納税者から申請があったとき ・ 換価の猶予をする場合において必要があるとき

交渉経過記録（40 件）及び平成 22 年 7 月に実施された高額ヒアリングの滞納整理進行管理票を閲覧し、差押解除の事務手続が適正かつ効率的に行われているかどうかを検討した。

【監査の意見】

① 差押解除にあたり、解除条件の履行の必要性

差押の解除は、差押を解除する条件が確実に履行されてから行う必要がある。

平成 21 年 12 月に実施された高額滞納者のヒアリングにおいて、差押の指示を受けた預金債権の差押解除にあたり、以下の事案があった。

差押の解除条件は、①86 千円の納付、②30 千円の分割納付、③住宅敷金を担保に差し押える、④所得税還付が出た場合は充当納付することの 4 条件であった。しかしながら、実際には条件①86 千円の納付だけが履行され、区は住宅敷金を差し押えることなく、当該預金債権の差押を解除している。

その後、区は滞納者に敷金を差し押さえても良いか了解を求めて断られたため、差押を実行していない。また、平成 22 年 7 月に実施された高額滞納者のヒアリングでは、月額 3 万円を分納中とだけ報告され、差押解除がなされたことは報告されていない。

敷金の差押は預金債権の差押の解除条件であったことから、その後の再確認は不要であり、また、預金債権の差押解除に先立ち敷金を差し押さえる必要があった。このような差押の解除を認めていると、滞納者に差押の解除条件の履行を期待することは困難である。差押の解除にあたっては、事前に解除条件の履行が可能なものは確実に履行させる必要がある。

②　差押解除の条件の妥当性と預金債権の差押解除

差押解除の条件の設定にあたっては十分な財産の提供を求める必要がある。

差押を解除できる場合は**表 48** のとおり例示列挙されているが、「滞納者が他に差押えることができる適当な財産を提供した場合」において、滞納者の提供した財産が適当かどうかの判断等、実務上の対応は各担当者に委ねられている。そして、差押解除にあたっては、各担当者は個別事案ごとに上長に相談し、承認を受けて行っている。

先述の預金債権の差押解除にあたっては、1,183 千円の本税の滞納に対して滞納額の 1 割に満たない 86 千円の納付と、納付期限のない 37 回の分納としており、その趣旨に照らして妥当ではなかった可能性がある。

また、預金債権は差押の解除を行うとすぐに滞納者によって引き出されることがあるため債権を保全することが困難であり、当該預金債権の充当による自主納付を期待することも困難である。

預金債権に替わる十分な財産の提供を受けることが期待できないのなら、差押解除は慎重に行う必要がある。

(14) 時効

【概要】

金銭の給付を目的とする地方公共団体の権利は、他の法律に定めがあるものを除くほか、5 年間これを行わないときは、時効により消滅する（自治法 236 条Ⅰ）。このことは租税債権も同様である。この時効による消滅については、法律に特別の定めがある場合を除くほか、時効の援用を要せず、また、その利益を放棄することができない（自治法 236 条Ⅱ）。

すなわち、時効の期間が満了すれば、地方公共団体の徴収権は絶対的に消滅してしまい、債務者は時効の期間満了後は時効の利益を放棄して納付することは認められない。地方税を例にとると、時効完成後に税金等の納付があってこれを収納した場合には、納付者に還付する必要がある。

租税債権の徴収権にこのような時効の絶対的効力を認めたのは、地方公共団体と納付義務者等の関係を画一的に処理する必要性があるからとされている。

そこで、平成 21 年 5 月期に不納欠損処理された本税及び確定延滞金の決裁書類及び時効決定リストを閲覧し、自治法及び地方税法に従い適正に不納欠損処理が行われているかどうかを検討した。

また、平成 21 年 5 月不納欠損額決裁額の内訳をレビューし、滞納処分や執行停止処分に至らずに不納欠損処理されたものに金額的に重要なものがないかどうかを確かめた。なお、平成 21 年 5 月期において時効により不納欠損処理されたものは、本税 221 百万円及び確定延滞金 74 百万円の合計 296 百万円であり、そのうち、本税の時効消滅により租税債権が消滅したものの内訳は次のとおりである。

表 49　本税の時効消滅により消滅した租税債権

区分	税額		人数	
	（円）	割合	（人）	割合
滞納処分の執行停止から３年間継続し徴収権が消滅したもの（地方税法 15 条の７第４項）	142,206,971	64.1%	112	17.5%
滞納処分の即時執行停止に伴い徴収権が直ちに消滅したもの（地方税法 15 条の７第５項）	35,943,465	16.2%	161	25.2%
滞納処分の執行停止中に徴収権が時効完成により消滅したもの（地方税法第 18 条）	27,223,832	12.3%	129	20.2%
滞納処分や執行停止処分に至らず５年が経過したため、徴収権が時効の完成により消滅したもの（地方税法第 18 条）	16,588,070	7.5%	237	37.1%
合計	221,962,338	100.0%	639	100.0%

【監査の意見】

課税の公平性の観点から、執行停止としていない滞納事案の中に金額の大きなものがないか定期的にモニタリングを行う必要がある。

平成 20 年度の不納欠損額の中に、滞納処分や執行停止処分に至らずに時効の完成により徴収権が時効の完成により消滅したものが 16 百万円（全体の 7.5%）ある。

課税の公平性の観点から、執行停止としていない滞納事案の中に金額の大きなものがないかについては、定期的にモニタリングを行う必要がある。

Ⅲ．情報の共有

（１）知識の充実維持、共有化

【概要】

整理係では転入職員用研修として次のような研修を例年行っている（例示として直近二年度分である平成21年度及び22年度実施内容を記載した）。

またこの転入職員用研修のほかに、都税事務所第一ブロック研修への参加や、中央都税事務所との連携の一環から徴収部門連絡会の開催及び参加などにより、他地区との知識の共有が図られている。これらには各回数人程度が参加している。

この他、係内の知識の共有化として、差押等検討会議で取り上げられた案件の議事録を全員に回覧することで、差押等が生じた事案についての知識の共有化が図られている。

表 50　転入職員用研修

	平成21年度	平成22年度
整理係転入職員研修	4月7日、8日	4月7日、8日
整理係転入職員システム研修	4月9日 または4月10日	4月12日
23区税務職場転入職員研修会 （東京都主税局研修所中野教室）	4月24日	4月27日、28日
都税第一ブロック転入職員研修 （都税事務所）	6月上旬	6月上旬
税務課転入･新規採用職員研修	6月25日、26日	6月29日、30日
課税係転入･新規採用職員研修	8月中旬	9/2 9/3
第一ブロック合同研修	9月中旬、10月中旬	9月中旬、10月中旬

※整理係転入職員研修の内容

	平成21年度	平成22年度
4月7日 実施分	納税交渉、滞納票の処理、異動リストの処理	納税交渉、滞納票の処理、異動リストの処理
	整理係分掌事務	整理係分掌事務
	徴収緩和制度（執行停止）・納税義務の拡張・消滅時効・不納欠損	徴収緩和制度（執行停止）・納税義務の拡張・消滅時効・不納欠損
	臨戸・延滞金・納付委託	臨戸・延滞金・納付委託
	所在調査と財産調査	所在調査と財産調査
	差押・交付要求・参加差押	差押・交付要求・参加差押
	システム処理の実務	システム処理の実務
4月8日 実施分	税務職員の心構え、税務案内、軽自動車税、タバコ税、入湯税、住民税課税事務	税務職員の心構え、税務案内、軽自動車税、タバコ税、入湯税、住民税課税事務
	収納事務、滞納整理事務	収納事務、滞納整理事務

【監査の意見】

知識の共有化についてはより一層の工夫が必要である。

転入職員の研修や、選抜者の参加ではあるものの都税事務所第一ブロック研修への参加、徴収部門連絡会等への参加により、他地区の担当者との知識の共有は図られているものの、より実務的な知識の共有をはかるため、整理係で生じた事案や事務の具体的な事案に関する知識を共有する機会を増やすことが望まれる。

現在各担当者は、滞納整理にあたっての実務上の手引書や、研修への参加、または班長等に相談、他の担当者等の交渉経過記録の閲覧等により各自で滞納整理事務のノウハウを蓄積している。しかしながら、外部団体等が開催する研修に参加した者と参加しなかった者や、参加した研修の内容によりノウハウの蓄積の度合いが異なることになる。また交渉経過は日常業務のツールであるが、該当する事案に最も適切な財産調査の方法や滞納処分方法などを効率的に探すための情報共有ツールとしての機能を備えているわけではない。

整理係の事務は、個別の事案について状況に応じて個別に対応する必要があり、例えば差押の時期についても個々の事案の状況により様々なのが現状である。

整理係の事務は、個別の事案について状況に応じて個別に対応する必要があることは理解できるものの、類似の事案について担当者が異なることで対応結果が異なってしまうのは、滞納者間の公平性の観点から望ましいものではない。担当者が異なっていても原則として共通的な対応が行われるように、お互いの事務の事案や事務実施にあたっての懸案事項、留意点等、具体的な事案に関する知識を共有する機会を増やすことが望まれる。

このため、定期的または不定期に班別会または班長会等を開催し、経済環境の変化と新たな滞納整理手法の紹介、滞納整理が円滑に進まない事案への対策についての話し合いの場を設けるなど、情報の共有化を図り、区としての最新の滞納整理ノウハウの蓄積と更新を実現する必要がある。

（２）他課の滞納整理との連携

【概要】

区の歳入には税収入以外に、使用料、手数料等の収入があるが、これらにも税と同様に収入未済額や不納欠損が生じているものがある。

表 51　平成 21 年度の税収入以外の状況　（単位：千円）

項目	調定額(A)	収入未済額 B)	(B/A)	不納欠損額(C)	(C/A)
使用料	5,097,670	68,764	1.3%	261	0.0%
手数料	827,635	818	0.1%	—	—
貸付金収入	1,345,715	73,883	5.5%	—	—
雑入	1,542,685	126,636	8.2%	10,751	0.7%

【監査の意見】

区全体の歳入が適切に行われるよう、他課との連携のあり方についても見直しが必要である。

税収入以外の使用料、手数料等の収入についても、区民からの滞納が生じている場合には納付を促す事務が必要となる。税収入以外の使用料、手数料等の収入を取り扱っている部署の事務の中には整理係と類似した事項が多いと考えられる。また、ある債権の滞納者が他の債権の滞納者である場合も考えられるため、他課との情報の共有や連携は重要であるといえる。

しかしながら実際の業務では、必要に応じて滞納者に関する他課のシステム入力情報を参照することはあっても、各課が連携して対応するような仕組みや定期的な連絡会、連絡網の整備等は行われていない。

区全体の歳入が適切に行われるよう、他課との連携のあり方について見直しが必要である。

４．その他

（１）軽自動車税の徴税コストⅠ（徴税費全体からの分析）

【概要】

徴税費は、徴税事務全般に係る費用で主に人件費と需用費からなる。租税収入に対する徴税費の割合が低いということは徴税事務が効率的に行われていることであり、積極的な評価がなされるところである。しかしながら徴税事務は「課税の公平性」という別の視点も必要であるため、効率的であるかどうかだけで全体的な評価ができないのも事実である。したがって徴税費については区がどのような考えに基づいて当該業務を行っているかという観点が必要である。

以上の観点に基づき分析を実施した結果、徴税費の概括的な内容は次表に示したとおり、人件費が大きな割合を占めており、需用費がそれに次いでいることがわかる。

表 52　徴税費の推移（課税状況調べより）　（単位:千円、%）

区分		H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度
特別区税・都民税（A）		22,294,579	25,705,462	31,074,682	32,060,410	34,335,864
徴税費	人件費	430,854	437,698	430,680	431,826	424,831
	需用費	44,388	44,897	45,815	60,689	57,583
	その他	2,839	2,830	2,902	2,808	3,087
	合計(B)	478,081	485,425	479,397	495,323	485,502
税収入額に対する徴税費の割合（B/A）		2.14	1.89	1.54	1.54	1.41

次表は徴税費のうち平成 21 年度の需用費（57,583 千円）の内訳を示したものである。次表によると需用費のなかでは委託料が大きな割合を占めている。この委託料については、特別区民税・都民税関連では申告書や税額通知書などの帳票類の作成等に係る費用、税額通知書等の封入封緘に係る委託費用などが大きな割合を占めている。また、収納事務関連（ここでは滞納整理事務も含む。）では、納付書及び納入書、督促状などの帳票類の作成等に係る費用や OCR 処理に係る委託費用などが大きな割合を占めている。

表 53　平成 21 年度の需用費の内訳（課税状況調べより）　（単位:千円）

区分	旅費	賃金	需用費	役務費	委託料	使用料及び賃借料	合計
特別区民税・都民税	42	1,554	9,031	1,050	24,802	1,320	37,803
軽自動車税	18	-	721	-	298	-	1,039
たばこ税	2	-	1,040	-	-	-	1,042
収納関連	266	-	6,020	-	9,244	-	15,531
一般事務費	79	-	1,923	25	-	138	2,166
合計	409	1,554	18,737	1,075	34,345	1,459	57,583

また、徴税費には様々な契約に基づく委託業務が含まれる。当該委託業務に係る契約が適正な手続を経て、また効率性を踏まえて行われているかを検討するため、以下に記載した収納事務関連の委託契約に係る関連資料を閲覧して必要な事項についてヒアリングを実施した。

以下に記載した２件の委託契約に係る契約書・仕様書及び関係書類を閲覧したところ、契約内容に特に問題はなかった。また、個人情報を取り扱う業務であるため、その業務結果の検収及び業務上のセキュリティに関するチェックが必要であり、この点について特に配慮がなされていた。

検討対象とした収納事務関連の委託契約

１）特別区民税・都民税及び軽自動車税に係る収納テープ作成等事務委託
２）中央区コンビニエンスストア収納代行業務委託

【監査の意見】

収入済額に対する徴税費の割合は低下しつつあり、徴税業務は全体的に効率的に行われているといえる。ただし、軽自動車税の収入済額に対する徴税費の割合は他の税目に比べて非常に高くなっている。

次表は、平成21年度の徴税費（485,502千円）を税目別に案分して収入済額との比率を算出したものである。

表 54　平成21年度の税目別徴税費と収入済額の比率　（単位:千円）

	特別区民税等	軽自動車税	区たばこ税	収納事務
徴税費				
需用費・委託費等	37,803	1,039	1,043	15,531
人件費	162,208	19,311	3,862	208,553
その他一般事務費等	14,885	1,772	354	19,138
合計（A）	214,897	22,122	5,259	243,223
収入済額（B）	19,099,657	49,351	2,634,100	―
（A）/（B）	1.13%	44.83%	0.20%	

※ 人件費は総額を担当者数で案分したものである。また、その他一般事務費等も職員数で案分している。収納事務については、収納係及び整理係の合計職員数を用いている。
※ 入湯税は徴税費及び収入済額が僅少であるため試算から除外している。

表 52に記載したとおり徴税費の総額は最近５年間横ばいであり、収入済額が増加している分、収入済額に対する徴税費の割合は低下しつつある。したがって、徴税業務は全体的に効率的に行われているといえる。

しかしながら、税目別に徴税費を試算すると軽自動車税については収入済額に対する徴税費の割合がかなり高い。また、上表の試算では収納事務に係る費用は税目別に再配賦していないため、実際には軽自動車税の賦課・収納事務全体に係る費用はもっと高いものとなる。

これは中央区における軽自動車税の徴税事務が特に非効率ということではなく、そもそも軽自動車税の賦課及び収納に係る費用と税率（税額）が釣り合っていない

ためとも考えられる。特に50cc以下の原動機付自転車は税額が1,000円ということもあり、徴税に係る費用と税額のアンバランスの程度が甚だしい。

この問題は事務の効率化による解決が難しいため、中央区だけで対応できる問題ではないが、収入済額に比して徴税費が高額となる軽自動車税については、今後、課税のあり方そのものが議論となる可能性もある。中央区においては徴税方法の工夫など同様の問題を抱える他の自治体とも協力して検討していくことが望まれる。

表 55　軽自動車税の車種別調定額（現年課税分）

区分		平成20年度		平成21年度	
		台数	調定額（円）	台数	調定額（円）
原動機付自転車	50 cc以下	5,707	5,707,000	5,157	5,157,000
	90 cc以下	625	750,000	585	702,000
	125 cc以下	941	1,505,600	975	1,560,000
	ミニカー	112	280,000	126	315,000
	小計	7,385	8,242,600	6,843	7,734,000
軽自動車	軽二輪（営業用）	31	74,400	29	69,600
	軽二輪（自家用）	1,519	3,645,600	1,456	3,494,400
	四輪乗用（自家用）	1,367	9,842,400	1,346	9,691,200
	四輪貨物（営業用）	254	762,000	302	906,000
	四輪貨物（自家用）	2,403	9,612,000	2,290	9,160,000
	小計	5,574	23,936,400	5,423	23,321,200
小型特殊	小計	3,140	14,758,000	3,089	14,518,300
自動二輪	営業用	12	48,000	10	40,000
	自家用	1,246	4,984,000	1,212	4,848,000
	小計	1,258	5,032,000	1,222	4,888,000
合計		17,357	51,969,000	16,577	50,461,500

（２）軽自動車税の徴税コストⅡ（賦課事務の合理化）

【概要】

軽自動車税について、平成21年度の課税対象台数は16,577台で調定額は50,461千円である。そのうち軽自動車が23,321千円（全体の46.2%）と大きく、小型特殊自動車が14,518千円（同28.8%）で次いでいる。区役所で直接手続を行う原動機付自転車と小型特殊自動車は、台数では全体の6割（59.9%）を占めているが調定額では44.1%であり、調定額の5割超は東京運輸支局や軽自動車検査協会への届出に基づく課税である。

表 56　平成 21 年度軽自動車税課税対象台数、調定額（現年課税分）　（単位:台、千円）

区分		台数	うち過年度分	調定額	うち過年度分	割合	
						台数	調定額
原動機付自転車	50cc 以下、0.6kW 以下	5,157	－	5,157	－	31.1%	10.2%
	90cc 以下、0.8kW 以下	585	－	702	－	3.5%	1.4%
	125cc 以下、0.8kW 超	975	2	1,560	3	5.9%	3.1%
	ミニカー・三輪以上 20cc 超、0.25kW 超	126	－	315	－	0.8%	0.6%
	小計	6,843	2	7,734	3	41.3%	15.3%
小型特殊自動車	農耕業作業用	－	－	－	－	－	－
	その他	3,089	－	14,518	－	18.6%	28.8%
	小計	3,089	－	14,518	－	18.6%	28.8%
二輪の小型自動車	営業用	10	－	40	－	0.1%	0.1%
	自家用	1,212	2	4,848	8	7.3%	9.6%
	小計	1,222	2	4,888	8	7.4%	9.7%
軽自動車	二輪(営業用)	29	－	69	－	0.2%	0.1%
	二輪(自家用)	1,456	－	3,494	－	8.8%	6.9%
	三輪	－	－	－	－	－	－
	四輪乗用(営業用)	－	－	－	－	－	－
	四輪乗用(自家用)	1,346	－	9,691	－	8.1%	19.2%
	四輪貨物用(営業用)	302	－	906	－	1.8%	1.8%
	四輪貨物用(自家用)	2,290	4	9,160	16	13.8%	18.1%
	雪上車	－	－	－	－	－	－
	小計	5,423	4	23,321	16	32.7%	46.2%
合計		16,577	8	50,461	27	100.0%	100.0%

【監査の意見】

作業負荷やコストの軽減の観点から軽自動車税の賦課事務の改善を進めることが望まれる。

軽自動車税は１件あたりの税額が少額であることもあり、賦課額に対して事務の負担やコストが重くなっている。

賦課の正確性や公平性を確保するために必要な統制手続は実施しなければならないが、できるだけ効率的、効果的な方法で事務手続を進めることが求められる。平成 23 年度から軽自動車検査協会との間で電子メールを活用した申告データの連携が予定されているが、作業負荷やコストの軽減の観点から、さらに賦課事務の改善を進めることが望まれる。

例えば、東京運輸支局や軽自動車検査協会から入手する申告書等については毎月まとめて回送されてくるため、それらのシステム登録については、特別区民税と同様に委託業者にパンチ入力を委託することも検討の余地がある。

なお、事務の合理化を検討する際には、賦課事務だけでなく収納事務や滞納整理事務を含めた全体の事務の中での作業負荷の配分や重点化などを図っていく必要がある。例えば、軽自動車税は収入未済となる比率が高くなっているが、滞納整理事務ですべて対応するのではなく、賦課段階で対応した方が効率的、効果的ではないか、といった視点も重要である。

（３）軽自動車税の徴税コストⅢ（収納率からの分析）

【概要】

軽自動車税は他の税に比べて収納率が低く、調定額に対する収入未済額の比率が高くなっている（次表参照）。

軽自動車税は、最高額である四輪自家用乗用車であっても年税額 7,200 円、50cc 以下の原動機付自転車では年税額 1,000 円と定められているため、調定額は全体でも 56 百万円であり税調定額全体の 0.2%程度となっている。

収入未済額は増加傾向にあり、不納欠損額は毎年 800 千円程度生じている。

表 57　調定額に対する収入未済額の状況（平成 21 年度）　（単位:千円）

	調定額(A)	収入未済額(B)	(B/A)
軽自動車税	56,658	6,545	11.6%
特別区民税	20,897,665	1,714,272	8.2%
特別区たばこ税	2,634,174	74	0.0%
入湯税	2,090	－	－

表 58　軽自動車税の収入未済額と不納欠損額の推移　（単位:千円）

年度	H14 年度	H15 年度	H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度
収入未済額	4,820	4,907	5,154	5,712	5,783	5,886	6,245	6,545
不納欠損額	920	737	690	746	718	681	759	801

【監査の意見】

効率性を重視したうえで、収納率向上のための施策を講じる必要がある。

軽自動車税は税額が低く設定されていることもあり税収自体が少ないため、滞納整理事務の全体的な効率性の観点から、やはり優先順位が下がることはやむを得ないと考えるが、収入未済額が調定額の 11.6%となっていることから他の税に比べて比率としては高率であり、また収入未済額が増加傾向にあることから、納税者の公平性の観点から収納率向上のための施策を講じることも必要であると考える。

税収自体が少ないため、その対策も効率性を重視したものにならざるを得ないが、他の税や使用料が滞納されている場合にはそれらとの一体的な徴収を進めることや、必要に応じて差押処分を増やすことが考えられる。また、区民の納税意識向上のための啓蒙活動や、長期的には納付方法の簡素化や数年分の一括前納等の工夫が考えられる。納税者の公平性の観点から収納率向上のための施策を講じていく必要がある。

（４）延滞金の収納事務

【概要】

特別区税については、納期限の日までに納付がなされない場合に納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、延滞金を徴収しなければならないことが地方税法に定められている。延滞金の計算方法は地方税法に次のように定められている。

表 59　延滞金の計算方法　（地方税法）

延滞期間	延滞金の額
①　1か月以内	未納の本税の額×延滞日数×7.3%（※2） 365日
②　1か月超（※1）	1）納期限から最初の1か月 ①と同じ 2）納期限から2か月目以降 未納の本税の額×（延滞日数－最初の1か月の日数）×14.6% 365日 3）延滞金の額＝1)＋2)

※1　納期限から1か月を過ぎると1か月目までは7.3%、2か月目以降は14.6%の延滞金がかかることになる。

※2　平成12年1月1日から当分の間は、「前年の11月30日現在の基準割引率及び基準貸付利率[1]＋4%」が7.3%より低い場合はその利率とするよう改められた（地方自治法附則3条の2）。

延滞金の収納状況は次表のとおりである。最近5年間は延滞金の収納額が全体的に増加傾向にあり、平成19年度は特に多額の延滞金徴収があった。これは中央区内のマンション建築などを中心とした宅地開発により納税義務者が増加していることが主な理由と考えられる。

延滞金額はシステム上計算され、納税義務者に送付される督促状に印字記載されている。したがって、原則として該当する納税義務者に対しては必ず延滞金が付されている。また、督促状記載の納期限後に納付した場合には新たな延滞金が発生することになるが、これについても追加で延滞金の納付書を発送して徴収することとしている。

表 60　年度別・税目別延滞金収納状況　（単位:件、千円）

区分＼年度		H17年度		H18年度		H19年度		H20年度		H21年度	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
現年課税分	特別徴収	130	445	119	467	185	684	240	676	244	715
	普通徴収	1,281	5,832	1,694	7,998	2,688	10,183	2,938	11,027	2,745	10,018
	計	1,411	6,277	1,813	8,465	2,873	10,866	3,178	11,703	2,989	10,733
滞納繰越分	特別徴収 普通徴収	168	45,821	4,169	47,034	1,646	111,701	5,573	61,803	5,495	62,976
	軽自動車税	62	89	53	91	65	104	50	80	50	93
	計	230	45,909	4,222	47,125	1,711	111,805	5,623	61,883	5,545	63,069
合計		1,641	52,186	6,035	55,590	4,584	122,671	8,801	73,586	8,534	73,802

[1]　従来の公定歩合のこと。日本銀行はこれまで「公定歩合」として掲載していた統計データのタイトルを「基準割引率および基準貸付利率」に変更している。

【監査の結果】

中央区特別区税条例施行規則第 29 条に延滞金の減免の規定が設けられている。この延滞金の減免規定が適切に運用されていることを確認するため、平成 21 年度の「延滞金減免可否決定通知書」の一部を閲覧したところ問題は見られなかった。

以上より、延滞金の徴収及び減免の適用に係る処理の一部を検討した結果、特に指摘すべき事項は見られなかった。

ただし、延滞金には次項（「**（５）延滞金の管理方法**」）に記載した管理上の課題が存在している。

（５）延滞金の管理方法

【概要】

特別区民税に合わせて延滞金及び加算金（以下「延滞金」という。）の不納欠損額についても経年推移を作成するべく資料の提供を依頼したところ、平成 20 年度、21 年度分についてのみ提供を受けた（次表参照）。

表 61　特別区民税の収入未済額と不納欠損額の推移　（単位:千円）

年度		H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
特別区民税	収入未済額	1,596,499	1,240,914	1,191,314	1,292,814	1,339,795	1,335,605	1,748,570	1,714,272
	不納欠損額	452,393	397,498	125,513	99,161	117,113	139,597	162,481	85,841
延滞金等	不納欠損額	－	－	－	－	－	－	74,089	82,503

※　平成 14 年度から平成 19 年度までは延滞金等の不納欠損額は集計されていなかった。

区では従来、延滞金等の不納欠損額は集計していなかったが平成 20 年度から集計を始めている。不納欠損額には都民税の延滞に起因する金額も含まれているが、区民税に起因する金額との区分集計が行われていないため区の負担額は不明である（都民税と特別区民税の構造上、過年度税率も考慮して 7 割程度が区の負担額と考えられる）。また、延滞金等については収入があるたびに調定を行う収入調定であるため、区の決算書上では収入未済額は計上されておらず、これに伴い不納欠損額も決算書上は計上されていない。

【監査の意見】

① 延滞金の事務の優先順位の向上

延滞金等についての事務の優先順位をある程度上げる必要がある。

延滞金等は、本来納付すべき時期までに納付しなかった滞納者と、期限内納付を行った納税者との公平性を保つことなどを目的に課されるものである。したがって適切に収納管理を行う必要があるが、現状においては本税の徴収を優先していることもあり、延滞金等についての優先順位は低い。

優先順位が低いとする根拠として、①区では平成19年度までは延滞金等の不納欠損額の集計を行っていなかったこと、②区での各種文書では本税額のみが記載されている場合が多くあること、③延滞金等は区の決算書での表示が要請されていないこともあり開示されるという圧力がないことなどがあげられる。なお②については、延滞金額は日々変動していくために不確定要素を取り除いて文書を作成しているとの考え方もできるが、その場合でも文書作成日現在の延滞金を記載することも可能であることを考えればやはり優先順位が低いためと考えられる。

内部管理用情報として平成20年度から延滞金等の不納欠損額の集計を始めているが、そのデータによると平成21年度の延滞金に係る不納欠損額は都民税に起因するものも含め82,503千円であった。これは同年度の特別区民税本税の不納欠損額85,841千円に比肩する金額であり、軽視できる金額ではない。

② 年度途中での延滞金の集計

月次や四半期末に延滞金等の収入未済額、時効到来額を集計し、業務管理に使用することが望まれる。

延滞金等については、収入があるたびに調定を行う収入調定であるため、年度途中での収入未済額合計、不納欠損額合計は実務ではほとんど意識されていないと思われる。

特定時点の延滞金等既発生額は本税の収納が確定する前であっても収入未済額から計算可能である。よって管理指標の一つとして、月次や四半期末に延滞金等の収入未済額、時効到来額を集計し、業務管理に活用することが望まれる。

③ 延滞金の開示

長期的課題として、延滞金の開示方法を検討することが望まれる。

区の決算書での開示について、年度末の収入未済額から計算される既に発生した延滞金を次年度の予算として調定を行い、収入未済額については繰越しを行い、不納欠損が生じれば不納欠損額として計上することが考えられる。あるいは、決算書本表とは別に前述の情報を決算書内に付記することも一つの方法である。他の自治体では、秋田県や香川県が金額が確定した延滞金の収入未済額や不納欠損額等を決算書で表記しているとの報告例がある（平成20年度秋田県監査委員監査報告書P13、P39）。

区においても、長期的課題として延滞金の開示方法の見直しを検討することが望まれる。

④ 延滞金等徴収条例の制定

長期的検討課題として、延滞金等徴収条例の制定を検討することが望まれる。

近年、延滞金等徴収条例を定めて延滞金の徴収事務を強化している自治体も見受けられる。

区においても、長期的課題として同条例の制定を検討することが望まれる。

平成２２年度個別外部監査における
「指摘事項及び意見」に対する措置状況

監査項目

「特別区税の賦課徴収事務について」

中　　央　　区

目　　次

１　指摘事項に対する措置状況（２件）…… １

２　意見に対する措置状況（５４件）…… ２

（１）賦課事務について（９件）…… ２

（２）収納事務について（４件）…… ６

（３）滞納整理事務について（３４件）…… ８

（４）その他（７件）……２２

※問合せ先

１　指摘事項

・　①については

総務部税務課課税係：０３（３５４６）５２６９

・　②については

総務部税務課整理係：０３（３５４６）５２７９

２　意見

（１）賦課事務について

・　意見①から⑦については

総務部税務課課税係：０３（３５４６）５２６９

・　意見⑧及び⑨については

総務部税務課管理係：０３（３５４６）５２６５

（２）収納事務について

総務部税務課収納係：０３（３５４６）５２７６

（３）滞納整理事務について

総務部税務課整理係：０３（３５４６）５２７９

（４）その他

・　意見①から③については

総務部税務課管理係：０３（３５４６）５２６５

・　意見④から⑦については

総務部税務課整理係：０３（３５４６）５２７９

１　指摘事項に対する対応方針

①　検税手続が４年間停止されており、賦課事務における検税手続の位置づけが不明確であった。（特別区税の賦課事務）

内容	措置状況
新たに課税された４５５件、８６，１４４千円すべてが検税によるものとは言えず、検税手続が実施されなくても申告されたものが含まれている。ただし、検税によって申告を喚起し、未申告者を捕そくする一定の効果が認められることは確かであろう。 現時点では、平成１８年度の検税停止の妥当性は検証しづらいが、検税手続が停止されたり、再開されたりする状況から判断すると、賦課事務における検税手続の位置づけが不明確であったといえる。 検税手続の位置づけを明確にするには平成２２年度の検税結果を十分分析することが重要である。 検税手続が重要なものとして位置づけられ、今後継続する場合、マニュアル自体も平成２２年度の結果を踏まえて見直しを図り、その運用を徹底する必要がある。	賦課事務において検税は重要な手続であることは十分認識しております。平成１８年度から、システム改修や住民税のフラット化等への対応のため停止していましたが、平成２２年度に再開しました。 今後継続するにあたり検税結果を十分分析し、より公平性・効果的な運用を目指すためにもマニュアル等の見直しを図っています。

②　執行停止後の事後状況の確認が十分に行えるよう体制を整備する必要がある。（特別区税の滞納整理事務について）

内容	措置状況
一旦執行停止になった案件については、執行の停止が３年間継続した場合には納付義務が消滅し当該滞納税額は不納欠損処分されることとなる。 このため、滞納処分の執行停止後の状況確認は重要な事務であるが、実際には翌年度以降の所得申告の有無の定期的確認など、事後の状況確認は行われていなかった。 現状の事務は、地方税法への対応、区税収入の確保、納税者間の公平性の観点から十分であるとは言い難く、執行停止後の状況確認が十分に行われるような体制を整備する必要がある。	執行停止を行い、平成２３年度に不納欠損となる事案について財産調査を開始しました。

2　意見に対する措置状況

（１）特別区税の賦課事務について（９件）

①　課税資料データの登録における重要な統制手続の全体像を明確にすることが望ましい。

内容	措置状況
今回の個別外部監査においては、課税資料データの登録に関する事務において重要な誤り等は発見されなかったが、それは統制手続が機能していたためではないかと推測される。 ただし、相対的に誤り等が発生しやすく、リスクが高いと考えられる事務手続に着目して担当者への質問等を行ったところ、オンライン入力時の確認手続等について気になる点が見受けられた。	オンライン入力時を始めとした誤りが生じやすい事項については、作業毎にマニュアルを作成し開始前に作業手順等の再確認と注意喚起を行っておりましたが、統制手続の更なる徹底・明確化のため、マニュアル、作業手順の見直し、充実を図っています。

②　業務の品質だけでなく、委託料の適正な積算のためにも、委託業務の管理ルールを明確にする必要がある。

内容	措置状況
委託契約書や仕様書はあるが、委託者として委託業務の正確性等を確認する具体的な手続が明確になっているとはいえない。例えば、区から委託業者へ業務を依頼する送付書と委託業者から業務成果を区が受け取る場合の納品書の件数に差が出ている。差があること自体よりも、差の理由等が納品書等に明記されていないことなどから考えると、委託業務の数量や品質をどの程度厳密に管理できているか疑問が生じる状況である。 委託業務の管理の問題は、業務の品質だけでなく委託料の支払金額の積算（単価契約）に直接影響するため、区としての管理ルールを明確にしておく必要がある。	当初のバッチ処理は一括大量処理のため連番を付番して送付件数の把握を行っていますが、欠番処理のタイミングとのずれにより送付時との件数差が発生します。 ただし、この差については委託業者とその都度確認を行って把握しています。

③　業者選定時の競争性の付与、契約時における税務課の関与の仕方の見直し、委託業務の実施スケジュールなどについて見直しの余地がある。

内容	措置状況
課税資料のパンチ入力や納税通知書等の印字・封入・封緘の委託業務については、一括して同一の業者に委託している。３年ごとに入札を実施しているが結果的に同一業者に委託している状況が長期間続いている。契約は総務部経理課の担当であるが、税務課も委託の適切な活用の観点から業者選定時の競争性の付与、契約時における税務課の関与の仕方の見直し、委託業務の実施スケジュールなどについて検討を行う余地がある。	契約手続において、委託仕様書により競争性を確保するよう工夫しています。

④　納税通知書等の発送前引き抜き作業についても統制手続を明確にすることが望ましい。

内容	措置状況
納税通知書等の発送前引き抜き作業は、具体的には対象リストをシステムから出力して担当者が引き抜いているということであるが、作業の手順や留意点等を記載したものはなく、また、使用したリストやその正確な件数が残されていないため、実際にどのような作業が行われたのか、リストどおり引き抜かれた（差し替えられた）ことをどう確認したのかなどが第三者にとってわからない状況である。 納税通知書等の発送前引き抜き作業についても統制手続を明確にすることが望ましい。	データ抽出から納品、発送までのタイムラグに対応するため、担当者の作成したマニュアルにより作業の正確性の確保・明確化を図っています。

⑤　調定額を計算するエクセルシートの使用や管理に関して、手続やルールを明確にすることが望ましい。

内容	措置状況
賦課データをもとに毎月、財務会計システムにデータを登録し、特別区民税の調定額の決裁を行っている。ただし、税システムと財務会計システムの間で直接データ連携が行われるのではなく、賦課データを一旦手元のエクセルシートの所定欄に入力して調定額を計算している。 しかし、エクセルシートに関するマニュアル等はなく、調定額を補正・確定するための作業の複雑さや税制改正等に伴うシートの更新を含めて考えると、担当者以外の者が本エクセルシートを使いこなすことは容易ではない。 調定額に直結し、複雑な処理が要求されるため、本エクセルシートの使用や管理に関する手続やルールを明確にすることが望ましい。	毎年のように税制改正が行われることを考えると、現状では複雑なデータ処理を手作業で補正することが必要です。 今後は、当該作業に特定の担当者のみが対応するのではなく、係員間でバックアップできるような体制を整えていきます。

⑥　重要な統制手続がねらいどおり実施されたことを記録し、報告していくことが有用である。

内容	措置状況
現状では必要な統制手続が実施されたことを確認できる帳票や証跡を残し、課長や係長等の上長に報告する仕組みにはなっていない。 必要な統制手続が問題なく行われたことを記録し、上長に報告することによって、上長は統制手続の実施状況を確認でき、賦課データの正確性等に関して心証を得やすくなる。賦課に関して何か問題が生じた際にも、統制手続の実施状況について区民や第三者に説明しやすくなる。 例えば、明確化された統制手続をチェックリスト化するなど、必要な統制手続が実施されたことが最低限記録される形であればよいと考える。	必要性の高いものからチェックリストを作成して作業が正確に行われているかを確認し、責任者に報告できるようにしていきます。

⑦　統制手続の継続的な改善のために、調定額の更正事例の整理・分析・活用や事務手続のボリュームに関するデータの整理を行っていくことが望ましい。

内容	措置状況
統制手続の明確化とその実施の記録、報告の仕組みが構築された後は手続の継続的な改善プロセスの整備がポイントとなる。特に賦課手続においては頻繁な税制改正や申告の電子化など状況の変化が激しいため、常に統制手続を最新状態にアップデートすることが重要である。 そのためには、まず改善の契機あるいは根拠となる情報やデータを収集、整理、活用することが必要になる。区では従来から税制改正への対応や他自治体での課税誤り等の事例に対する注意喚起、税務署や他区との情報交換などが行われているが、もう少し拡充する余地があると考える。	近年の税を取り巻く状況は、税制改正の頻繁さや申告の電子化などの変化は著しく、情報の収集や分析が求められています。 そのためにもあらゆる機会を捉え、各自治体との連携や税務署等との情報交換を更に強めていき、事務の改善に努めています。

⑧　賦課事務の統制手続のうち重要なものは、マニュアル等の形で明確にすることが望ましい。また、実際に統制手続が行われたことを記録し、上長に報告する方法について検討する余地がある。

内容	措置状況
原動機付自転車などは区役所で直接申告を受け付けて税システムに登録する必要があり、システム登録のための担当者用マニュアルが作成されている。 ただし、システム登録後の統制手続については、特にマニュアル等の形で文書化されているわけではない。統制手続のうち、特に重要と思われるものについてはマニュアル等の形で明確にしておくことが望ましい。 また、委託業務の送付書や納品書の件数の管理、あるいは納税通知書の引き抜きの件数の管理などについて、記録が残されていない、あるいは記録の整合性がとれておらず、どの程度厳密に管理されているのか検証できない状況である。実際に統制手続が行われたことについて、チェックリスト等の形で記録し、上長に報告する方法を検討する余地がある。それによって必要な統制手続の実施も徹底されるものと期待され、区民等への説明責任を果たすことにもつながると考えられる。	軽自動車税事務の処理手順のマニュアルを活用し、事務の標準化と正確性を確保しています。 また、納税通知書の引き抜きを行う際に、チェックリストにより確認及び記録をしています。

⑨　年度途中の新規賦課や取消し、更正に関する情報の整理、分析、活用を図ることが望ましい。

内容	措置状況
年度途中の賦課や賦課の取消し、更正の原因について、現状では特にこれらの情報を蓄積し分析する仕組みとはなっていないが、区の賦課事務の改善や申告者への周知徹底などを検討する場合に活用できる有用な情報が含まれていると考えられる。また、他団体に起因する問題についても具体的な事例を蓄積し、他区とも連携しながら当該団体に問題解決に向けて働きかけていくことが考えられる。 年度途中の新規賦課や取消、更正に関する情報、あるいは納税義務者からの問い合わせ、他の自治体の情報などを含めて、整理、分析し、活用することが望ましい。	軽自動車税の賦課に関する問題について、関係８区（千代田、中央、港、品川、目黒、大田、世田谷、渋谷）と協議や情報交換をしています。

（２）特別区税の収納事務について（４件）

①　納税者の利便性及び税務課の事務効率化の観点から、問い合わせの内容に応じた窓口を納税者自らが選定できるような方法（機械応対等）を検討することが望ましい。

内容	措置状況
電話での応対はできる限り問い合わせ先とそれに的確に応えられる担当者が直接結ばれることが理想的である。最近では、機械応対で問い合わせをする側がその内容に応じて対応者を選べる事例も普通に見られ、中央区においても機械応対の導入を検討することが望ましい。 中央区のように、ある係の者に問い合わせの交通整理をさせて担当者につなぐという方法も場合によっては効率的かもしれないが、問い合わせをする側がある程度内容に応じて適当な担当者を選べた方が区の業務としても効率的と思われる。 また、納税者の利便性及び税務課の事務効率化の観点から､関係書類に具体的な問い合わせ先を複数記載しておくことも一つの方法である。	納付書裏面に問い合わせ先を記載することとし、現在は実施済みです。機械応対については、区の業務において機械応対機能が住民サービスにつながるか否かを十分に検証する必要があると考えます。

②　税務課の事務効率化の観点から自動交付機による税関係の証明書発行業務の導入を検討することが望ましい。

内容	措置状況
自動交付機による税関係の証明書発行業務を導入するに際しての大きな問題点は克服されているとも考えられる。単純に他の自治体で行っているため導入すべきということにはならないが、窓口における証明書発行業務の負担を考えて、事務の効率化に資するかどうかを検討し、資すると判断できるならば導入を検討することが望ましい。 ただし、中央区の場合は、証明書交付に係わる事務手数料の減免対象用途が幅広く、有料交付を基本とする自動交付機での証明書発行では、福祉的申請への添付書類としての証明書申請者に対する事務手数料減免の施策から離れてしまうことや、窓口で申請者と対面して必要な証明を的確に交付する立場からも逸脱する可能性があり、自動交付機導入の判断の前提として、これらの課題との整合性を考慮することが求められる。	自動交付機は、有料交付を原則としますが、税証明は無料となる場合が多く、現行、職員による窓口等での聞き取りで有料無料の判断をしていることを交付機利用者に委ねることになるのははなはだ問題が多くなります。また、住民税の課税（賦課）年度の解釈が複雑なため、自動で交付することは、利用者が求める年度のものが的確に発行されないことが危惧されます。 これらの要素を考慮すると現行の扱いに比べるとサービスの低下につながってしまうことが懸念され、このように柔軟に対応できないので導入の効果が期待できないと考えます。

③　口座振替を利用する納税者の割合は年々増加しており、当面は現状の口座振替励行策を着実に実施していく必要がある。しかしながら、将来的には現状の口座振替励行策を見直さざるを得ない可能性もあり、その判断材料として、あらかじめ口座振替利用率の目標値を設定することが望ましい。

内容	措置状況
コンビニエンスストアの廃業移転等の可能性は常に考えられるものであるから、コンビニエンスストアの空白地域の発生には十分に注意しておく必要がある。 また、住民税の普通徴収においては、徴税コストをトータルで考えた場合、口座振替が最も有利である。また、口座振替を利用する納税者の割合は年々増加しており、当面は現状の口座振替励行策を着実に実施していく必要がある。 なお、将来的には口座振替を利用する納税者の割合が高止まりすることも予想される。その場合には現状の口座振替励行策を見直さざるを得ない可能性もあるが、そのためにはあらかじめ口座振替利用率の目標値（あるいは上限値）を見積もっておくことが望ましい。	口座振替については、未利用者に対しては納税通知書発送時に勧奨はがきを同封したり、区の広報紙・ポスター及び勧奨チラシを町会・自治会に配布するなどさまざまな機会を通じて利用を促しています。目標値については、現在の増加率を維持しつつその推移をみて設定していきます。

④　収納率の維持・向上のためには、滞納初期の納税者への対応が必要である。したがって、１期及び２期の滞納初期の納税者を選び出し集中的に対応するなど、「滞納初心者」への対応を工夫する必要がある。

内容	措置状況
近年増加しつつある滞納者の問題に対して、収納事務の最も下流に位置する整理係の対応だけで十分といえるか疑問である。 それまでほとんど滞納したことがない納税者が滞納した場合、または納税と滞納を繰り返す者はいわゆる「悪質な滞納者」ではなく、納税することの意義も論理的に考えることができる場合が多い。しかしながらこのような納税者であっても時間が経過しその間に区側が具体的な措置を講じないと、やがて滞納への不安感は失せ、また滞納額も増加することから資力的に納税が困難になっていくものと考えられる。このいわば「滞納初心者」への対応は、のちのちの滞納整理事務を軽減し、さらには収納率の維持向上にもつながると考えられる。そのため、このような納税者に対しては１期及び２期の滞納初期時点で電話による納付依頼を積極的に行い、「悪質な滞納者」になることを未然に防止する必要がある。	滞納初期の納税者への対応は、滞納整理事務の軽減、収納率の維持・向上に有用であることから、保険年金課等関係部局と連携しながら、一斉電話催促を実施する方向で方法などを検討中です。

（３）特別区税の滞納整理事務について（３４件）

①　収入未済額の増加に対応した組織体制の整備と運用が必要である。

内容	措置状況
特別区民税の不納欠損額は近年低く抑えられているが、収入未済額が平成２０年度より増加していることから、平成２５年度以降に時効を迎える租税債権が多く存在していると考えられる。 このままでは平成２５年度以降に時効を迎える案件が多数存在してしまう可能性があるため、収入未済額の早期収納、差押等の滞納処分の充実に向けての組織体制の整備と運用が必要である。	時効予定リストを活用し、集中処理期間を設けるなどして、組織的に対応していきます。

②　各担当者の業務量を定期的に検証する管理方法を構築する必要がある。

内容	措置状況
滞納整理事務の有効性、効率性を保つことや、納税者間の公平性を保ちながら事務を行うためには、担当者ごとの事務がある程度均質であることが必要となるが、その前提として、各担当者の経験年数等に応じて件数、担当金額を割り当てていくことに留意する必要がある。 今回の調査では、京橋地区、日本橋地区については各担当者の担当金額、件数は概ね均質であったが、月島地区、管外については年度によって担当金額や件数にバラツキがみられる。このようにバラツキが生じていることについては、各担当者の経験年数等に応じた適性や、他業務の兼務状況に応じた結果であるのかどうかを定期的に検証する必要があり、そのための管理方法を構築する必要がある。	今後とも、各担当者の経験年数等に応じて件数、担当金額を割り当てていくように努めます。

③　高額滞納者の案件は滞納整理事務にとって重要であり、最優先で取り組むべき課題であることは理解できるが、組織の責任者全員が全ての高額滞納案件の状況を把握する必要性があるのかについては、効率性の観点から疑問がある。

内容	措置状況
高額ヒアリングは年間合計で１８日以上に及んでおり、組織の責任者全員が同席することのコストは大きい。他に優先して取り組むべき課題はないのか、現在の滞納案件の状況を踏まえ今後も同様の手法を継続することで構わないのかを再考する必要がある。	高額ヒアリングの効率化を図り、所要日数を削減するように努めます。

④　高額ヒアリングの都度、各担当者は滞納整理進行管理票を作り直しているが、業務の効率性の観点からは滞納整理進行管理票の必要性を見直すことが望ましい。

内容	措置状況
滞納整理進行管理票は７月の会議の前に手書きで作成し、１２月時点でも同じ案件が残っていればそれを再度利用しているが、翌年度は担当替えや転入職員が新たに担当する場合があるため、全ての案件で滞納整理進行管理票を作り直している。 滞納整理進行管理票を毎年度作り直すメリットとしては、担当者が交替した場合の引き継ぎが十分に行われることなどが考えられるが、業務の効率性の観点から、滞納整理進行管理票については、システムからの出力情報で代替することが可能かどうかなど作成の必要性を検討することが望ましい。	滞納者個々の記録である進行管理票の更新は必要であるが、できる限り既存の帳票を活用し、７月の高額ヒアリングから対応していきます。

⑤　滞納整理進行管理票を作成する場合においては、記載内容を見直す必要がある。

内容	措置状況
現状においては、高額ヒアリングにあたって各担当者は滞納整理進行管理票を作成する必要がある。そこで滞納整理進行管理表を確認したところ、記載すべき事項があるのにほとんど白紙の状態で提出している事案など、事実と異なる内容が記載されている事案が多く見受けられた。 滞納整理進行管理票については作成の必要性を検討することが望ましいが、当面は作成を義務づけていくのであれば、記載内容の正確性については十分留意していく必要がある。	７月の高額ヒアリングから事前チェックを行い、記載内容の正確性を確保していきます。

⑥　前回の高額ヒアリングで報告対象となった案件が次回の高額ヒアリングでも報告対象となるケースが多々見受けられるが、このような案件の取扱いも見直しが必要である。

内容	措置状況
７月の高額ヒアリングで報告対象となった案件（２７２件）のうち１２月に再報告となった案件を確認したところ、全体では２０９件（７７％）が再報告の対象となっていた。また、担当者ごとにも確認したところ、概ね７５％程度の再報告率であった。 再報告の対象となった案件については、すべてを高額ヒアリングで議論の対象とするのではなく、案件の状況に応じて検討に値する案件に限定して議論を行う必要がある。そのことによって会議を有効的かつ効率的に実施することが可能になると考える。	７月の高額ヒアリングからの継続案件についても、案件の状況について再認識するうえで必要性が高いことから、現状のとおりとすることとします。

⑦　課税の公平性の観点から、徴収コストを下回るほどの軽微な滞納でない限りは、滞納額１００万円未満の少額案件についても適切に滞納整理を実施する必要がある。

内容	措置状況
滞納本税額が１００万円になると、年２回の高額ヒアリングの対象となることから滞納整理が積極的に行われる傾向があるのではないかと思われる。しかし、１００万円以上の滞納者は全体の２．７％にすぎず、他の９７．３％の滞納者にも適切に滞納整理を行う必要がある。 少額案件については、滞納整理事務のコストと徴収税額との比較という効率性の観点が特に求められるところである。区では現在、高額案件については高額ヒアリングを実施するなど注力しているところであるが、高額、中位、少額それぞれの滞納整理事務が有効的、効率的に行われるよう、高額案件のモニタリング方法を見直すことで生じる可能性がある業務資源を、中位や少額の案件に充当していく必要がある。	徴収コストに配慮しつつ、中・少額滞納案件にも積極的に対応するよう努めます。

⑧　各担当者の催告の実施をバックアップする体制を強化するとともに、各担当者の催告の実施状況をモニタリングする仕組みを構築することが望まれる。

内容	措置状況
徴税吏員である担当者は滞納者に対し、毅然とした態度で臨むことが義務づけられているが、交渉経過の中には、来庁した滞納者への対応に苦慮していると感じられる事例が見受けられる。現在の整理係の体制では、班員にとっては自分と同量の業務量を抱える班長に対して、いつでも気兼ねなく自由に相談や面談の同席を求めることは現実的ではないと思われる。そのため、結果として特別班や係長に相談がなされずに、特別班や係長は必要な情報を把握しにくくなっている可能性がある。 各班員が毅然とした態度を維持しながら適切に滞納整理事務を行うためには、そのことを担保するバックアップ体制を強化する必要がある。班長は滞納整理の経験が豊かな者が任命されており、班員が困難に遭遇する前に起こりうる問題を察知し、事前に適切な指示を出すことも可能と思われる。 滞納整理事務をより円滑に進めるためには現在の班体制を強化する必要がある。そのためには、班長が班員の催告の状況を日常的にモニタリングして適時に指示を出す仕組みを構築することが望ましい。	各担当者の催告事務をバックアップするため、係長･班長等のリーダー層により、担当者の事務進行状況を常時把握し、適宜、効果的な相談・支援する体制を整えました。

⑨　自己破産による催告の停止にあたっては、滞納者の自己申告によるのではなく、受任通知の受領など区による直接確認が必要である。

内容	措置状況
債務整理に関する受任通知を受領していないにも関わらず催告を停止している事案があった。 当該事案については、滞納者がこれから自己破産する予定である旨の自己申告をもって催告を停止していた。区はその後も当該滞納者に関する受任通知を受け取っていないことから、現時点まで当該滞納者は自己破産をしていないと考えられる。当該事案については現在も催告を停止しているが、滞納本税額が１００万円未満であるため高額ヒアリングの対象にはならず、このままでは時効により租税債権が消滅する可能性がある。速やかに滞納者の現況を把握し、滞納整理事務を再開する必要性を検討する必要がある。 自己破産を予定している旨を自己申告して納税義務を免れようとする滞納者は多く、自己申告のみで催告を中止してしまうことは公平かつ円滑に滞納整理事務を進めるうえで問題がある。破産による催告の中止はあくまでも受任通知の受領など区による直接確認が必要である。	自己破産について、正式に確認がとれるまでは、催告書の送付を停止しないことを徹底しました。

⑩　オートロック式の集合住宅の臨戸の対応方法については、税務課の中で可能な限り情報交換を行い、ノウハウの共有化を図る必要がある。

内容	措置状況
区では、納税交渉や滞納者の状況を把握するために以前より臨戸を実施している。監査で抽出した交渉経過等を閲覧すると、現在はオートロック式の集合住宅が増え、応答がない場合や、家族あるいは同居人によるインターンホン越しの応対のみでドアを開けてもらえず、臨戸を実施しても郵便受けに留守紙を投函するに留まっている事案が見受けられる。しかしながら、一方では、そのような場合であっても集合住宅の管理人に質問を行って滞納者の状況を把握している事案等も見受けられる。 臨戸により滞納者と面接を実施して納税交渉を行うことは困難となっている状況は理解できるが、税務課として可能な限り情報交換を行い、ノウハウの共有化を図る必要がある。	日常的な打ち合わせ（ＯＪＴ）や国・東京都・税務協会の研修結果の情報交換などにより、ノウハウの共有化に努めます。

⑪　法人が住民税の特別徴収分等を滞納している場合は、当該法人の代表が個人として住民税等を滞納していないかどうかを確認し、相互参照を徹底するなど名寄せ管理を行い、滞納整理事務の効率化を図る必要がある。

内容	措置状況
法人が住民税の特別徴収分を滞納し、当該法人の代表が同時に自らの住民税等を滞納している場合について、区としては法人としての滞納分（住民税の特別徴収分）の納税を優先した結果、法人代表の自らの住民税等が滞納したままとなっている事案があった。 住民税の特別徴収分等を滞納している法人の代表と、自らの住民税等を滞納している個人が同一人物であるならば、区が納税交渉をする相手も同一人物ということになる。このような場合には滞納者の名寄せを行い、滞納している租税債権を一括して管理することにより滞納整理事務の効率化を図る必要がある。 名寄せを行うことは事務の効率化のみならず、徴収金をより古い滞納から充当することによって、区にとっては時効の成立を防ぎ、滞納者にとっては延滞金の発生を抑制することができるなど、双方にメリットがあると考える。	滞納整理システムの「折衝グループ登録」を活用することにより、名寄せを徹底しています。

⑫　財産調査は目的をもって、滞納処分につながるよう実施する必要がある。

内容	措置状況
財産調査をすること自体が目的化し、滞納処分につながっていない事案が存在していた。 特定の滞納者に対し、平成１９年１０月の調査で滞納額を超える解約返戻金の存在が判明したにもかかわらず、その後差押を行わず、かつ十分な納税交渉ができていない。 財産調査は滞納処分を効果的に行うための手段であるのだから、保険資産だけでなく預金債権など他の財産が存在する可能性を考慮して実施する必要がある。また、保険資産の中にはこれを担保として借入を行うことが可能なものがあるため、保険資産を発見した場合は、担保に供されないよう速やかに差し押さえる必要がある。滞納者による自主納付がなされず、他に十分な財産が発見されないのであれば、その保険資産を換価し、滞納処分を終了させる必要がある。財産調査は滞納処分につながるよう実施する必要がある。	調査により判明した財産について、速やかに滞納処分を実施しています。

⑬　滞納者の職業あるいは滞納者が生活の原資をどこから得ているかについて、正確に把握しておく必要がある。

内容	措置状況
滞納者の所在調査には職業別初動調査及び所得別初動調査があり、これら調査で得られた情報をもとにして区では財産調査等を行っている。滞納者の職業や勤務先等の所在調査は、滞納者がどのように収入を得て生活をしているのかを調査するという目的があり、納税資力の有無の判定などその後行うべき全ての調査の原点となるべきものである。 しかしながら、高額ヒアリング等の記録によると、滞納者の職業が「不明」あるいは「不詳」と記されており、滞納者の職業を正確に把握できていないと思われる事案が見受けられる。 滞納者が無職なのか、年金生活者なのか、生活の原資をどこから得ているのか、あるいはそれらが本当に把握できていないのかなどは交渉経過等で明らかにしておく必要がある。特に滞納者と連絡が取れている場合は、当該滞納者の生活の原資がどこにあるのか、誰の支援で生活しているかなどは正確に把握しておく必要がある。	正確に把握できるよう、滞納整理のノウハウの共有化に努めています。

⑭　納税額の納付時期に関する滞納者の主張を受け入れ、財産調査や差押等を行わない場合は、滞納者の主張の真偽を十分に確かめる必要がある。

内容	措置状況
滞納税額の納付時期に目途が立っているという滞納者の主張を受け入れ、４年間で１回しか財産調査を実施しておらず、その後区が積極的に財産調査を開始した時点では差押可能な財産が残されていなかった事案があった。 滞納者が納付時期の目途が立っていると主張している場合はその真偽を確かめ、納付の実現可能性が法的に担保されていない場合は財産調査を行う必要がある。	滞納者の主張を鵜呑みにせず、主張の根拠資料の提出を求め、その内容を確認するよう努めています。

⑮　外国人駐在員の滞納が散見されるが、滞納者が外国人駐在員の場合の初動調査の進め方を見直す必要がある。

内容	措置状況
外国人駐在員の日本国内における駐在期間は１年または３年と定められており、駐在期間が経過した後には退職し速やかに出国することが義務づけられている。 当該駐在員に関わる特別区民税・都民税は、退職により特別徴収から普通徴収に切り替えられることになり、区では前年度の所得をもとに普通徴収の納付書を当該駐在員に送付する。納付書送付後も納付がない場合には督促状を送付し、督促状送付後も納付がない場合には数回にわたり催告書を送付し、それでも納付がない場合に当該駐在員の所在調査を実施している。しかしながら、多くの場合その時点では当該駐在員は駐在期間が経過して出国している。このため、外国人駐在員による滞納整理は滞納の事実を把握してから速やかに初動調査を実施する必要がある。	外国人の特性に留意し、早期の調査に着手するよう努めています。

⑯　滞納者が外国人駐在員の場合の財産調査の進め方についても、当該外国人の出身国や駐在員の特性に応じて、さらなる工夫が必要である。

内容	措置状況
区では、退職した元駐在員に関して日本人滞納者と同様に保険会社か国内金融機関に対して財産調査を実施している。しかしながら、国内の個人向保険商品は長期契約を前提としていることから、駐在期間が１年または３年と短い外国人駐在員が国内の保険商品を購入することは考えにくい。また、外国語表示がなされていない現金自動預払機を設置する金融機関で口座を開設することは少なく、むしろ出身国と日本等の複数の国で取引が可能な金融機関を利用する傾向があると思われる。したがって、効率的、効果的に滞納整理事務を進めるためには、財産調査の実施先の選別についてもさらなる工夫が必要である。	外国人の特性に留意し、財産調査の対象を外資系金融機関等まで広げるなどの工夫をするよう努めています。

⑰　不動産賃貸収入がある滞納者に対しては、家賃の入金口座の調査を行うと同時に家賃債権の差押を検討する必要がある。

内容	措置状況
区は財産調査の基準等を作成して財産調査に活用しているが、不動産所得者に対する財産調査項目には家賃の入金口座や家賃債権の調査は例示列挙されていない。しかしながら、財産調査の基準等に示されている財産調査項目は共通的な基準を示したもので、実際に調査するべき項目は事案ごとに異なるのが通常であり、そのことは財産調査の基準等にも明示されている。財産調査に関しては臨機応変な対応が求められ、不動産所得者に対しては家賃の入金口座や家賃債権の調査を行う必要がある。	家賃債権の差押について、滞納処分するよう努めます。

⑱　配当所得や株式譲渡所得がある滞納者に対する財産調査の方法も見直しが必要である。

内容	措置状況
財産調査の基準等では、配当所得のある者に対しては配当支払者への調査を実施することが例示されている。しかしながら、現状においては配当所得や株式譲渡所得がある滞納者に対し、当該財産調査は行われていなかった。 配当支払者が上場株式の発行会社である場合は、配当支払者は証券取引所の規定により自ら株主名簿を管理しておらず、配当支払者から区が必要とする状況を入手することは不可能である。しかしながら、平成２１年１月から施行された「社債、株式等の振替に関する法律」により株式等は電子化され、証券会社等を通じて保管機関である㈱証券保管振替機構で一括管理されている。したがって、区は㈱証券保管振替機構等を通じて滞納者の証券会社等を特定し、証券口座等の財産調査を行うことが可能と思われ、今後はそのような対応を図ることが望まれる。 また、現在の財産調査の基準等では、仮に配当所得や株式譲渡所得に関連する財産調査を行っていたとしても、調査結果の活用方法が明らかにされていないため、滞納処分に十分に生かすことができなかった可能性が高いとも考えられる。このことについては配当所得や株式譲渡所得がある滞納者への対応もあわせて検討する必要がある。	東京都や他区との情報交換を行い財産調査の手法について研究しています。

⑲　遠隔地在住の滞納者に対する財産調査にあたっては、当該地域の金融機関の事情を考慮して、調査先を選別して効率的な調査を行う必要がある。

内容	措置状況
遠隔地在住の滞納者のうち、連絡が取れない者や納付がない者については相応の滞納整理を行う等、徴税コストと効果を比較して柔軟な対応を行うこととなっている。しかしながら、担当者によっては連絡が取れず納付がない者に対して管内の滞納者と同様の財産調査をしている事案があった。 遠隔地在住の滞納者については適切な調査先を選別して十分な財産調査を行い、財産を発見した場合は速やかに差押を実施し、換価による滞納処分を行うことが望ましい。	効率的な財産調査の手法について研究しています。

⑳　財産調査にあたっては、滞納者に財産を動かす時間的猶予を与えることがないよう、財産調査を行う旨を事前に伝えることなく行う必要がある。

内容	措置状況
区に納税相談のため来庁した滞納者が、相談後同日付で銀行のＡＴＭから多額の預金を引き出していたことが後日判明した事案があった。 当該事案に限定されないが、財産調査を行う旨を伝えることは滞納者に財産を動かす時間的猶予を与えることになる。財産調査は滞納者に伝えることなく行う必要がある。	滞納案件に応じて対応しています。

㉑　納税者間の公平性の観点から、差押の実施にあたって徴税吏員の主観や、区の事務処理の進捗状況の影響を受けることは避ける必要がある。

内容	措置状況
差押等検討会議議事録で、短期間で差押検討対象となったのか理由が不明確な事案があった一方で、長期間にわたり差押検討対象とならなかった理由が不明確な事案があった。 差押等検討会議議事録を閲覧した結果では、差押の実施にあたっては徴税吏員の主観や区の事務処理の進ちょく状況の影響も多分にあるのではないかと推測される。 納税者間の公平性の観点を踏まえると、差押の実施にあたっては徴税吏員の主観や区の事務処理の進捗状況の影響を受けることは避けるべきである。 滞納額と滞納時期に応じた財産調査と差押可能財産の選定の進捗管理、差押実施状況の把握、差押を実施しない、あるいは実施できない場合の理由の把握等を組織として行う必要がある。	係ミーティングから、案件によっては高額ヒアリング、差押検討会議の開催へと続く事務の流れのなかで、徴税吏員の主観を廃し、組織（中央区）としての滞納整理を行うよう努めています。

㉒　差押等検討会議のあり方を見直す必要がある。

内容	措置状況
差押等検討会議で検討対象とされたものの中には少額の案件がある。検討会議を実施することのコストと差し押さえることとなる財産額を比較すると、少額の案件まで含めた全ての差押案件を検討会議での検討対象としている現状には疑問が残る。 事務の効率性、他の事務との優先度の観点から、全ての差押案件を対象として検討会議を実施することについては検討が必要である。	差押検討会議の付議案件を精査するなどし、差押検討会議の効率化を図っています。

㉓　差押財産の範囲を拡大する必要がある。

内容	措置状況
差押財産は現状では銀行預金や生命保険解約返戻金といった債権が中心となっており、有価証券、自動車・建設機・航空機・船舶等、特許権等の無体財産権を対象とした差押は今回の調査では確認できなかった。 滞納している特別区税の徴収を促進するためには、換価までを含めた実効性、効率性を考慮しながら、差押財産の範囲を広げるよう意識づける必要がある。	多様な債権の差押手法について研究しています。

㉔　区は有価証券や不動産所得のある者に対する家賃債権や、有配当型の保険商品の差押を積極的に実施する必要がある。また、平成22年度から給与債権の差押を開始しているが、今後も勤務先への給与照会は積極的に行うことが望ましい。

内容	措置状況
区では平成２３年度から動産の差押を予定しているが、この他にも有価証券や不動産所得のある者に対する家賃債権の差押も積極的に実施する必要がある。 また、滞納者が加入している生命保険については、区は解約による換価のみを実施している。しかしながら生命保険には解約前に配当のある有配当の保険と、保険事故の発生、もしくは保険契約解約まで配当がない無配当の保険がある。このため、滞納者の加入している生命保険が有配当型の保険であれば、配当金を差し押さえて納付に充当することにより、生命保険を解約しなくても滞納処分を実施することが可能である。したがって、保険商品が有配当型である場合は保険会社に確認する必要がある。 さらに、給与債権は弁済期限が毎月到来し、特に高所得者に対する給与債権は高い確率で取り立てが可能であるから、今後は勤務先への給与照会は積極的に行うことが望ましい。	多様な債権の差押手法について研究しています。 勤務先への給与照会については、積極的に行っており、冬のボーナス時期に合わせた給与照会を実施予定です。

㉕　最終催告書の送付のルールを明確化しておく必要がある。

内容	措置状況
差押等検討会議議事録の平成２１年度上期検討分について最終催告書の送付対象とならなかった５０件のうち、送付が行われていない理由が「その他」に分類される案件２０件については、時効期限が近いことを理由に挙げているものがあったが、当該案件についてはもっと早い段階で差押等の検討をすべきであったと考えられる。 最終催告書の送付は法的に義務づけられたものではなく区の裁量で行われており、差押を実施することに対する事前予告という目的に加えて、自主納付を促す効果を期待したものである。したがって、事前予告を行う必要がないと考えられる案件や、自主納付を促す効果が期待できない案件に対してまで送付する必要はない。 実際には、最終催告書を受けとってから自主納付に応じた事案もあることから、最終催告書には一定の効果があると評価することもできる。しかしながら現状においては送付の基準が不明確となっている。今後も最終催告書の送付を行うのであればこのことについては改善が必要である。 最終催告書については、必要と認める場合に限って送付を行うように業務を見直す必要がある。	最終催告書については、必要と認める場合に限って送付するよう、差押検討会議等で決定しています。

㉖　少額分納を認めることは望ましくなく、納付額の増額を要請する必要がある。

内容	措置状況
滞納した税金は、全額一括納付が原則である。納税交渉では、滞納者の事由によりやむをえず分納になる場合でも、納期限から１か月以上が経過した滞納税金については１４．６％の延滞金が課されることから、結果として滞納額が増加する少額分納を認めることは望ましくない。	原則、１２回を超える分割納付は認めないことを徹底しています。

㉗　取立を保留する場合は、その合理性を十分に検討する必要がある。また、取立の保留は制度として確立されていないため、その適用には慎重である必要があり、差押財産を換価しない場合は可能な限り換価の猶予によることが望ましい。

内容	措置状況
区では換価の猶予を行っておらず、差し押さえた財産を換価していない事案は全て取立を保留している事案であった。これらの事案の中に取立を保留していることの妥当性に疑問が残る事案があった。取立の保留は制度として確立していないことから、その適用要件を見直す必要がある。 当該事案については、財産調査により既に判明している保険資産の解約返戻金について、滞納者が自ら解約して本税を納付することで合意したが、滞納者はその後当該保険を解約せず自己破産を準備中とのことであった。 当該者が自己破産した場合、租税債権であっても区は債権者の１人として滞納額の一部しか回収することできないため区は損失を被ることになる。保険資産は区が解約しても換価価値は同じであるから取立を留保する必要性はなく、滞納処分を確実に執行するために区が自ら解約を行う必要がある。	滞納者の状況に応じて、差し押さえた財産については、速やかに取り立てています。

㉘　財産調査にあたっては、まずは滞納者の生活実態を把握し、滞納者の状況に応じて最も効果的と思われる相手先に対して調査を行う必要がある。

内容	措置状況
平成２１年度に執行停止された滞納事案については、滞納者の所在及び滞納処分をすることができる財産が不明としている事案が多く見受けられた。 転入転出などが多い区では、滞納者が転入後に区内の支店で改めて銀行口座を開設するとは考えにくい。本店照会が可能な金融機関については本店照会を、それ以外の金融機関については、区内か否かに関わらず滞納者が口座を開設している可能性の高い金融機関に対して財産調査を行う必要がある。	執行停止は財産調査を十分に実施した上で行っています。

㉙　財産調査の結果は財産の発見につながる重要な情報であるから、あらゆる可能性を排除せず、柔軟な思考をもって差押可能財産の発見に努める必要がある。

内容	措置状況
国外に出国した外国人が保有していた国内の金融機関口座について、現在も公共料金の引き落としがなされている事案があった。区は、他人が当該口座は使用している可能性が高いとして差押をせず、当該外国人に対する滞納税金を執行停止にしていた。 外国人の保有する金融機関の口座について、本人が出国しているにも関わらず入出金取引があることは、必ずしも当該口座が他人に使用されていることを意味しない。区としては通常の手続に従って滞納整理事務を行う必要がある。 なお、他人名義の預金口座を使用することは、預金口座等の不正利用防止法により禁止されていることにも留意する必要がある。	財産調査の手法について研究しています。

㉚　差押の解除は、差押を解除する条件が確実に履行されてから行う必要がある。

内容	措置状況
平成２１年１２月に実施された高額滞納者のヒアリングにおいて、差押の指示を受けた預金債権の差押解除にあたり、以下の事案があった。 差押の解除条件は、①８６千円の納付、②３０千円の分割納付、③住宅敷金を担保に差し押える、④所得税還付が出た場合は充当納付することの４条件であった。しかしながら、実際には条件①８６千円の納付だけが履行され、区は住宅敷金を差し押えることなく、当該預金債権の差押を解除している。 このような差押の解除を認めていると、滞納者に差押の解除条件の履行を期待することは困難である。差押の解除にあたっては、事前に解除条件の履行が可能なものは確実に履行させる必要がある。	解除条件の履行を確認した後に、差押の解除を行うことを原則としていますが、止むを得ない場合には、適宜、慎重に対応しています。

㉛　差押解除の条件の設定にあたっては十分な財産の提供を求める必要がある。

内容	措置状況
差押を解除できる場合は例示列挙されているが、「滞納者が他に差押えることができる適当な財産を提供した場合」において、滞納者の提供した財産が適当かどうかの判断等、実務上の対応は各担当者に委ねられている。そして、差押解除にあたっては、各担当者は個別事案ごとに上長に相談し、承認を受けて行っている。 預金債権は差押の解除を行うとすぐに滞納者によって引き出されることがあるため債権を保全することが困難であり、当該預金債権の充当による自主納付を期待することも困難である。 預金債権に替わる十分な財産の提供を受けることが期待できないのなら、差押解除は慎重に行う必要がある。	解除条件の履行を確認した後に、差押の解除を行うことを原則としていますが、止むを得ない場合には、適宜、慎重に対応しています。

㉜　課税の公平性の観点から、執行停止としていない滞納事案の中に金額の大きなものがないか定期的にモニタリングを行う必要がある。

内容	措置状況
平成２０年度の不納欠損額の中に、滞納処分や執行停止処分に至らずに時効の完成により徴収権が時効の完成により消滅したものが１６百万円（全体の７．５％）ある。 課税の公平性の観点から、執行停止としていない滞納事案の中に金額の大きなものがないかについては、定期的にモニタリングを行う必要がある。	滞納整理システムを活用した状況把握が可能か、その方法について検討しています。

㉝　知識の共有化についてはより一層の工夫が必要である。

内容	措置状況
転入職員の研修や、選抜者の参加ではあるものの都税事務所第一ブロック研修への参加、徴収部門連絡会等への参加により、他地区の担当者との知識の共有は図られているものの、より実務的な知識の共有をはかるため、整理係で生じた事案や事務の具体的な事案に関する知識を共有する機会を増やすことが望まれる。 整理係の事務は、個別の事案について状況に応じて個別に対応する必要があることは理解できるものの、類似の事案について担当者が異なることで対応結果が異なってしまうのは、滞納者間の公平性の観点から望ましいものではない。担当者が異なっていても原則として共通的な対応が行われるように、定期的または不定期に班別会または班長会等を開催し、経済環境の変化と新たな滞納整理手法の紹介、滞納整理が円滑に進まない事案への対策についての話し合いの場を設けるなど、情報の共有化を図り、区としての最新の滞納整理ノウハウの蓄積と更新を実現する必要がある。	ノウハウの蓄積と更新の手法について一層の工夫に取り組んでいます。

㉞　区全体の歳入が適切に行われるよう、他課との連携のあり方についても見直しが必要である。

内容	措置状況
税収入以外の使用料、手数料等の収入についても、区民からの滞納が生じている場合には納付を促す事務が必要となる。税収入以外の使用料、手数料等の収入を取り扱っている部署の事務の中には整理係と類似した事項が多いと考えられる。また、ある債権の滞納者が他の債権の滞納者である場合も考えられるため、他課との情報の共有や連携は重要であるといえる。 区全体の歳入が適切に行われるよう、他課との連携のあり方について見直しが必要である。	中央区歳入確保対策委員会にて区税や保険料の収納率向上を図るための一斉電話催促の実施方法を検討中です。

（４）その他（７件）

① 収入済額に対する徴税費の割合は低下しつつあり、徴税業務は全体的に効率的に行われているといえる。ただし、軽自動車税の収入済額に対する徴税費の割合は他の税目に比べて非常に高くなっている。

内容	措置状況
徴税費の総額は最近５年間横ばいであり、収入済額が増加している分、収入済額に対する徴税費の割合は低下しつつある。したがって、徴税業務は全体的に効率的に行われているといえる。 しかしながら、税目別に徴税費を試算すると軽自動車税については収入済額に対する徴税費の割合がかなり高い。 これは中央区における軽自動車税の徴税事務が特に非効率ということではなく、そもそも軽自動車税の賦課及び収納に係る費用と税率（税額）が釣り合っていないためとも考えられる。特に５０cc以下の原動機付自転車は税額が１，０００円ということもあり、徴税に係る費用と税額のアンバランスの程度が甚だしい。 この問題は事務の効率化による解決が難しいため、中央区だけで対応できる問題ではないが、収入済額に比して徴税費が高額となる軽自動車税については、今後、課税のあり方そのものが議論となる可能性もある。中央区においては徴税方法の工夫など同様の問題を抱える他の自治体とも協力して検討していくことが望まれる。	軽自動車税、特に原動機付自転車の徴税コストが他の税目と比較して特に高いことは以前から問題となっており、国に対しても改善の要望を上げていますが、同様の問題を抱える他の自治体とも協力して、引き続き検討しています。

② 作業負荷やコストの軽減の観点から軽自動車税の賦課事務の改善を進めることが望まれる。

内容	措置状況
軽自動車税は１件あたりの税額が少額であることもあり、賦課額に対して事務の負担やコストが重くなっている。 賦課の正確性や公平性を確保するために必要な統制手続は実施しなければならないが、できるだけ効率的、効果的な方法で事務手続を進めることが求められる。平成２３年度から軽自動車検査協会との間で電子メールを活用した申告データの連携が予定されているが、作業負荷やコストの軽減の観点から、さらに賦課事務の改善を進めることが望まれる。 例えば、東京運輸支局や軽自動車検査協会から入手する申告書等については毎月まとめて回送されてくるため、それらのシステム登録については、特別区民税と同様に委託業者にパンチ入力を委託することも検討の余地がある。 なお、事務の合理化を検討する際には、賦課事務だけでなく収納事務や滞納整理事務を含めた全体の事務の中での作業負荷の配分や重点化などを図っていく必要がある。	軽自動車等の東京運輸支局及び軽自動車検査協会から送付される申告書のパンチ入力の委託を含め、事務改善について研究しています。

③　効率性を重視したうえで、収納率向上のための施策を講じる必要がある。

内容	措置状況
軽自動車税は税額が低く設定されていることもあり税収自体が少ないため、滞納整理事務の全体的な効率性の観点から、やはり優先順位が下がることはやむを得ないと考えるが、収入未済額が調定額の１１．６％となっていることから他の税に比べて比率としては高率であり、また収入未済額が増加傾向にあることから、納税者の公平性の観点から収納率向上のための施策を講じることも必要であると考える。 税収自体が少ないため、その対策も効率性を重視したものにならざるを得ないが、他の税や使用料が滞納されている場合にはそれらとの一体的な徴収を進めることや、必要に応じて差押処分を増やすことが考えられる。また、区民の納税意識向上のための啓蒙活動や、長期的には納付方法の簡素化や数年分の一括前納等の工夫が考えられる。納税者の公平性の観点から収納率向上のための施策を講じていく必要がある。	住民税の滞納がある場合には、軽自動車税も合わせて一体的な徴収を行っておりますが、軽自動車税（原動機付自転車）の一括前納制度の創設を従前から他自治体と協力して、国に要望しています。

④　延滞金等についての事務の優先順位をある程度上げる必要がある。

内容	措置状況
延滞金等は、本来納付すべき時期までに納付しなかった滞納者と、期限内納付を行った納税者との公平性を保つことなどを目的に課されるものである。したがって適切に収納管理を行う必要があるが、現状においては本税の徴収を優先していることもあり、延滞金等についての優先順位は低い。 内部管理用情報として平成２０年度から延滞金等の不納欠損額の集計を始めているが、そのデータによると平成２１年度の延滞金に係る不納欠損額は都民税に起因するものも含め８２，５０３千円であった。これは同年度の特別区民税本税の不納欠損額８５，８４１千円に比肩する金額であり、軽視できる金額ではない。	住民税の滞納がある場合には、軽自動車税も合わせて一体的な徴収を行っておりますが、軽自動車税（原動機付自転車）の一括前納制度の創設を従前から他自治体と協力して、国に要望しています。

⑤　月次や四半期末に延滞金等の収入未済額、時効到来額を集計し、業務管理に使用することが望まれる。

内容	措置状況
延滞金等については、収入があるたびに調定を行う収入調定であるため、年度途中での収入未済額合計、不納欠損額合計は実務ではほとんど意識されていないと思われる。 特定時点の延滞金等既発生額は本税の収納が確定する前であっても収入未済額から計算可能である。よって管理指標の一つとして、月次や四半期末に延滞金等の収入未済額、時効到来額を集計し、業務管理に活用することが望まれる。	年４回出力される時効予定リストにより、収入未済額、時効到来額を把握し、業務管理に活用しています。

⑥　長期的課題として、延滞金の開示方法を検討することが望まれる。

内容	措置状況
区の決算書での開示について、年度末の収入未済額から計算される既に発生した延滞金を次年度の予算として調定を行い、収入未済額については繰越しを行い、不納欠損が生じれば不納欠損額として計上することが考えられる。あるいは、決算書本表とは別に前述の情報を決算書内に付記することも一つの方法である。 区においても、長期的課題として延滞金の開示方法の見直しを検討することが望まれる。	長期的課題として研究していきます。

⑦　長期的検討課題として、延滞金等徴収条例の制定を検討することが望まれる。

内容	措置状況
近年、延滞金等徴収条例を定めて延滞金の徴収事務を強化している自治体も見受けられる。 区においても、長期的課題として同条例の制定を検討することが望まれる。	長期的課題として研究していきます。